第３章　風水害応急対策計画

第１節　活動体制計画

〔　方針・目標　〕

- 荒川、利根川等の河川情報や被害発生情報に対応して、災害警戒本部又は災害対策本部を設置し、迅速な対応をとる。
- 被害が集中した地域の災害対策を効果的に進める必要がある場合は、分庁舎等の公共施設に現地災害対策本部を設置し、対応に当たる。

第１　市本部の設置・廃止

市担当部班	本部事務局
関係機関	北部地域振興センター、熊谷警察署

熊谷市災害警戒本部又は熊谷市災害対策本部（以下「本部」という。）の設置及び廃止は、次のように行う。

１　本部の設置・廃止基準

本部の設置及び廃止の基準は、次のとおりである。

■本部の設置・廃止基準

＼	災害警戒本部	災害対策本部
設置	(1) 氾濫注意情報が発表されたとき。 (2) 小規模の災害が発生したとき。 (3) 中規模の災害が発生したとき又は予想されるとき。 (4) 特別警報が発表されたとき (5) その他市長が必要と認めたとき。	(1) 氾濫警戒情報が発表されたとき。 (2) 複数の箇所で被害が発生したとき。 (3) 大規模な災害や広範囲にわたる被害が発生したとき又は予想されるとき。 (4) その他市長が必要と認めたとき。
廃止	(1) 災害対策本部を設置したとき。 (2) 氾濫注意情報の解除が発表されたとき。 (3) 災害の危険性又は災害応急対策がおおむね完了したと市長が認めたとき。	(1) 氾濫警戒情報の解除が発表されたとき。 (2) 災害の危険性又は災害応急対策がおおむね完了したと市長が認めたとき。

※　氾濫注意情報及び氾濫警戒情報の水位は、第４節「警報及び注意報伝達計画」第１「気象警報・注意報及びその他の防災情報の伝達・周知」「２　水防法に基づく水防警報及び水防法と気象業務法に基づく洪水予報、水位情報周知」参照

※　大雪時については、第10節「雪害応急活動計画」参照

２　本部の設置・廃止の決定

本部の設置又は廃止の決定は、次のとおりとする。

(1) 部長等は、本部を設置する必要があると認めたときは、危機管理監を通じて市長に本部の設置を要請する。

(2) 危機管理監は、部長等から要請があった場合、又はその他の状況により本部を設置する必要があると認めたときは、市長に本部の設置を要請する。

(3) 市長は、危機管理監からの要請を受け、必要があると認めたときは、自ら本部長となり本部を設置する。

(4) 市長が不在の場合は、①副市長、②危機管理監の順に代行する。

３　設置・廃止の通知

本部を設置又は廃止した場合、危機管理監は、電話その他適当な方法により、各部長、県知事、市防災会議の委員、報道機関、その他関係機関に周知するとともに、市民等に広報する。なお、通知の際は、必要に応じて関係機関等に対し、本部連絡員の派遣を要請する。

４　準備体制

危機管理監は、次のような場合、市本部設置に備えた準備体制をとり、活動を指揮する。

(1) 暴風、大雨、洪水、大雪等の気象警報が発表され、災害が発生すると予想したとき。
(2) 水防警報が発表されたとき。

■準備体制での活動内容

◇情報の収集及び伝達	◇被害状況の把握及び県等への報告
◇広報活動	◇所管施設の点検、応急措置　等

５　災害救助法が適用された場合の体制

市は、本市に救助法が適用された場合は、知事から委任を受けて同法に基づく救助事務を実施（又は県の実施する救助事務を補助）するものとする。

→ 本章 第 26 節「事前措置及び応急措置等」 第２「救助法の適用要請」参照

【様式編】5　配備通知書

第２　市本部の開設・運営

市担当部班	本部事務局、総合政策部情報班
関係機関	

１　本部の開設

本部の設置場所は、原則として、市本庁舎の 603 会議室とする。ただし、建物の被災等により本庁舎内に設置できない場合は、①中央消防署、②その他の市有施設等の順に移設先を検討し、本部長の判断により移設する。

２　組織

本部の組織及び事務分掌は、熊谷市災害対策本部条例及び熊谷市災害対策本部に関する規程の定めるところによる。

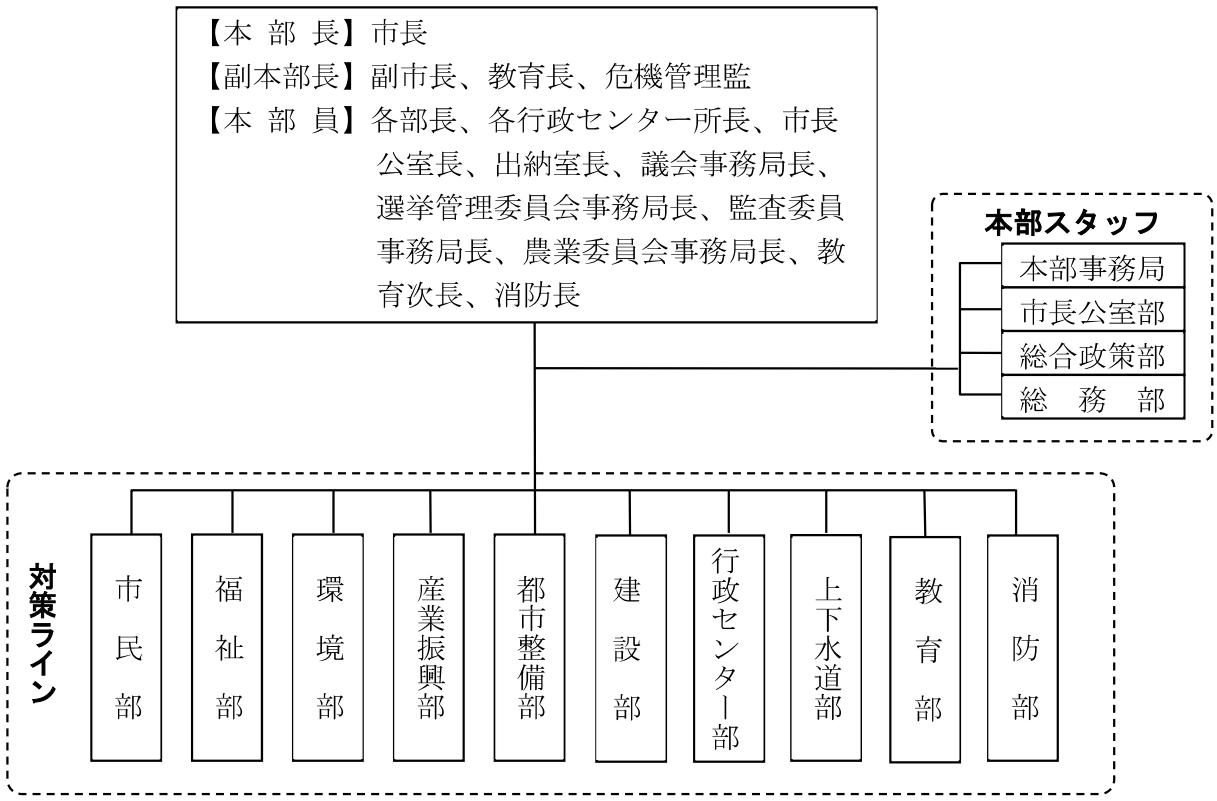

なお、災害警戒本部は、災害対策本部に準じた組織体制とする。

■本部体制での活動内容

◇情報の収集及び伝達	◇被害状況の把握及び県等への報告
◇関係機関との連絡及び調整	◇災害危険箇所の警戒及び巡視
◇所管施設の点検及び応急措置	◇被害への応急対応
◇広報活動　等	

３　本部会議

災害に関する情報を分析し、災害対策本部の基本方針を協議するため、本部長は、本部会議を随時招集する。本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長が議長を務める。

なお、本部員に事故がある場合は、当該部の次席責任者が代理として出席する。

４　班長会

本部長は、必要があると認めるときは、班長会を設置する。班長会は、本部スタッフ及び各対策部の班長をもって構成し、副本部長が指揮を執る。

５　現地災害対策本部

本部長は、災害現場の近くに対策拠点を設ける必要があると認めるときは、分庁舎又は現場付近の公共施設等に現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、副本部長が指揮を執る。

６　国・県の現地災害対策本部との連携

国や県の現地災害対策本部が市内に設置された場合は、それらと連携し、効果的な災害対策を行う。

【資料編】14 災害時事務分掌

第３　関係機関の活動体制

市担当部班	本部事務局
関係機関	各機関

各防災関係機関は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える。

また、市本部への助言、本部との密接な連携及び情報交換のため、市本部への本部連絡員の派遣に努める。

第２節　動員配備計画

〔　方針・目標　〕

- 河川の氾濫による避難を迅速に行うため、氾濫警戒情報が発表された段階で災害対策本部を設置し、必要な要員を動員する。
- 気象警報、水防警報の発令により事前準備を行う体制をとる。
- 小規模な災害発生には、災害警戒本部を設置し、対応に当たる。また、気象警報等の情報入手の段階から配備を行い、情報収集をするなど、災害発生に備える。

第１　市職員の動員・配備

市担当部班	本部事務局、総務部庶務職員班
関係機関	

１　配備の決定

気象情報等に関する危機管理監の報告に基づき、市長が必要な配備態勢を判断する。

■配備態勢と判断基準

配備態勢		判断基準	配備職員
準備体制	１号配備	①暴風・大雨・洪水等の気象警報が発表され、災害が発生すると予想したとき。 ②水防警報が発表されたとき。 ③その他、市長が必要と認めたとき。	危機管理課、災害対策本部員、初動対応が必要な班長及び各行政センター副所長
災害警戒本部体制	２号配備	①氾濫注意情報が発表されたとき。 ②小規模の災害が発生したとき。 ③特別警報が発表されたとき。 ④その他、市長が必要と認めたとき。	各班の事情に応じて、課長を配備、所要の職員
災害対策本部体制	３号配備	①氾濫警戒情報が発表されたとき。 ②複数箇所で被害が発生したとき。 ③その他、市長が必要と認めたとき。	関係課所の係長以上、応急対策要員
	４号配備	①氾濫危険情報が発表されたとき。 ②大規模な災害や広範囲の被害が発生したとき又は予想されるとき。 ③その他、市長が必要と認めたとき。	全職員

※　大雪時については、第 10 節「雪害応急活動計画」参照

２　職員の動員

(1) 勤務時間内については、総務部長から各部長に配備態勢を伝達するとともに、庁内放送を行う。また、出先の職員、外出中の職員等に対しては、各部長から伝達する。

(2) 勤務時間外については、総務部長から各部長へ連絡し、各職員に対して各部の連絡網により伝達するとともに、職員安否確認参集メールにより伝達する。

３　動員区分及び動員人員

配備先は、勤務場所とする。

ただし、勤務場所以外の場所に動員させる場合は、所属長が指示する。

４　職員動員の報告

各課（班）は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、所属部長を通じて、職員課長（庶務職員班長）に報告する。

職員課長は、所定の様式により職員の参集状況を取りまとめ、総務部長を通じて市長（本部長）に報告する。なお、報告の時期については、本部長の指示によるものとする。

５　職員の服務

全ての職員は、次の事項を遵守する。

(1) 配備についていない場合も、常に災害に関する情報及び本部関係の指示に注意する。
(2) 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり、常に所在を明確にしておく。
(3) 不急の行事、会議、出張等を中止する。
(4) 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せずに待機する。
(5) 災害現場に出動する場合は、腕章及び名札を着用し、また、自動車には標旗及び標章を使用する。
(6) 自らの言動によって市民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意を払う。

６　参集時の留意事項

(1) 災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの分庁舎に参集する。
　また、疾病その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、なんらかの手段をもってその旨を所属長若しくは最寄りの施設の責任者に連絡する。

(2) 災害のため緊急に参集する際は、作業服又は作業に適する服装を着用するとともに、特に指示があった場合を除き、食料３食分、飲料水、ラジオ及び懐中電灯を携行するものとする。

(3) 参集途上においては、可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに、参集場所の責任者に報告する。

７　職員の管理

(1) 職員の被災状況の確認
　総務部庶務職員班は、職員安否確認参集メールを活用し、職員及びその家族の被災状況を確認する。

(2) 職員の配置調整、交代要員の確保
　総務部庶務職員班は、各班の参集状況及び業務量を把握し、職員の人員配置の調整を行う。
　また、24 時間継続して従事する必要のある業務を把握し、状況に応じて交代要員を確保する。不眠不休で対応している班や職員がないよう注意するとともに、随時調整を行う。

(3) 職員の健康管理及び給食等

総務部庶務職員班は、職員の健康管理、メンタルケア等に必要な措置を講じるとともに、各班長は、各班員の健康及び勤務状態を常に配慮し、調整等の措置等が必要な場合は、各班の部長を通じて総務部に報告する。

また、職員の参集状況等を把握し、職員用の食糧及び飲料水を確保する。なお、確保する際は、食糧の調達を担当する産業振興部と調整を行うものとする。

【資料編】15 災害時配備体制
16 腕章・標旗
【様式編】 4 配備発令書
5 配備通知書
6 動員人員調査票
7 動員職員調査票
8 動員職員名簿
13 本部長指令

第２　関係機関の動員配備

市担当部班	本部事務局、消防部
関係機関	各機関

各防災関係機関は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための配備態勢をとり、必要な職員を速やかに動員する。

第３節　自衛隊災害派遣要請・相互応援協力計画

〔　方針・目標　〕

- 被災者の救出活動等において応援が必要な場合は、迅速に自衛隊の派遣要請ができるよう情報を収集し、受入体制を確立する。
- 大規模災害の場合は、市単独では対応が困難なため、消防機関、協定先の自治体に応援を要請し、連携して効果的な対策を実施する。

第１　自衛隊災害派遣要請

市担当部班	本部事務局
関係機関	自衛隊

１　災害派遣活動の要件

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の三つの要件を勘案して行う。

■災害派遣活動の要件

◇緊急性の原則
　差し迫った必要性があること。
◇公共性の原則
　公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。
◇非代替性の原則
　自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

２　災害派遣要請の依頼

(1) 市長の災害派遣要請依頼

本部長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認められるときは、知事に対して文書をもって災害派遣要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話又は口頭により、次の事項を明らかにして災害派遣要請を依頼し、事後、速やかに文書を提出する。

また、通信の途絶等で知事に依頼できないときは、直接、最寄りの自衛隊の部隊長に通知し、事後、所定の手続を行う。

■災害派遣要請の手続

提出（連絡）先	県危機管理防災部危機管理課 TEL 048(830)8131　FAX 048(830)8129 防災無線（地上系）TEL 85-200-6-8131　FAX 85-200-6-8129 〃　（衛星系）TEL 89-200-6-8131　FAX 89-200-6-8129
連絡方法	文書（緊急を要する場合は、電話、無線で行い、事後文書送付）
要請事項	◇災害の状況及び派遣を要請する事由 ◇派遣を希望する期間 ◇派遣を希望する区域及び活動内容 ◇その他参考となるべき事項

■緊急の場合の連絡先

部　隊　名 （駐屯地等）	連　絡　責　任　者		電　話　番　号
	時 間 内	時 間 外	
陸上自衛隊 第３２普通科連隊 （大宮）	第３科長	部隊当直司令	大　宮（048）663-4241 内　線 437 時間外 402
陸上自衛隊 第１師団司令部 （東京・練馬）	第３部長 又は防衛班長	第１師団司令部 当直幹部	東　京（03）3933-1161 内　線［第３部長］2230 ［防衛班長］2750 ［防衛幹部］2753 時間外 2708・2709
航空自衛隊 中部航空方面隊 司令部（入間）	運用第２班長	中空司令部 当直幕僚	狭　山（04）2953-6131 内　線 2233 時間外 2204・2209
海上自衛隊 横須賀地方総監部 （横須賀）	防衛部長 第３幕僚室長 防災総括幕僚 防災幕僚	オペレーション室 当直幕僚	横須賀（046）822-3500 内　線 2543・2547 時間外（046)523-1009

(2) 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事の要請を待つ時間的余裕がないときは、次の判断基準により、部隊等を自主派遣することができる。

■自衛隊自主派遣の判断基準

◇関係機関に対して災害情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
◇知事等が自衛隊の災害派遣の要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
◇航空機、海難事故の発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。
◇その他上記に準じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待つ時間的余裕がないと認められること。

３　災害派遣部隊の受入体制の確保等

(1) 受入体制

本部事務局は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合は、作業計画を作成し、次のような対応を行う。

■自衛隊の受入体制

項　　目	内　　容
作業計画の作成	◇作業箇所及び作業内容 ◇作業箇所別必要人員及び必要器材 ◇作業箇所別優先順位 ◇作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 ◇部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資機材の準備	◇総務部が取りまとめ等、統括する。 ◇必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に関係のある管理者への了解を取り付ける。
自衛隊集結候補地	熊谷スポーツ文化公園（状況により、被害箇所近くの公共用地）
設備の準備	◇本部事務室　◇宿舎　◇資材置場 ◇駐車場　◇ヘリコプター発着場
連絡窓口	◇本部事務局に連絡窓口を一本化する。 ◇自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。

(2) 自衛隊の派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

■自衛隊の支援活動

◇被害状況の把握	◇避難者の誘導及び輸送
◇遭難者の捜索及び救助	◇水防活動
◇消防活動	◇道路又は水路等交通上の障害物の除去
◇診察、防疫、病害虫防除等の支援	◇通信支援
◇人員及び物資の緊急輸送	◇炊飯及び給水の支援
◇救援物資の無償貸付又は贈与	◇交通規制の支援
◇危険物の保安及び除去	◇予防派遣
◇その他	

(3) 撤収要請依頼

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、本部長は、知事及び派遣部隊長と協議の上、派遣部隊の撤収要請を行う。

４　経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、派遣を受けた市が負担するものとし、その内容は、おおむね以下のとおりとする。

なお、その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定める。

また、派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊及び給食の施設、設備等の提供を受けた場合は、これを利用することができるものとする。

■負担経費

◇救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
◇宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
◇宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
◇救助活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償

【様式編】9　自衛隊災害派遣要請書
10 自衛隊災害派遣撤収要請書

第２　地方公共団体等への応援要請

市担当部班	本部事務局、消防部
関係機関	

１　応援要請のための判断基準

応援要請のための判断は、おおむね次のような事態を目安とする。

■判断基準の目安

◇大規模な災害であるとき。
◇市には困難又は特殊な対応を要する災害態様であるとき。
◇隣接した市町への避難が効果的なとき。
◇被害の全体像が不明であるが、大規模な災害であると推測されるとき。

２　応援の要請

(1) 県又は指定地方行政機関等への応援要請

本部長は、災害が発生し、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、以下のとおり知事又は指定地方行政機関等に対し、応援又はあっせんの要請を行う。

■県への応援要請手続

要 請 先	県危機管理防災部災害対策課
	指定地方行政機関又は指定公共機関（あっせんを求める場合は県）
	消防庁長官 （緊急消防援助隊の応援要請に際し、県知事と連絡が取れない場合）
	報道機関 （要請先：勤務時間中は県危機管理防災部災害対策課、休日及び夜間は危機管理防災部当直）
連絡方法	下記の表に掲げる事項を明記した文書 （ただし緊急を要し、文書をもってすることが困難なときは、口頭又は電話、無線等により行い、事後、速やかに文書送付）

■県等への応援要請手続上必要な事項

要請の内容	要請の際に伝達する事項	根拠法令
県への応援の要請又は応急措置の実施の要請	◇災害の状況 ◇応援（応急措置の実施）を要請する理由 ◇応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ◇応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ◇応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ◇その他必要な事項	災対法第68条
指定地方行政機関、他都道府県の職員又は他都道府県の市町村の職員の派遣又はあっせんの要求	◇派遣要請又は派遣のあっせんを求める理由 ◇派遣要請又は派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 ◇派遣を必要とする期間 ◇派遣される職員の給与その他勤務条件 ◇その他参考となるべき事項	派遣：災対法第29条 あっせん：災対法第30条 地方自治法第252条の17
消防庁長官への緊急消防援助隊の応援の要請	◇災害の状況（負傷者、要救助者の状況） ◇応援要請を行う消防隊の種別と人員	消防組織法第44条
ＮＨＫさいたま放送局、(株)テレビ埼玉、(株)エフエムナックファイブ及びＦＭ.クマガヤ(株)への放送要請の要求	◇放送要請の理由 ◇放送事項 希望する放送日時及び送信系統 その他必要な事項	災対法第57条

(2) 他市町村への応援要請

本部長は、相互応援協定を締結している市町村に各種応援を要請する。

(3) 協力協定等締結団体等への応援要請

本部長は、協力協定等を締結している市内団体・事業所等に各種協力を要請する。

【資料編】46 災害時における相互応援協定及び協力協定
47 消防応援協定

第３　応援受入体制の確保

市担当部班	本部事務局、総務部庶務職員班、都市整備部、消防部
関係機関	

１　地方公共団体からの応援の受入れ

総務部庶務職員班は、他の地方公共団体からの応援の受入れについて、県と相互に連絡を密にするとともに、以下の事項に留意し、有効な活動ができるよう、体制の確保に努める。

■地方公共団体からの応援活動

◇災害救助に関する業務（例：消防、警察、自衛隊の輸送手段、交通路の提供、確保等）
◇医療応援に関連する業務（例：医療班、航空機、空港の提供等）
◇被災生活の支援等に関連する業務（例：物資の応援、建物の応急危険度判定等）
◇災害復旧又は復興に関連する業務（例：被災者の一時受入れ、職員の派遣による事務補助等）
◇その他災害応急対策（国との防災訓練で検証がなされている業務等）

■受入体制の確保

◇関係機関との相互協力により、本部事務局が受入窓口となり総合調整するとともに、関係各部が他の地方公共団体の職員を受け入れる。
◇応援職員に関する宿舎の確保等のバックアップ業務は、総務部が行う。

■応援受入れの対応

◇受入窓口の明確化
◇担当業務の明確化
◇交通手段及び交通路の確保
◇応援の範囲又は区域の明確化
◇応援の内容の明確化

２　広域的応援の受入れのための活動拠点施設

市域における広域的応援の受入れのための活動拠点施設は、以下のとおりである。

■活動拠点

名　　称	所　在　地	面　積（㎡）	主な活動使途	避難場所指定の有無	埼玉県地域防災計画	埼玉県緊急消防援助隊受援計画
熊谷スポーツ文化公園 ※園内の一部 熊谷防災基地	上川上 ほか	764,000	防災活動拠点（物資の備蓄集配機能及び避難場所） 防災基地（物資の備蓄集配機能及び活動要員の集結機能） 警察・消防・自衛隊派遣隊	○	□	△
埼玉県文化財収蔵施設	船木台 4-4-1	24,641	警察・消防応援隊			△
別府沼公園	西別府 1456	170,926	警察・消防・自衛隊派遣隊	○	□	△
妻沼運動公園	飯塚 200	101,230	消防応援隊	○		
航空自衛隊熊谷基地	拾六間 839	561,000	自衛隊派遣部隊		□	△
総合教育センター江南支所	御正新田 1355-1	200,889	警察・消防・自衛隊派遣隊		□	△
熊谷さくら運動公園	小島 157-1	306,000	警察・消防・自衛隊派遣隊	○	□	△
江南総合公園	板井 377-1	126,000	警察・消防・自衛隊派遣隊	○	□	△

【凡例】○：避難場所指定あり
□：埼玉県地域防災計画活動拠点
△：緊急消防援助隊埼玉県受援計画活動拠点

第４　広域応援の実施

市担当部班	本部事務局、所管各部
関係機関	

本部事務局及び所管各部は、他市町村で災害が発生した場合で、本市においては被災がない、又は被災の程度が軽微である場合において、当該他市町村の自力による応急対策等が困難な場合には、災害対策基本法及び相互応援協定に基づき、次の物的又は人的応援のうち当該他市町村が支援を必要とするものについて、可能な限り迅速に支援を実施する。

また、県が行う広域応援活動に協力するものとする。

■実施事項

◇応急対策活動
- 県後方応援本部が実施する応援活動への協力
- 緊急消防援助隊の派遣
- 活動拠点等における救出救助活動
- 広域応援要員の派遣
- 広域一時滞在者の受入れ
- 被災市町村のがれき処理への協力
- 環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援

◇復旧・復興
- 広域復旧復興支援（職員派遣、業務代行）
- ライフライン施設の復旧活動支援
- 他市町村からの火葬依頼への対応
- 空き工場、作業場等に関する情報の提供及びあっせんの協力
- 被災者の生活支援
- 政府の災害対応及び業務継続への支援

第４節　警報及び注意報伝達計画

〔　方針・目標　〕

- 河川管理者、気象台等が発表する情報を確実に把握・分析し、避難情報を遅れることなく発令する体制を確立する。
- 警戒段階から被害情報等を一元的に管理し、災害対策本部内で情報の共有化を図る。

第１　気象警報・注意報及びその他の防災情報の伝達・周知

市担当部班	本部事務局、建設部建設班、各行政センター部
関係機関	熊谷地方気象台、荒川上流河川事務所、利根川上流河川事務所、熊谷県土整備事務所

１　特別警報、警報、注意報等の種類及び発表基準等

熊谷地方気象台が発表する特別警報、警報、注意報等の対象地域、種類及び発表基準は、次のとおりである。

(1) 対象地域

熊谷地方気象台は、気象現象に伴う災害の発生が予想される地域を限定できる場合には、その地域を指定して特別警報、警報又は注意報を発表する。

指定する地域は、一次細分区分として県内を３つの地域に、二次細分区分は各市町村を単位としている。また、その中間で、市町村等をまとめた地域として、南部を３地域、北部を２地域に分けている。

本市は、北部（一次細分区域）の北西部（市町村等をまとめた地域）に該当する。

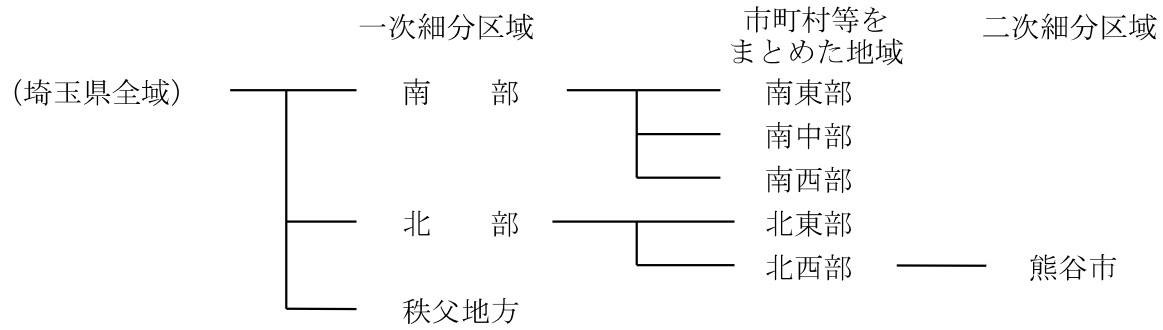

■特別警報、警報、注意報の概要

種　類	概　　要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を警告して行う予報
警　　報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報
注 意 報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

(2) 種類及び発表基準

熊谷地方気象台が発表する特別警報、警報、注意報等の種類及び発表基準は、次に掲げるとおりである。

■警報・注意報の発表基準

（一次細分区域：北部、二次細分区域：熊谷市）

種類				発表基準
注意報	一般の利用に適合するもの	気象注意報	風雪注意報	平均風速が11m／ｓ以上で、雪を伴い、被害が予想される場合
			強風注意報	平均風速が11m／ｓ以上で、主として強風による被害が予想される場合
			大雨注意報	かなりの降雨があって被害が予想される場合。 その基準は、次の条件に該当する場合 表面雨量指数基準：9 土壌雨量指数基準：92
			大雪注意報	大雪によって被害が予想される場合。 その基準は、次の条件に該当する場合 12時間の降雪の深さが5cm以上と予想される場合
			濃霧注意報	濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。その基準は、次の条件に該当する場合 濃霧によって視程が100m以下になると予想される場合
			雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
			乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 その基準は次の条件に該当する場合 最小湿度が25％以下で、実効湿度が55％以下になると予想される場合
			着氷・着雪注意報	着氷又は着雪が著しく、通信線や送電線等に被害が起こると予想される場合
			霜注意報	早霜・晩霜により、農作物に著しい被害が予想される場合。 その基準は、次の条件に該当する場合 最低気温が早霜・晩霜期に４℃以下になると予想される場合
			低温注意報	夏期：低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合 冬期：熊谷地方気象台で気温が－６℃以下になると予想される場合
		洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 その基準は、次の条件に該当する場合 流域雨量指数基準：福川流域＝12.5、元荒川流域＝5.3、 忍川流域＝5.8、和田吉野川流域＝7.5、 和田川流域＝6.9、新星川流域＝4.2 指定河川洪水予報による基準：利根川水系石田川［下田島・牛沢］、荒川［熊谷］、利根川上流部［八斗島］
	水防活動の利用に適合するもの	水防活動用気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。
		水防活動用洪水注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。
警報	一般の利用に適合するもの	気象警報	暴風警報	平均風速が20m／ｓ以上で、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
			暴風雪警報	平均風速が20m／ｓ以上で、雪を伴い、 重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
			大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 (浸水害) 表面雨量指数基準：18 (土砂災害) 土壌雨量指数基準：128
			大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 12時間の降雪の深さが10cm以上と予想される場合

		洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 流域雨量指数基準：福川流域＝15.7、元荒川流域＝6.7 忍川流域＝7.3、和田吉野川流域=9.4、 和田川流域=9.5、新星川流域=6.2 指定河川洪水予報による基準：利根川水系石田川［下田島・牛沢］、荒川［熊谷］利根川上流部［八斗島］、
	水防活動の利用に適合するもの	水防活動用気象警報	大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報と同じ。
		水防活動用洪水警報	洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ。

(注)①　発表基準欄に記載した数値は、埼玉県における過去の発生状況と気象条件との関係を調査して決めたものであり、災害発生を予想する際の具体的な目安である。
②　注意報及び警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報又は警報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。
③　注意報・警報文の構成
・標題：発表する注意報・警報の種類、及び発表地域名を示す。
・発表年月日時分、発表気象官署名
・注意警戒文：いつ、どこで、何がで組み立てた気象現象の予測、及び防災上の注意・警戒事項を、二重括弧で囲み100文字以内で示す。
・本文：二次細分区毎に注意報や警報の発表・解除・継続の状況を明記し、特記事項には、警報に切り替える可能性や土砂災害や浸水害への警戒事項を記述する。
また、二次細分区毎に注意・警戒すべき期間、現象のピーク、量的な予想の最大値を記述する。付加事項には、防災上留意すべき事項を記述する。

■特別警報発表基準

	種　類	発　表　基　準
特別警報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合 ※ 雨に関する 50 年に一度の値（熊谷市） ・48 時間降水量：369㎜　・３時間降水量：128㎜ ・土壌雨量指数：225
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 ※ 50 年に一度の積雪深(熊谷地方気象台)：32cm（参考値）

(注)①　「50年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる５㎞格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。
②　特別警報の判定に用いる３時間降水量の値は、150㎜ 以上となった格子のみをカウントの対象とする。

(3) 気象情報

気象情報は、異常気象等についての情報を具体的かつ速やかに発表するものであり、異常気象の起こる可能性が高まった場合や、特別警報、警報及び注意報の内容を補足する必要がある場合等に、実況資料及び防災に対する注意事項を含め、熊谷地方気象台が発表する。

(4) 記録的短時間大雨情報

記録的短時間大雨情報は、記録的な１時間雨量が観測されたときに、その状況を簡潔に表現して速報するものであり、埼玉県内の発表基準は100㎜以上である。ただし、大雨警報の発表されている間に行う。

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼び掛ける情報で、雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに発表する。なお、この情報の有効期間は、発表から１時間である。

(6) 荒川及び利根川上流部洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。荒川及び利根川上流部については、国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部が共同で発表する。

■指定河川洪水予報

種類	標　　題	概　　要
洪水警報	氾濫発生情報 (警戒レベル５相当)	・氾濫が発生したときに発表される。 ・新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。
	氾濫危険情報 (警戒レベル４相当)	・氾濫危険水位に達したときに発表される。 ・いつ氾濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない住民への対応が必要である。この後に避難指示等を発令する場合、周辺状況を確認する必要がある。 ・避難指示等の発令の判断の参考とする。
	氾濫警戒情報 (警戒レベル３相当)	・一定時間後に氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 ・高齢者等避難等の発令の判断の参考とする。
洪水注意報	氾濫注意情報 (警戒レベル２相当)	・氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。

(7) 火災気象通報

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに熊谷地方気象台が埼玉県知事に対して通報し、県を通じて熊谷市や熊谷市消防本部に伝達される。

■気象警報等の伝達系統

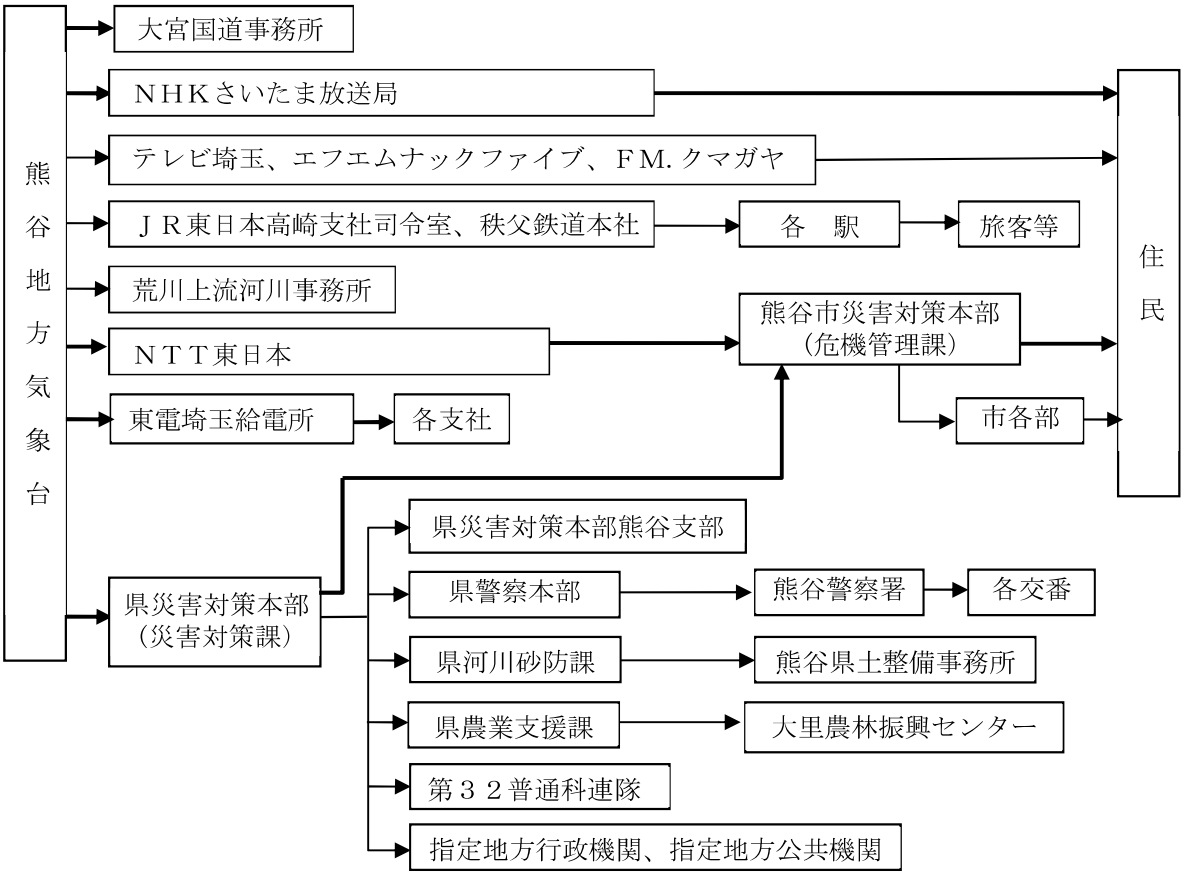

２　水防法に基づく水防警報及び水防法と気象業務法に基づく洪水予報、水位情報周知

(1) 水防法に基づく水防警報

市は、国土交通省関東地方整備局又は県知事から水防警報が水防管理者に通知されたときは、職員及び関係者に伝達するとともに、消防団に待機又は出動等の措置を指示する。

なお、市域においては、国管理河川である荒川及び利根川、県知事管理河川である利根川水系小山川及び福川並びに群馬県知事管理河川である利根川水系石田川及び蛇川が水防警報河川となっている。

■水防警報等の基準となる河川水位　　**単位：m**

河川管理者	河　川	観　測　所	水防団待機水位	氾濫注意水位（氾濫注意情報）	避難判断水位（氾濫警戒情報）	氾濫危険水位（氾濫危険情報）
国土交通大臣	荒　川	熊　谷（熊谷市）	3.00	3.50	5.0	5.5
		治水橋（さいたま市）	7.00	7.50	12.20	12.70
		岩淵水門(上)（東京都）	3.00	4.10	6.50	7.70
	利根川	八斗島（伊勢崎市）	0.8	1.90	3.90	4.80
		栗　橋（久喜市）	2.70	5.00	6.90	8.80
埼玉県知事	小山川	栗　崎（本庄市）	YP.60.45	YP.61.15	－	YP.61.65
		内ヶ島（深谷市）	YP.35.60	YP.36.50	YP.38.00	YP.38.70
	福　川	井殿橋（熊谷市）	YP.25.50	YP.27.20	YP.27.33	YP.28.16
	唐沢川	新東橋（深谷市）	YP.36.54	YP.37.48	－	YP.37.73
群馬県知事	石田川	牛　沢（太田市）	1.70	3.00	3.1	3.81
	蛇　川	細　谷（太田市）	2.10	3.20	3.2	3.78
	早　川	徳川橋（太田市）	1.90	3.00	－	－
		前島（太田市）	2.00	3.00	3.70	4.30

※　表中の水位は、各水位観測所の受持ち区間の中で最も危険な箇所における水位を、それぞれの水位観測所の水位に換算したものであり、水位観測所での危険水位を示したものではない。

■荒川水防警報・利根川水防警報伝達系統（市域関係分）

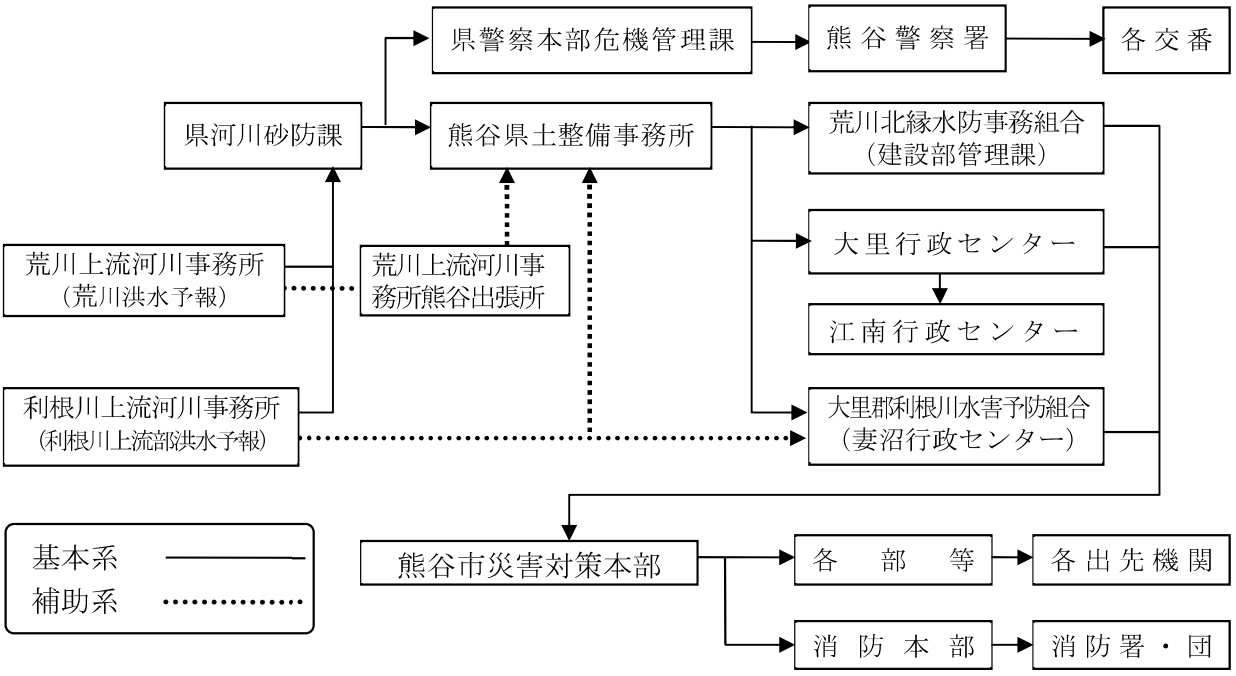

■埼玉県知事が行う水防警報伝達系統（市域関係分）

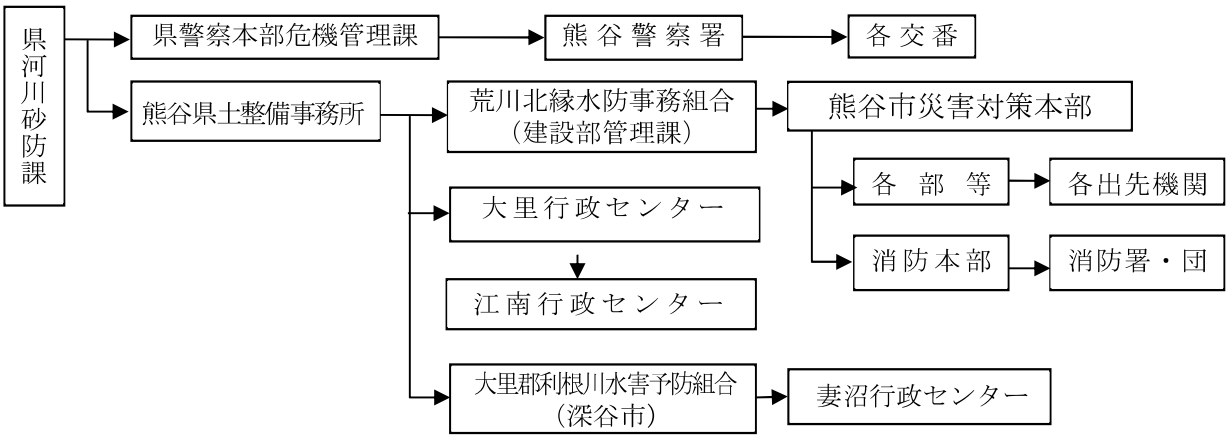

(2) 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報（荒川、利根川）

国土交通省と気象庁とが共同で、荒川又は利根川の洪水予報を発表した場合、市は、職員・関係者及び浸水想定区域内の住民等にその旨を伝達する。水防法第 15 条の規定による浸水想定区域内の住民等への伝達方法は、第 15 節第１の３「避難指示等の伝達」による。

■洪水予報の種類

警戒レベル	洪水予報の標題（洪水予報の種類）	水位等の名称及び解説	市・住民に求める行動等
レベル５	氾濫発生情報（洪水警報）	氾濫発生	・市：逃げ遅れた住民の救助等 住民の避難誘導
レベル４	氾濫危険情報（洪水警報）	氾濫危険水位（旧 危険水位） ・河川の水が溢れるおそれのある水位 ・避難判断の参考となる水位	・市：避難指示の発令を判断 ・住民：避難を判断
レベル３	氾濫警戒情報（洪水警報）	避難判断水位（旧 特別警戒水位）	・市：高齢者等避難発令を判断 ・住民：河川氾濫に関して注意
レベル２	氾濫注意情報（洪水注意報）	氾濫注意水位（旧 警戒水位） ・水防団が出動して水防活動を行う目安となる水位	・水防団の出動
レベル１	（発表なし）	水防団待機水位（旧 通報水位） ・水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位	・水防団待機

■荒川洪水予報・利根川上流部洪水予報の伝達系統（市域関係分）

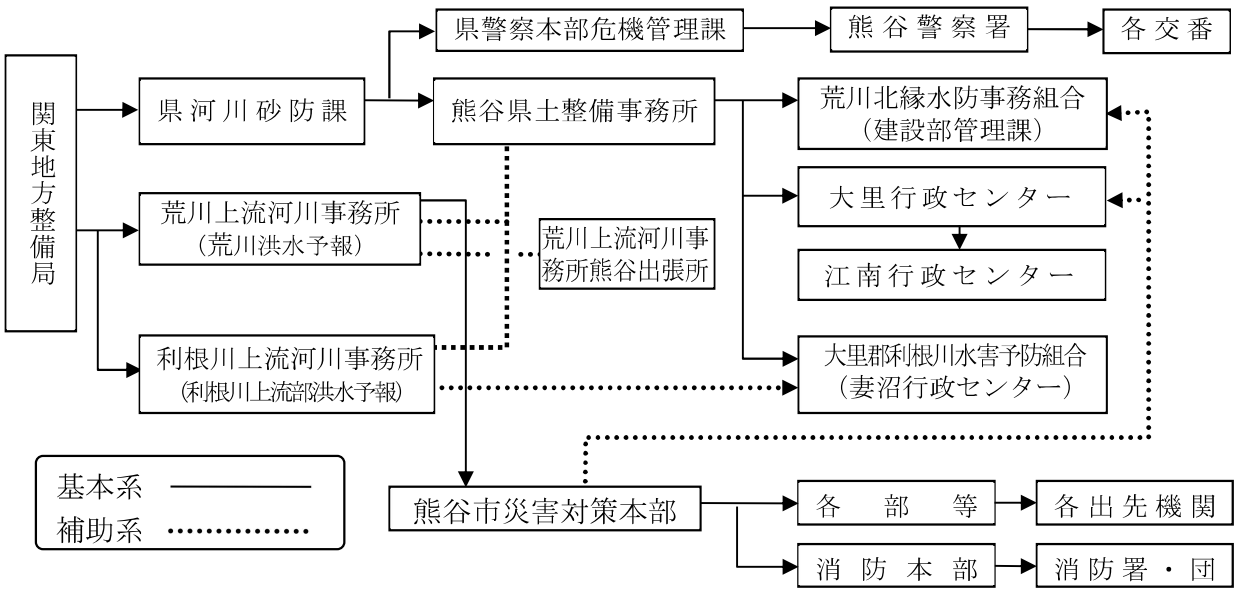

(3) 水防法に基づく水位情報周知

埼玉県が小山川及び福川又は群馬県が石田川及び蛇川の避難判断水位到達情報を発表した場合、市は、職員、関係者及び浸水想定区域内の住民等にその旨を伝達する。

なお、水防法第 15 条による浸水想定区域内の住民等への伝達方法は、第 15 節第１の３「避難指示等の伝達」による。

３　土砂災害警戒情報

(1) 対象地域

熊谷地方気象台と県が共同で作成し、市町村を最小の発表単位として発表する。

(2) 土砂災害警戒情報の目的

土砂災害による被害の防止及び軽減のため、大雨による土砂災害（急傾斜地の崩壊）の発生するおそれが高まったときに、市が行う防災活動や住民への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するほか、自主避難の判断にも利用できることを目的とする。

(3) 土砂災害警戒情報の発表及び解除

土砂災害警戒情報の発表及び解除は、それぞれ次の項目のいずれかに該当する場合に、埼玉県と熊谷地方気象台とが協議して行う。

ア　発表基準

大雨警報発表中に、降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が発表基準に達したとき。

イ　解除基準

降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、かつ、短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるとき。

■土砂災害警戒情報の伝達系統（市域関係分）

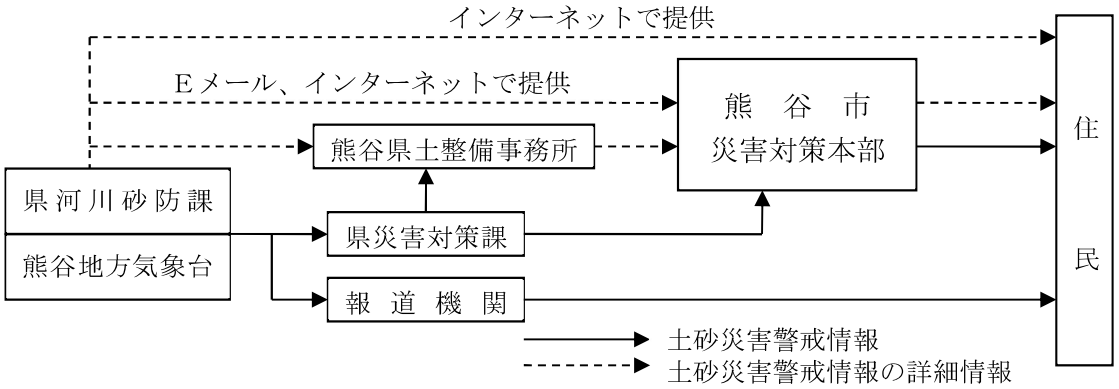

４　熊谷地方気象台と埼玉県・市町村とのホットラインの運用

熊谷地方気象台は、次の場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、県防災担当者又は市町村防災担当課責任者等へ電話連絡する。なお、緊急性が高い場合等には、市長又は幹部職員に直接連絡を行う。

また、市は、高齢者等避難、避難指示等の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

■熊谷地方気象台から直接連絡する場合

◇既に警報等で十分警戒を呼び掛けている状況下において、更に災害の危険性が切迫している場合
◇特別警報の発表予告、発表、切替又は解除をした場合
①台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合
②実況及び予想から大雨、大雪、暴風若しくは暴風雪の特別警報を発表した場合、又は特別警報の切替えをした場合
③特別警報を解除した場合
※　ただし、予測技術の限界等から早期に警戒を呼び掛けることができない場合がある。

第２　異常な現象発見時の通報

市担当部班	所管各部
関係機関	熊谷地方気象台

災対法第 54 条の規定に基づく、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者の通報は、次の要領による。

１　発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市長又は警察官に通報しなければならない（災対法第 54 条第１項）。また、何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない（同条第２項）。

通報を受けた警察官は、その旨すみやかに市長に通報しなければならない（同条第３項）。

２　市長の通報及びその方法

市長は、前項の通報を受けたときは、気象庁（熊谷地方気象台）その他の関係機関に通報しなければならない。

■異常現象の通報・伝達経路

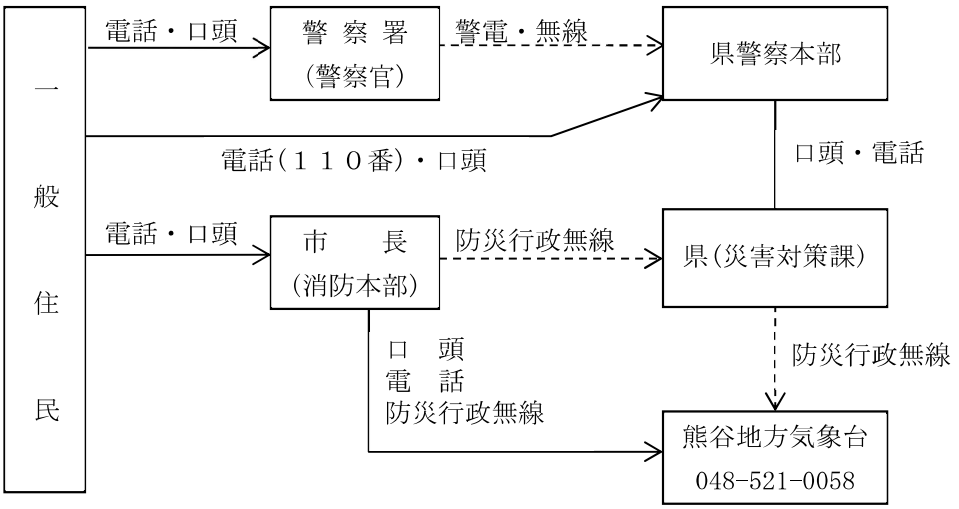

３　前項通報のうち、気象庁（熊谷地方気象台）に伝達する事項

(1) 気象に関する事項

著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い雹（ひょう）等

(2) 地震・火山に関する事項

ア　火山関係

噴火現象（降灰等）及び噴火以外の火山性異常現象

イ　地震関係

数日間にわたり頻繁に感ずるような地震

４　気象庁機関の通報先

熊谷地方気象台

第５節　災害情報通信計画

〔　方針・目標　〕

- 本部スタッフに情報収集・分析を行う情報管理センターを設け、情報の一元管理を行う。
- 市民への情報伝達は、市防災行政無線、広報車の他、避難行動要支援者へのファクシミリ及び防災情報メール、学校及び幼稚園への学校防犯メール等、多様な手段を活用する。

第１　災害情報の収集・報告

市担当部班	本部事務局、総合政策部情報班
関係機関	各機関

１　情報統括責任者の選任

本部長は、総合政策部長を情報統括責任者に選任し、災害情報を一元的に集約し、それを活用し、及び記録する体制を確保するよう指示する。

なお、情報統括責任者の選任の結果について、県の現地災害対策本部又は支部に当てられる北部地域振興センター又は熊谷県税事務所に報告する。

２　情報収集体制の確保

(1) 総合政策部長は、情報統括責任者として、被害軽減のための災害応急対策実施のために時宜に適した被害報告の収集及び報告を図るため、以下の点について決定し、各部長等に対し、速やかに復命するよう指示する。

ア　各部局における情報の収集及び報告に関する責任者並びに調査員の常設
イ　報告用紙の確認又は配布
ウ　調査要領、連絡方法及び現場写真の撮影等に関する打合せ
エ　情報収集機器の確認又は調整若しくは補充
オ　情報機器要員の確認又は調整、配置等

(2) 総合政策部情報班は、次の方法により、迅速に市域の被災状況を把握する。

ア　市職員（参集途上の職員を含む。）からのカメラ、携帯電話等による位置情報付き画像の電子メールによる送信及び紙文書（参集途上における被害状況等報告書）による報告
イ　自主防災組織、地域住民等からの情報収集
ウ　災害時協定締結事業者等からの情報収集

３　風水害時に収集すべき情報

(1) 警戒段階で収集すべき情報の例示

情報項目	情　報　の　内　容	収集時期	収　集　源
予報及び警報	◇予報及び警報の内容 ◇予想される降雨量及び災害の程度	発表後即時	熊谷地方気象台
雨量等の気象情報及び水位等情報	◇降雨量 先行雨量 上流域の降雨状況 時間雨量の変化	随　時	◇気象庁防災情報 ◇県河川砂防課、県土整備事務所（埼玉県川の防災情報システム等） ◇各雨量観測実施機関
	◇河川水位・流量等の時間変化 ◇内水（河川に排水できずに氾濫した水）の有無及び状況 ◇上流及び近隣地域の被害情報	随　時	◇県河川砂防課、県土整備事務所（埼玉県川の防災情報システム等） ◇市等の巡視警戒員 ◇自主防災組織
災害危険箇所等の情報	河川周辺地域及び土砂災害危険箇所等における発災危険状況 ◇河川の氾濫（溢水又は決壊）の予想される時期及び箇所 ◇土砂災害の予想される箇所の発災の前兆現象	異常を覚知した後即時	◇市等巡視警戒員 ◇自主防災組織、住民
住民の動向	◇警戒段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所等）	避難所設置した旨の連絡報覚知後	◇避難所施設管理者 ◇避難所施設勤務要員 ◇消防、警察 ◇自主防災組織

(2) 発災段階で収集すべき情報の例示

情報項目	情　報　の　内　容	収集時期	収　集　源
発災情報	◇河川の氾濫状況（溢水、決壊箇所、時期等）、浸水区域、浸水深及びその拡大減衰傾向 ◇内水（河川に排水できずに氾濫した水）の有無及び状況 ◇がけ崩れ等の発生状況（発災箇所、時期、種類、規模等） ◇物的・人的被害に関する情報	発災状況の覚知後即時	◇市等巡視警戒員 ◇警察 ◇各公共施設の管理者等 ◇自主防災組織及び住民（被災現場や災害危険箇所等を中心とする警戒区域ごと）
	◇ライフライン（電気、ガス、電話及び通信施設）の被災状況 ◇応急対策の障害となる各道路、橋りょう、鉄道等の被災状況	被災後、被害状況が把握された後	◇各ﾗｲﾌﾗｲﾝ関係機関 ◇公共交通機関 ◇道路管理者
住民の動向	◇発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所等）	避難所を設置した旨の連絡報覚知後	◇避難所施設管理者及び勤務要員 ◇消防及び警察 ◇自主防災組織

４　県、国への報告

県及び国への報告は、県地域防災計画の定めるところ及び「火災・災害等即報要領」に基づき、本部事務局が行う。

(1) 県への報告

県への通常の報告は、埼玉県災害オペレーション支援システムの操作により行うが、災害時の状況により、現地災害対策本部支部経由で行う。

また、有線電話等の通信連絡が可能な場合の部門別各種被害情報は、それぞれ所管する県各部局地域機関経由で行う。

報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市関係公共土木被害に関するものを優先して報告する。

その他、以下のとおり行う。

■報告の種類・手順等

報告の種類		報　告　の　手　順	報　　告　　先
被害速報	発生速報	◇被害の発生直後に行う。 ◇埼玉県災害オペレーション支援システムに必要事項を入力する。 ◇システム障害の場合は、様式第１号「発生速報」に必要事項を記載し、防災行政無線のファクシミリ等により報告する。	県災害対策課 勤務時間外においては 危機管理防災部当直 ○勤務時間内 電話 048-830-8181（直通） ＦＡＸ 048-830-8159 防災無線電話 85-200-6-8181 防災無線 FAX 85-200-6-8159 ○勤務時間外 （危機管理防災部当直） 電話 048-830-8111（直通） ＦＡＸ 048-830-8119 防災無線電話 85-200-6-8111 防災無線 FAX 85-200-6-8119
	経過速報	◇特に指示する場合のほか、２時間ごとに行う。 ◇埼玉県災害オペレーション支援システムに、逐次必要事項を入力する。 ◇システム障害の場合は、様式第２号「経過速報」に必要事項を記載し、防災行政無線のファクシミリ等により報告する。	
確定報告		◇災害応急対策終了後７日以内に行う。 ◇「確定報告記入要領」に基づき様式第３号「被害状況調」に必要事項を記載し、文書により報告する。	

(2) 国への報告

県へ報告できない場合及び次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合は、「火災・災害等即報要領」に基づき、総務省消防庁に対しても報告を行う（覚知後30分以内）。

ア　消防庁即報基準に該当する火災又は災害のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知した場合

イ　通信の途絶等により知事に報告することができない場合

ウ　119番通報の殺到状況時にその状況を報告

■報告先

		平日（9：30～18：15） 消防庁応急対策室	休日・夜間（左記以外） 宿直室
ＮＴＴ回線	電　話	03-5253-7527	03-5253-7777
	ＦＡＸ	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災行政無線	電　話	TN-90-49013	TN-90-49102
	ＦＡＸ	TN-90-49033	TN-90-49036
地域衛星通信ネットワーク（注）	電　話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	ＦＡＸ	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

（注）TN は、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

【様式編】 1 発生速報
2 経過速報
3 被害状況調・被害報告判定基準
12 災害情報記録用紙

第２　災害通信計画

市担当部班	本部事務局、総合政策部、総務部庶務職員班
関係機関	各機関

１　情報連絡体制

(1) 通信機能の確保と統制

災害時には、次の通信施設を活用する。

本部事務局及び総合政策部は、関係各部に指示し、災害発生後、防災行政無線、電話等の通信施設の機能確認を行う。停電、機器の破損等支障が生じている場合は、自家発電装置の運転、修理等の措置をとる。また、無線機の貸出し等の管理を行う。

■主な通信手段

	主　な　手　段	主　な　通　信　区　間
通信系	一般電話、ファクシミリ	本部、防災関係機関等～市民
	災害時優先電話	本部～行政センター～市出先施設～防災関係機関～県～他市町村等
	県防災行政ネットワーク	本部～防災関係機関～県～他市村町等
	防災行政無線(移動系)、水道無線	本部、行政センター、水道課～現場職員等
	消防無線	消防本部～消防署～現場職員～他の消防機関等
	伝令	本部～行政センター等
放送系	防災行政無線(固定系)	本部、行政センター→住民等
	広報車の巡回	本部、防災関係機関→住民等
	一斉メール配信	本部→住民等

(2) 窓口の統一

総合政策部情報班は、防災関係機関等外部との連絡に使用するために、災害時優先電話を指定電話として定め、窓口の統一を図る。指定電話には通信事務従事者を配置し、通信連絡事務に専従させる。

(3) 代替通信施設の利用

総合政策部情報班は、市が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じる場合は、次の代替通信手段を確保する。

■代替通信施設

手　段	内　容
専用通信 施設の利用 ※災対法第 57 条	電話等の利用が不可能となり、かつ、通信が緊急を要する場合は、他機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信施設を利用することができる。 ◇県（防災行政無線）　◇警　察 ◇関東地方整備局　◇東京管区気象台(熊谷地方気象台) ◇東日本旅客鉄道(株)　◇秩父鉄道(株) ◇東京電力パワーグリッド(株)　◇自衛隊
非常通信の利用 ※電波法第 52 条 (ただし書第４号)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、埼玉地区非常通信協議会加入の無線局又は最寄りの無線局に依頼する。
アマチュア無線	アマチュア無線熊谷クラブとの連携により、被害情報を収集する。

【資料編】20 通信協定・無線局
21 災害時優先電話一覧
48(6) 熊谷市防災行政用無線局管理運用規程
48(7) 熊谷市防災行政用無線局（固定系）運用細則
48(8) 熊谷市防災行政用無線局（基地局・陸上移動局）運用細則
48(9) 災害時におけるライフライン供給停止等に伴う防災行政用無線広報要領

２　情報の伝達系統及び伝達手段

(1) 国、県、市及び各施設等への情報伝達系統図

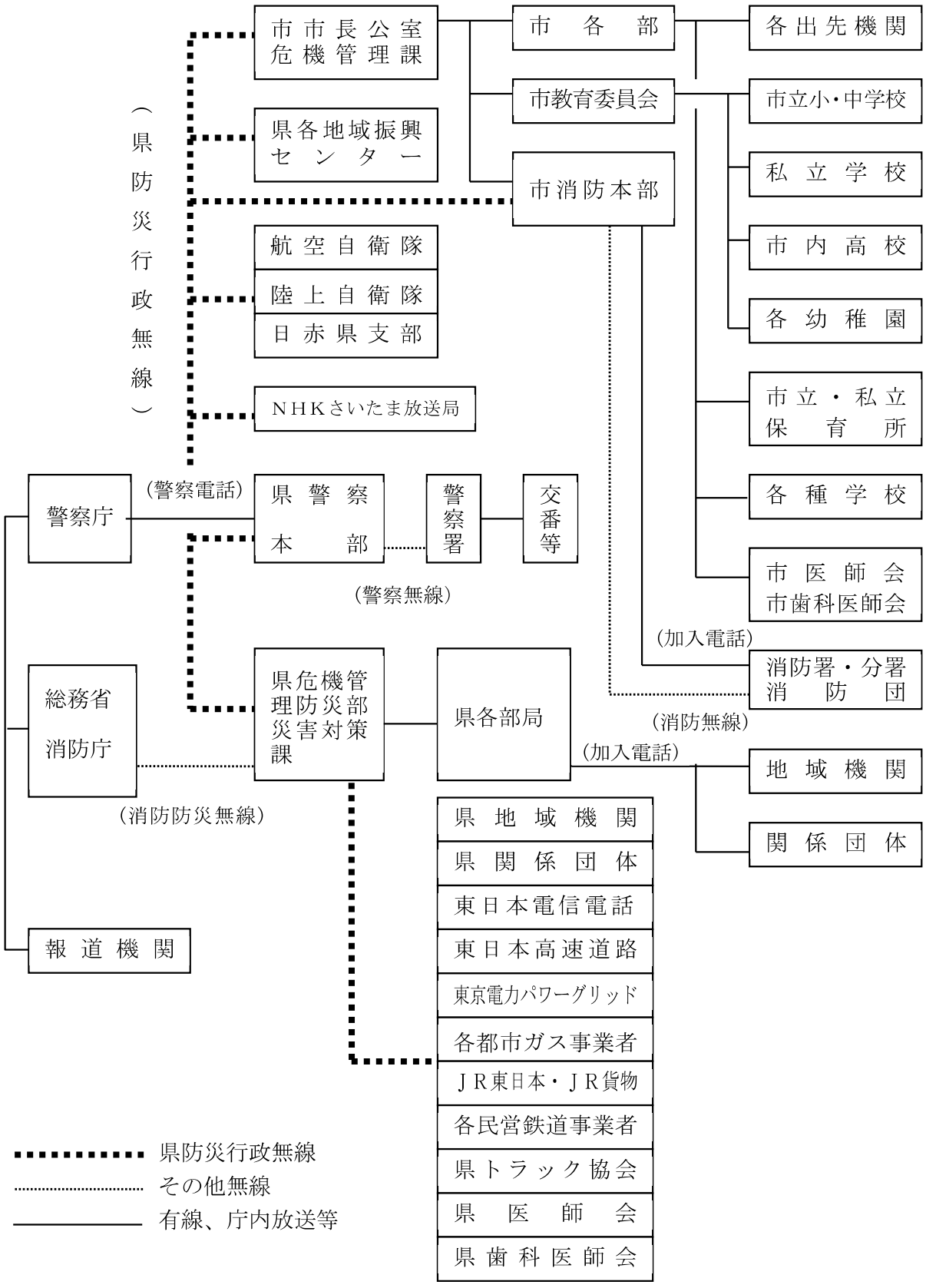

(2) 住民等に対する情報伝達系統図

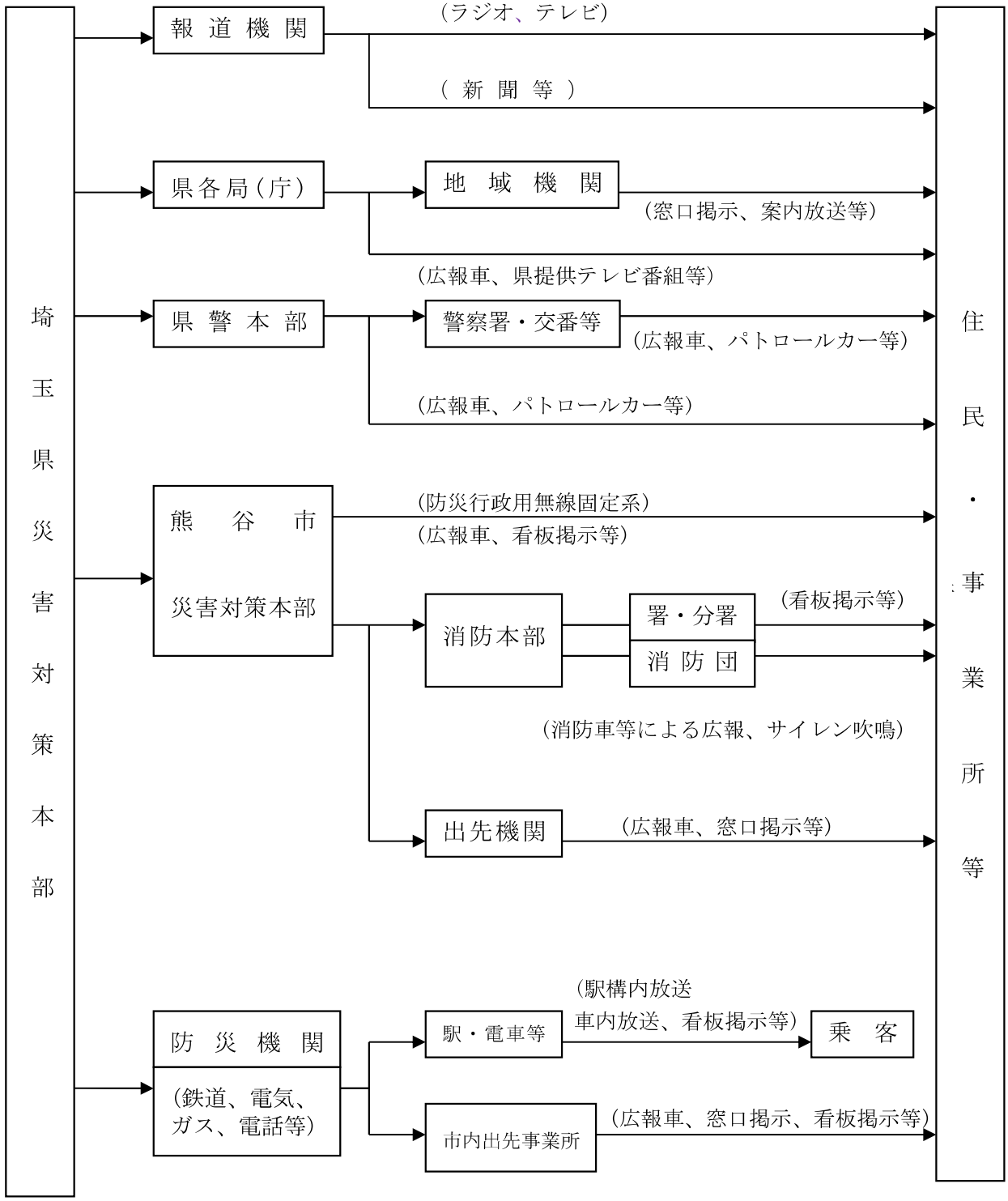

第６節　災害広報広聴計画

〔　方針・目標　〕

- 市民への災害情報は、防災行政無線、市ホームページ、ケーブルテレビ、コミュニティＦＭ、メール、市報等、利用可能な媒体を活用して行う。
- 要配慮者に対しては、文字情報（ファクシミリ、広報紙）、手話、点字等を用いるなど配慮する。
- 発災後から、報道機関を通じ、市民への情報伝達や全国への支援要請等を発信する。

第１　災害広報資料の収集

市担当部班	総合政策部情報班
関係機関	各機関

総合政策部情報班は、災害広報活動を行うために必要な資料として、次に掲げるものをとりまとめ、又は関係機関等の協力を得て収集する。

■広報活動の資料

〔被害報告に類するもの〕
◇市各部が取りまとめた被害状況に関する情報
◇国、県、関係機関等から収集した被害状況に関する情報
◇総合政策部の撮影記録係を派遣して撮影した災害写真又は災害映像（この場合、被害のみを過度に強調することなく、全体の中での被害であることに留意）
◇県の地域機関、市町村、報道機関その他の機関、住民等が取材した写真又は映像
◇報道機関等による災害現地の写真

〔災害応急対策活動実施状況に類するもの〕
◇市各部が取りまとめた応急対策活動実施状況に関する情報
◇国、県、関係機関等から収集した応急対策活動実施状況に関する情報
◇鉄道及びバス、道路、ライフライン等の復旧状況又は復旧見込み
◇国、県、市、関係機関等が実施する被災者向け救援対策メニュー
◇水防及び救助等災害応急対策活動を取材した写真、その他

第２　住民への広報

市担当部班	本部事務局、市長公室部広報広聴班、各行政センター部
関係機関	(株)ジェイコム埼玉・東日本（熊谷・深谷局）、(株)テレビ埼玉、ＦＭ.クマガヤ(株)

１　市が行う広報活動及び広報内容

本部事務局、市長公室部広報広聴班、各行政センター部は、住民のニーズに応じた情報を、広報の時期、対象者、緊急度、内容等に応じ、的確な広報媒体及び表現方法により提供する。

なお、広報車や固定系防災行政無線等により放送する場合は、次の点に留意する。

(1) 事態の経過を把握し、地理的にイメージしやすい表現とする。
(2) 分かりやすい言葉を使う（住民に浸透していない用語を使わない）。

(3) 避難指示等の緊急情報は、結論や要点を、簡潔ではっきりとした、緊迫感のある言葉で、繰り返し伝える。
(4) 広報車による広報を行う場合については、広報担当者の安全確保に留意して実施する。

■主な広報媒体

種別	媒　　体	所 管 す る 機 関
同報系	防災行政無線（固定系）	市
	広報車による巡回放送	市（消防本部及び消防団を含む。）、警察署
	同報メール配信（エリアメール・緊急速報メール、メール配信サービス）	市、県
	ラジオ、テレビ放送	放送事業者
更新系	ホームページ、ツイッター、フェイスブック等への掲示、テレビ埼玉のデータ放送	市、防災関係機関
紙面系	広報誌、チラシの発行	市
	公共（施設等）の掲示板	市、防災関係機関
	新聞	報道機関

■主な広報事項

時期	広　　報　　事　　項	媒　体
警戒期	◇用語の解説、情報の取得先、住民等のとるべき措置 ◇台風・気象情報 ◇河川情報（基準水位への到達、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等） ◇警報 ◇災害対策の状況（本部の設置、対策の現況及び予定等） ◇被災状況（浸水箇所、土砂災害箇所等） ◇道路・交通状況（渋滞、通行規制等） ◇公共交通機関の運行状況 ◇ライフラインの状況（利用の規制又は自粛の呼び掛け、代替サービスの案内、二次災害防止措置等） ◇避難情報（準備情報、避難指示とその理由、避難所等）	同報系 更新系
応急期	◇ライフラインの状況（利用の規制又は自粛の呼び掛け、代替サービスの案内、復旧の状況又は見込み等） ◇医療機関の状況 ◇感染症対策活動の実施状況 ◇食料及び生活必需品の供給予定 ◇災害相談窓口の設置状況 ◇その他住民や事業所のとるべき措置	同報系 更新系 紙面系

２　避難所での広報

市長公室部広報広聴班は、各避難所において、掲示板への掲示や避難所自治組織（避難所運営委員会）を通じて災害広報紙を配布する。また、要配慮者に対しては、口頭伝達や住民会を通じた伝達等、避難者の状況に応じた広報を行う。

■避難所における広報項目（例）

◇災害の状況	◇施設使用方法等の注意事項
◇生活ルール	◇生活支援対策についてのお知らせ
◇その他各種対策についてのお知らせ	◇避難所運営等への協力要請

３　要配慮者への広報

市長公室部広報広聴班は、広報を実施するにあたり、県及びＮＨＫ、テレビ埼玉、エフエムナックファイブ、ＦＭ.クマガヤ等の放送事業者と連携し、外国人に向けた多言語による広報や、視聴覚障害者に向けたファクシミリや文字放送による広報等、様々な要配慮者に対応した伝達方法により行う。

第３　報道機関への発表等

市担当部班	市長公室部広報広聴班
関係機関	放送事業者、報道機関

災害発生時には、その規模が大規模であるほど、多くの報道関係者が市に取材に訪れる。

市は、報道機関の果たす市民向け広報活動における意義や、全国に向けた広報活動における意義を十分に考慮し、以下のとおり適切な報道機関への発表等を行う。

１　緊急放送要請

市長公室部広報広聴班は、住民等への情報伝達が緊急を要する場合は、ジェイコム埼玉・東日本（熊谷・深谷局）及びＦＭ.クマガヤに放送を行うことを求める。また、県を通じて、ＮＨＫ、テレビ埼玉、エフエムナックファイブ等の放送事業者に対し、放送を行うことを求める。

２　報道機関への広報協力要請

市長公室部広報広聴班は、県を通じて、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、住民向け広報についての協力を要請する。

３　報道機関への広報資料提供

市長公室部広報広聴班は、庁舎内等に記者発表場所を設置し、災害発生状況及び対策の状況を発表する。発表事項については、事前に本部長の承認を得る。

また、各報道機関からの問合せについては、市長公室部を市本部の窓口として統一するとともに、各部内に広報資料担当を置き、情報の一元化を図る。なお、庁舎内は、記者発表場所及び待機場所以外は、立入禁止とする。

■記者発表者

発表者は、次の順位による。

１　広報広聴課長　　２　政策調査課長　　３　市長公室長

第４　広聴活動

市担当部班	市長公室部、総合政策部、市民部市民班、各行政センター部、所管各部
関係機関	

災害時には、発災直後から、被災者等から家族等の安否の確認をはじめ、生活必需品や住居の確保、ライフラインの復旧状況、融資等に関する様々な相談、要望、苦情が予想される。

これに対応するため、各担当部班は次のとおり広聴活動を実施する。

１　被災者に対する個別聴取等の実施

市長公室部広報広聴班は、必要に応じて、個別聴取又はアンケート調査員を派遣し、全般の応急対策の実施状況を把握するとともに、被災者の要望、苦情等の収集を併せて行う。

２　コールセンターの設置

総合政策部情報班は、市民等からの電話による問合せに対応するため、コールセンターを設置し、情報の一元化を行う。

３　災害相談窓口の設置

市民部市民班及び各行政センター部は、住民からの問合せや生活相談に対応するため、各庁舎内に相談窓口を早期に設置する。また、住民からの相談に迅速に対応するため、相談窓口に各部の担当者を置く。なお、男女のニーズの違いに対応するため、女性職員の配置に配慮する。

相談窓口で取り扱う事項は、次のとおりとする。また、住民からの意見、要望等については、可能な限り聴取し、応急対策に反映させるよう、取りまとめの上、総合政策部に提出する。

■相談窓口の設置場所及び対応する事項

設 置 場 所	市役所本庁舎１階ホール又は各分庁舎
相談窓口で対応する事項	◇捜索依頼の受付　〔市民部市民班、各行政センター部〕 ◇食料、飲料水、日用品等の支給に関する情報　〔総合政策部情報班〕 ◇り災証明書の発行　〔総務部調査班、各行政センター部〕 ◇埋火葬許可書の発行　〔市民部市民班、各行政センター部〕 ◇仮設住宅の申込み　〔建設部建築班〕 ◇住宅の応急修理の申込み　〔都市整備部〕 ◇災害見舞金、義援金の受付、払出し　〔福祉部、本部事務局〕 ◇生活資金、融資等に関する相談　〔福祉部、産業振興部〕 ◇法律、税務等に関する相談　〔総務部調査班〕 ◇要配慮者のための相談（ニーズの把握等）〔福祉部〕 ◇女性のための相談　〔市民部市民班、各行政センター部〕 ◇その他必要な事項

４　安否情報の提供

総合政策部情報班は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等生命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に当該被災者の居所を知られることのないよう、個人情報の管理を徹底する。

第７節　水防活動計画

〔　方針・目標　〕

- 水防活動は、熊谷市荒川南縁水防計画、荒川北縁水防事務組合水防計画、大里郡利根川水害予防組合水防計画に基づき実施する。
- 避難判断水位到達情報の発表に注意し、避難行動要支援者等の迅速な避難活動を行えるよう、情報伝達に留意する。

第１　排水機場操作及び水防体制の確保

市担当部班	建設部建設班、大里行政センター部、妻沼行政センター部
関係機関	荒川北縁水防事務組合、大里郡利根川水害予防組合

市は、市内各所に設置されている各排水機場の操作、及び台風等による増水時の水防団出動前の情報収集、巡視等を行うため、必要な水防体制を確保する。

第２　水防活動

市担当部班	建設部建設班、各行政センター部
関係機関	荒川上流河川事務所、利根川上流河川事務所、熊谷県土整備事務所、各機関

水防上必要な監視及び警戒、水門の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動等水防活動については、熊谷市荒川南縁水防計画、荒川北縁水防事務組合水防計画、大里郡利根川水害予防組合水防計画に基づく水防本部体制により水防活動を行う。

ただし、市本部が設置された場合は、各水防本部と連携して水防活動を行うものとする。

第３　避難のための立退き指示等

市担当部班	本部事務局、所管各部
関係機関	熊谷警察署

河川管理者と気象庁が共同発表する洪水予報河川（荒川、利根川）の氾濫注意情報・氾濫警戒情報や、河川管理者が発表する水位情報周知河川（埼玉県知事管理河川：小山川及び福川、群馬県知事管理河川：石田川及び蛇川）の避難判断水位到達情報が発表された場合、市は、各浸水想定区域内の住民、要配慮者関連施設及び不特定多数の利用者がある地下施設等の管理者に対し、その旨を周知する。

なお、玉淀ダムの放流によって荒川の流量が増加する場合は、「玉淀ダム放流時連絡系統図」により市（消防本部指令課、建設部管理課）に、放流開始の少なくとも１時間前に文書又は電話等で通知される。その他避難のための立退き指示、避難計画その他必要な措置については、第15節「避難計画」に基づいて行う。

【資料編】24 市内重要水防箇所一覧
25 水防団（消防団）担当区域一覧
26 水防管理団体所有の水防倉庫・水防資機材整備状況一覧
45 要配慮者関連施設の想定浸水深一覧

第８節　土砂災害防止計画

〔　方針・目標　〕

- 土砂災害警戒区域及び同特別警戒区域について、警戒や注意喚起を住民に呼び掛ける。
- 斜面の宅地造成地における擁壁や地盤の崩壊による生命への被害を防止するため、被災宅地危険度判定を行う。

第１　土砂災害対策

市担当部班	本部事務局、市長公室部広報広聴班、市民部市民班、福祉部、建設部建設班、大里行政センター部、江南行政センター部、消防部
関係機関	熊谷地方気象台、熊谷県土整備事務所、熊谷警察署、熊谷市消防団

１　土砂災害対策

(1) 警戒及び巡視

市は、降雨等の気象状況の十分な把握を行う。

市民からの通報、降雨等の状況により必要と認めた場合は、がけ崩れの危険箇所付近の住民等に対して注意喚起のための広報を行うとともに、消防機関、県土整備事務所等と協力して警戒及び巡視活動を行う。

(2) 安全措置

県及び気象台から「土砂災害警戒情報」が共同発表された場合又は市民からの通報や前項の措置で確認した前兆現象等により、立入禁止等の安全措置を要すると認める場合、市は、危険箇所付近の住民等に対してその旨を速やかに周知するとともに、一般にも広報する。

２　情報の収集・伝達

(1) 市及び関係機関は、局地的な降雨等の情報の収集に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の把握に努める。なお、この場合、住民の安全に関する情報を最優先に収集するとともに伝達する。

(2) 大雨（土砂災害）警報や土砂災害警戒情報の発表等により土砂災害の発生が予想される場合、市は、住民、ライフライン関係者、交通機関関係者等に対し早急に注意喚起をするとともに、又は「避難情報の判断・伝達マニュアル（土砂災害編）」に基づき警戒避難の勧告等を行い、特に、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、戸別伝達に努める。

(3) 市は、地域に密着した土砂災害の情報提供体制の整備を図り、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努める。

(4) 県及び市は、土砂災害警戒情報等が発令された場合、土砂災害警戒区域を含む自治会長や社会福祉施設等管理者に対し、把握している時間雨量、累加雨量等の情報をファクシミリ、電話等により迅速に伝達する。

３　避難誘導

市は、具体的に危険が予想される危険箇所周辺の住民等に対しては、生命の安全を第一とし、迅速かつ沈着な行動をとり、安全に避難するよう具体的な誘導を行う。

また、乳幼児、高齢者、身体障害者等の自力避難が困難な避難行動要支援者については、関係施設の管理者のほか、自治会、自主防災組織、消防団、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ適切な避難誘導に努めるものとする。

４　二次災害の防止

市及び関係機関は、二次災害の発生に対処するため、次の事項に留意して必要な措置を講ずるものとする。

(1) 人的被害の状況、建築物被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する情報を把握し、県へ報告する。

(2) 降雨等の気象状況の十分な把握を行い、崩壊面、周辺斜面等について、安全に留意した監視を実施する。

(3) 安全が確認されるまで、崩壊危険箇所周辺の居住者への避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立入規制等を実施する。

(4) 二次災害の発生の防止及び軽減を図るため、土砂災害危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行う。

(5) 熊谷市において震度５強以上の地震が発生した場合に、県県土整備部と熊谷地方気象台は、土砂災害警戒情報の発表基準について暫定基準を設定する。震度５強の場合、通常基準の８割、震度６弱以上の場合、通常基準の７割で、それぞれ運用する。暫定基準運用期間については、県県土整備部と熊谷地方気象台において、梅雨期から台風期を経て降雨状況と土砂災害の発生状況を調査検証し、通常基準に戻すかどうかを決定する。

また、熊谷地方気象台において、大雨警報（土砂災害)、注意報の発表基準についても、土砂災害警戒情報と同じ割合で暫定基準を設定する。通常基準に戻すときは、土砂災害警戒情報の暫定基準を通常基準に戻すときと同時に行う。

【資料編】39 土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧

第２　被災宅地危険度判定

市担当部班	都市整備部
関係機関	

斜面造成宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るため、宅地の危険度判定を行う。

都市整備部は、県等を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請し、実施する。なお、宅地の判定結果については、ステッカー等により表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策並びに被災施設及び危険箇所への立入制限を実施する。

第９節　風防活動計画

〔　方針・目標　〕

- **竜巻等の激しい突風や暴風が発生した場合又は発生の可能性が高まった場合は、市民に対し、適切な対処を促すための情報を迅速に伝達する。**

第１　突風（竜巻等）に関する情報の伝達

市担当部班	本部事務局、市長公室部広報広聴班、各行政センター部
関係機関	熊谷地方気象台、(株)ジェイコム埼玉・東日本（熊谷・深谷局)、ＦＭ.クマガヤ(株)

本部事務局、市長公室部広報広聴班は、市民が竜巻等の激しい突風や暴風から身の安全を守るため、市民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動をとるために必要な情報を迅速に発信する。

また、可能な範囲で、市民が対処行動をとるための情報の付加等を行う。

■情報の付加に係る参考

①「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報発表時における対応

（竜巻に関する情報・状況の確認）

◇「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報が発表された場合には、気象の変化及び竜巻注意情報等のその後の防災気象情報の発表について注意する。

◇なお、竜巻注意情報の前に発表される気象情報及び雷注意報において、「竜巻」の注意喚起を含む情報が発表された場合は、大気の状態が不安定で、竜巻等突風のみならず、落雷、降ひょう、急な強い降雨等が発生する可能性がある。

②竜巻注意情報発表時における対応（竜巻に関する情報・状況の確認）

◇竜巻注意情報が埼玉県に発表された場合、気象の変化に注意するとともに、竜巻発生確度ナウキャストを確認する。

◇気象の変化については、空を見て、「空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す」等の積乱雲が近づく兆しがないか注意する。強い降水域の接近については気象レーダー画像で確認できる。

◇竜巻発生確度ナウキャストを用い、本市が、実況及び予測で発生確度２、発生確度１、発生確度表示なしのいずれの状況なのか確認する。なお、竜巻発生確度ナウキャストは、10㎞格子単位の表示であるため、本市が発生確度１又は２の範囲に含まれているかどうかは目視により判断する。

（情報伝達）

◇メール配信サービス「メルくま」を活用し、情報伝達を行う。

③市内において気象の変化が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで発生確度２の範囲に入ったときにおける対応

（情報伝達）

◇市内において、気象の変化（「空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す」等の積乱雲が近づく兆し）が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで本市が発生確度２の範囲に入った場合に、市民に対してメール配信サービス「メルくま」を活用し、情報伝達を行う。

◇情報伝達の内容としては、竜巻等突風への注意喚起（竜巻注意情報が発表された、気象の変化が見られた等)、及び住民の対処行動（第２章 第14節 第４「適切な対処法の普及」の「具体的な対処行動例」参照）の２点がある。

④当該市町村内において竜巻が発生したときにおける対応
（情報伝達）
◇市内及び周辺において竜巻の発生したことを本市が確認した場合は、防災行政無線やメール配信サービス「メルくま」等を活用し、情報伝達を行う。
◇情報伝達の内容としては、竜巻が発生した旨、及び住民の対処行動（第２章 第14節 第４「適切な対処法の普及」の「具体的な対処行動例」参照）の２点がある。

第２　救助の適切な実施

市担当部班	本部事務局、所管各部
関係機関	

関係各部は、被害の規模に応じて、避難所の開設等、適切な救助を実施する。
→ 本章 第26節「事前措置及び応急措置等」参照

第３　がれきの処理

市担当部班	環境部
関係機関	県環境整備センター

環境部は、竜巻等の突風や暴風により生じたがれきを迅速に処理し、早期の生活再建につなげる。
→ 本章 第25節「環境衛生計画」参照

第４　避難所の開設・運営

市担当部班	教育部、市民部、福祉部、産業振興部、各行政センター部
関係機関	自主防災組織

教育部避難所班は、竜巻等の突風や暴風による被災者を収容するため、避難所を開設する。
→ 本章 第15節「避難計画」参照

第５　応急住宅対策

市担当部班	総務部調査班、都市整備部住宅班、建設部建築班、各行政センター部
関係機関	熊谷市建設業協会

総務部調査班は、竜巻等の突風や暴風による被害認定を適切に行う。また、都市整備部住宅班及び建設部建築班は、被災者に対して被災住宅の応急修理、応急住宅の供給等を行う。
・住家の被災調査、り災証明書の発行
・被災住宅の応急修理の実施
・応急仮設住宅の建設等
・住宅関係障害物の除去
→ 本章 第20節「応急住宅対策」参照
→ 本章 第22節「障害物除去計画」参照

第６　道路の応急復旧

市担当部班	建設部建設班
関係機関	大宮国道事務所、熊谷県土整備事務所、荒川上流河川事務所、利根川上流河川事務所、熊谷市建設業協会

建設部建設班は、竜巻等の突風や暴風による道路の被害調査を行うとともに、道路上に飛散したがれき等の障害物を迅速に処理し、交通に支障のない状態に復旧する。

→ 本章 第 14 節「交通対策計画」参照
→ 本章 第 22 節「障害物除去計画」参照

第 10 節　雪害応急活動計画

〔　方針・目標　〕

- 大雪時には、交通機能のまひ等により職員が参集できなくなることが想定される。そのため、大雪が予想される場合は、早期に活動体制を確立し、市民への情報発信、除雪作業による交通機能の確保等を行い、市民生活等に与える影響を最小限に抑える。

第１　応急活動体制の確立

市担当部班	本部事務局、総務部庶務職員班
関係機関	

１　応急活動体制の確立

本部事務局は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要に応じて災害警戒本部又は災害対策本部を設置し、「災害初動マニュアル【大雪編】」に基づき、災害応急対策を講ずる。

２　初動期の人員確保

本部事務局、総務部庶務職員班は、気象警報等の発表状況を踏まえ、配備基準に基づき人員の配備を実施する。配備に当たっては、職員安否確認参集メール等により迅速に職員の動員を行い、早期の参集を図る。

■大雪降雪時の配備基準

配備体制		判断基準	配備対象職員
災害対策準備体制	１号配備	①本市に大雪警報が発表され、かつ、実際の積雪が 10cm に達すると見込まれるとき。 ②その他被害状況等により、市長が必要と認めたとき。	災害対策本部員、危機管理課職員、所要の職員
災害警戒本部体制	２号配備	①本市に大雪警報が発表され、かつ、実際の積雪が 20cm 以上に達すると見込まれるとき。 ②その他被害状況等により、市長が必要と認めたとき。	関係課所の係長以上の職員、 所要の職員
災害対策本部体制	３号配備	①本市に大雪警報が発表され、かつ、実際の積雪が 30cm 以上に達すると見込まれるとき。[自動配備] ②その他被害状況等により、市長が必要と認めたとき。	所要の職員 （市議会支援本部設置後は、議会事務局職員を除く。）

第２　降雪及び積雪に関する情報の伝達

市担当部班	本部事務局、市長公室部広報広聴班、総合政策部情報班
関係機関	各機関

１　市民への情報発信

本部事務局、市長公室部広報広聴班は、本市に大雪に関する気象情報が発表された場合、防災行政無線、市ホームページ等により、降雪状況及び積雪の予想等について市民等に周知する。また、大量の積雪が見込まれる場合に取るべき行動について、市民に周知する。

■積雪に伴い取るべき行動（例）

◇不要不急の外出は、極力避ける。
◇外出の際は、滑りにくい靴を着用するなど歩行中の転倒に注意する。
◇道路の凍結や着雪による自転車及び自動車のスリップ事故等に注意する。
◇交通機関の混乱等が予想されるので、時間に余裕を持って行動することとし、早めの帰宅を心がける。
◇自動車が立ち往生した場合に、車のマフラーが雪により塞がれて一酸化炭素中毒にならないよう注意する。
◇除雪作業を行う際は、足元や周囲の状況に留意し、転落防止対策を講じるとともに、転倒及び屋根からの落雪に注意する。
◇カーポート等の雪下ろしを早めに実施する。

２　市民等からの問合せへの対応

総合政策部情報班は、必要に応じ、速やかに住民等からの問合せに対応するコールセンターを設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備するものとする。また、効果的、効率的な情報の収集、整理及び提供に努めるものとする。

→ 本章 第４節「警報及び注意報伝達計画」参照
→ 本章 第５節「災害情報通信計画」参照
→ 本章 第６節「災害広報広聴計画」参照

第３　除雪態勢の確保

市担当部班	建設部建設班、環境部、上下水道部、総務部庶務職員班、各行政センター部
関係機関	大宮国道事務所、熊谷県土整備事務所、熊谷警察署、熊谷市建設業協会、各施設管理者

防災関係機関は、異常な積雪時には互いに連携し、災害対応における拠点施設、病院等、市民の命を緊急的、直接的に救助する施設、市民生活に著しい影響を与えるライフライン施設等が機能するために必要な道路機能の確保を最優先として取り組む。

１　道路状況の把握

建設部建設班は、降雪時には必要に応じてパトロールを実施し、路面の状況、交通状況等について確認を行う。また、降雪又は積雪による被害が予想される場合は、交通規制や除雪作業、関係機関への連絡、住民への情報提供等、必要な対策を行うものとする。

２　効率的な除雪

建設部建設班は、異常な積雪時には、あらかじめ定めた優先除雪道路の交通確保を最優先として取り組む。災害時における応急対策活動に関する協定を締結している団体等に対して協力を要請し、機械及び人員を集中的に動員して除雪を行う。また、環境部及び上下水道部においても、関係団体に除雪協力を要請し、各関係施設の機能の確保等に努めるものとする。

このほか、降雪状況に合わせ、事前規制の実施や地域や路線の特性に合わせた交通規制を検討する。

また、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合は、警察署と緊密な連携の下、交通の安全確保及び除雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。さらに、交通の規制が必要なときは、緊急交通規制の実施を要請する。

３　除雪の応援要請

建設部建設班は、自らの除雪の実施が困難な場合は、他の市町村又は県に対し、除雪の実施、又はこれに要する除雪機械及びオペレーターの確保について要請する。

４　市有施設の除雪

総務部庶務職員班及び各施設管理者は、各施設利用者の安全確保等を図るため、積雪の状況に応じ、適切に施設敷地内及び周辺の除雪を行うものとする。

第４　交通規制

市担当部班	建設部建設班
関係機関	熊谷警察署、大宮国道事務所、熊谷県土整備事務所、熊谷市建設業協会

異常な積雪があった時は、さまざまな社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このため、建設部建設班及び各関係機関は、市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに交通秩序の維持その他公共の安全に取り組む。

１　緊急交通規制

気象状況や積雪量、路面の状態等、交通の危険状況に応じて、交通規制を実施する。

２　除雪作業に伴う交通整理と交通規制

道路管理者は、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、県警察に対し、緊急交通規制の実施を要請する。これに基づき県警察は、必要な交通規制を実施するとともに、緊急を要する場合は、既存規制の一部解除を実施する。

→ 本章 第 14 節「交通対策計画」参照

第５　帰宅困難者支援策

市担当部班	市長公室部広報広聴班、市民部市民班、教育部避難所班、産業振興部
関係機関	熊谷警察署、東日本旅客鉄道(株)、秩父鉄道(株)、熊谷商工会議所、電気通信事業者

市長公室部広報広聴班、市民部市民班、教育部避難所班、産業振興部は、大雪による交通の途絶により帰宅できなくなった者等への支援を行う。

→ 第４章「震災応急対策計画」 第８節「公共施設対策・帰宅困難者支援対策」 第５「帰宅困難者支援策」参照

第６　医療救護

市担当部班	市民部医療班、福祉部、消防部
関係機関	熊谷保健所、(一社)熊谷市医師会、(一社)熊谷市歯科医師会、(一社)熊谷薬剤師会、(公社)埼玉県看護協会

市民部医療班、福祉部は、積雪に伴う負傷及び長期の交通途絶による慢性疾患の悪化等に対処するため、透析患者等の要配慮者に対し、医療機関情報や緊急時連絡先等、必要な医療情報を提供する。

なお、救急搬送に当たっては、防災関係機関や医療施設が相互に連携し、迅速な搬送を実施する。

→ 本章 第 16 節「救急救助・医療救護計画」参照

第７　ライフラインの確保

市担当部班	本部事務局
関係機関	東京電力パワーグリッド(株)、東日本電信電話(株)、携帯電話事業者

ライフライン事業者は、着雪、凍結等による設備の機能停止、故障、損壊等を速やかに把握し、復旧に係る措置を講ずる。また、応急対策の実施に当たり、災害対応の円滑化や市民生活の速やかな復旧を目指し、他の機関と適切に連携を行うものとする。

本部事務局は、ライフライン事業者等が応急対策に必要な情報（被災情報、除雪状況等の危険性が高い区域、通行可能な道路等）や活動スペース等をライフライン事業者等に提供し、又は貸し出すことにより、その復旧作業を支援する。

→ 第４章「震災応急対策計画」 第８節「公共施設対策・帰宅困難者支援対策」 第２「ライフライン施設」参照

第８　地域における除雪協力

市担当部班	本部事務局
関係機関	自主防災組織

除雪は、原則として土地所有者又は管理者が行うものであり、民有地内の除雪については、各世帯又は各事業者による対応が原則である。

しかしながら、異常な積雪時には、高齢者世帯等、自身による除雪が困難な者の敷地や通学路、利用者の多い交通安全上重要な歩道については、自主防災組織等、地域コミュニティの協力を要請して除雪を進め、二次災害の防止に努める。

第 11 節　その他二次災害防止計画

〔　方針・目標　〕

- 危険物等施設において、爆発、炎上、危険物の漏えい等が発生した場合は、速やかに影響のある区域に避難指示を発令し、避難対策を実施する。

第１　危険物対策

市担当部班	本部事務局、消防部
関係機関	熊谷警察署、危険物施設等管理者

１　施設の点検、応急措置

大雨時に浸水の危険又は土砂災害の危険がある地域の危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物施設等の危険物施設の管理者は、浸水又は土砂災害に対して適切な防止措置をとるとともに、爆発、漏えい等の二次災害の防止のため、施設の点検及び応急措置を講じる。

これに関し消防部は、必要に応じて県等と連携し、立入検査を行う。

２　避難及び立入制限等

危険物施設の管理者は、爆発、漏えい等によって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに関係機関や周辺の住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じて、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第２　放射線災害対策

市担当部班	本部事務局、消防部
関係機関	熊谷警察署、放射性物質利用施設等管理者

１　施設の点検、応急措置

大雨時に浸水や土砂災害の危険のある放射性物質（放射性同位元素）の利用施設又は保管施設の管理者は、浸水又は土砂災害に対する適切な防御措置をとるとともに、放射性物質の漏えいを防止するため、施設の点検、応急措置、環境監視等を実施する。

２　避難及び立入制限等

放射性物質（放射性同位元素）を利用し、又は保管する施設の管理者から、施設の倒壊等により放射性物質による被害が発生するおそれがあるとの連絡を受けた場合には、消防部、本部事務局は、速やかに防災関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じて、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第 12 節　消防活動計画

〔　方針・目標　〕

- 住民、自主防災組織、事業所等による出火防止、初期消火等の初期対応を基本とする。
- 大規模な延焼火災の発生が予想され、熊谷市の消防力では対応できない場合は、県内消防（局）本部、緊急消防援助隊等に速やかに応援を要請し、被害の拡大を最小限に抑制できるよう調整を図る。
- 消防活動の実施に当たっては、常に安全に対する配慮及び確認を行うものとする。

第１　消火活動

市担当部班	消防部
関係機関	熊谷市消防団、自主防災組織

１　消火活動上の基本方針

消防部及び消防団は、次の点に留意して安全かつ効果的に消火活動を行う。

■消火活動の留意事項

◇風向き、市街地の建物分布等を考慮し、最も効果的に消防力を投入する。
◇延焼火災の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区として確保する。
◇延焼火災が発生している地区は、直ちに住民の避難を開始し、必要に応じ、避難路の確保等を最優先として行う。また、安全な方向への避難誘導を呼び掛ける。
◇危険物の漏えい等のおそれがある地区は、立入り禁止措置をとり、安全な避難誘導に努める。
◇病院、避難所等、幹線道路、防災拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
◇住民等が実施する初期消火活動との連携及び指導に努める。

２　住民・自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、火災が発生した場合に初期消火活動を行い、消防機関が到着した場合にはその指示に従う。

３　事業所の活動

事業所は、火災が発生した場合は、初期消火活動を行う。また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。

■事業所の消火活動等

◇消防署、警察署等、最寄りの防災機関への通報
◇自衛消防隊等による初期消火及び延焼防止活動
◇必要に応じ、従業員、顧客等の避難
◇周辺地域の住民等に対する必要な情報の伝達
◇立入禁止措置等の実施

【資料編】17 消防出動区分表
18 消防車両等一覧
19 消防水利一覧

第２　他の消防機関に対する応援要請

市担当部班	消防部
関係機関	

１　消防相互応援

本部長又は消防長は、災害が発生した場合、次の消防相互応援協定に基づき協定締結先の消防機関に応援を要請する。

■消防相互応援協定

協　　定　　名	協　定　締　結　先
埼玉県下消防相互応援協定	埼玉県内全消防（局）本部
埼玉県消防長会第３ブロック消防本部相互応援協定	行田市消防本部、秩父消防本部、児玉郡市広域消防本部、深谷市消防本部
熊谷市・深谷市消防相互応援協定	深谷市
熊谷市・行田市消防相互応援協定	行田市
熊谷市・鴻巣市消防相互応援協定	鴻巣市
熊谷市・太田市消防相互応援協定	太田市
熊谷市・埼玉県央広域事務組合消防相互応援協定	埼玉県央広域事務組合
熊谷市・比企広域市町村圏組合消防相互応援協定	比企広域市町村圏組合
熊谷市・館林地区消防組合消防相互応援協定	館林地区消防組合

２　緊急消防援助隊

(1) 緊急消防援助隊の応援要請

本部長は、県内外の消防相互応援協定による消防力では対応できない規模の災害又は特殊な災害が発生した場合は、県知事に緊急消防援助隊の出動を要請する。

なお、緊急消防援助隊の応援要請に際し、県知事と連絡が取れない場合には、直接、消防庁長官に要請する。この場合、事後、速やかに県知事に報告する。

■応援要請時に明らかにすべき事項

◇災害の状況
◇応援要請を行う消防隊の種別及び人員

(2) 指揮本部の設置

緊急消防援助隊の応援等が決定した場合は、本市での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動に資するため、指揮本部を設置し、以下に掲げる事務を行うものとする。

■指揮本部における事務

◇被害情報の収集に関すること
◇被害状況並びに消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること
◇緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること
◇その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること

市域内にある県熊谷防災基地（熊谷スポーツ文化公園内）は、県内に緊急消防援助隊の出動要請が行われた場合の「夜間離着陸場」の一つに指定されている。

→ 第２章「災害予防計画」第 11 節「災害に備えた体制整備」 第３「防災活動拠点の整備及び緊急輸送ネットワークの整備」参照

【資料編】47 消防応援協定
【様式編】11 緊急消防援助隊応援要請連絡票

第 13 節　災害警備計画

〔　方針・目標　〕

- 交通規制、緊急交通路の確保、救助活動、地域の防犯等において、警察との連携を取る。
- 被災地域や避難所におけるパトロール体制を確立し、安全に留意して巡回パトロールを行う。

第１　災害警備

市担当部班	所管各部
関係機関	熊谷警察署

市は、災害が発生した場合、国、県、消防機関、その他の関係機関と緊密に連携し、次の活動を行う。

また、警備活動中に発見した遺体の検視や各種犯罪の予防検挙等、警察で行うことが適当である活動については、警察署に依頼するとともに、市は、必要に応じてその支援を行う。

■警備活動の種類

◇情報収集、伝達及び広報	◇警告及び避難誘導
◇人命の救助及び負傷者の救護	◇交通秩序の維持
◇犯罪の予防検挙	◇行方不明者の捜索、検視及び遺体の調査
◇漂流物等の処理	◇その他治安維持に必要な措置

第２　防犯対策への協力

市担当部班	市民部市民班
関係機関	熊谷市消防団

市民部市民班は、避難所における窃盗等の犯罪を防止するため、避難所自治組織（避難所運営委員会）等と協力して、避難者への注意喚起、不審者の通報等の周知に努める。

また、消防団は、被災地における犯罪の防止を図るため、警察署に協力し、地域の巡回パトロールを行う。

第 14 節　交通対策計画

〔　方針・目標　〕

- 災害警戒段階から警察、道路管理者と連絡をとり、道路被害や通行規制等の情報を収集し、緊急車両が通行可能な道路を把握する。

第１　交通応急対策

市担当部班	建設部建設班
関係機関	大宮国道事務所、熊谷県土整備事務所、熊谷警察署、熊谷市建設業協会

建設部建設班は、各道路管理者、警察署、関係団体等と連携し、情報収集や応急措置を以下のとおり行う。

１　交通支障箇所の調査及び通報

(1) 道路管理者として、警戒段階からパトロールを行い、所管する道路又は地域について道路の点検を行い、支障の有無、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

(2) 調査の結果、交通支障箇所を発見したときは、速やかに、その路線名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無その他被災の状況等について、関係する道路管理者相互に連絡を取り合う。

(3) 前項の状況を直ちに消防部をはじめ各部に周知するとともに、警察署等、市域を管轄する関係機関長と相互に連絡を取る。

２　道路交通確保のための応急措置

(1) 道路法（第 46 条）に基づく応急対策

道路管理者として、道路の損壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。

(2) 道路施設の応急対策方法

ア　道路の破損、流失及び埋没並びに橋りょうの損傷等の被害のうち、比較的軽微な被害で、応急対策により早急に交通の確保が得られる場合は、道路の補強、崩落土等の除去、橋りょうの応急補強等、必要な措置を講じ、交通の確保を図る。

イ　応急対策が比較的長期の時間を要する場合は、被害箇所に関する上記の応急対策と同時に、付近の適当な場所を選定し、一時的に付替道路を開設するとともに、代替道路（迂回路線）を選定し、道路交通の確保を図る。

ウ　道路施設の被害が広範囲にわたり、代替の道路も得られず被災地域一帯が交通途絶の状態に立ち至った場合は、同地域の道路交通に関して最も効果的で、比較的早期に応急対策が終了する路線を選び、自衛隊派遣計画、障害物除去計画等必要な措置と併せて、集中的な応急対策を実施することにより、必要最小限の緊急交通の確保を図る。

エ　被災の状況、地域の状況等を考慮して、災害復旧用応急組立橋による復旧を検討する。

(3) 大雪時の応急対策方法

大雪による道路警戒が必要な場合は、関係機関及び団体と連携し、緊急路線の交通の確保を図る。

→ 本章 第１０節「雪害応急活動計画」 第３「除雪態勢の確保」参照

(4) 放置車両対策

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合は、緊急通行車両の通行を確保するために緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行う。また、運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

【資料編】 2 市道・橋りょうの状況
33 熊谷市建設業協会 会員一覧

第２　交通規制措置

市担当部班	建設部建設班
関係機関	大宮国道事務所、熊谷県土整備事務所、熊谷警察署

１　交通規制等の実施者及び状況・内容

交通規制等の実施者及びそれを実施する状況及び内容は、以下のとおりである。

■交通規制の実施者

実 施 者	規制を行う状況及び内容	根拠法令
公安委員会	◇災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。	災対法 第76条
	◇緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請することができる。	災対法 第76条の４
	◇道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他道路における交通の規制をすることができる。	道路交通法 第４条
警察署長	◇道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものをすることができる。	道路交通法 第５条
警 察 官	◇通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。また、措置をとることを命ぜられたものが当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自ら当該措置をとることができる。	災対法 第76条の３ 第１項 災対法 第76条の３ 第２項
	◇道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路交通法 第６条第４項

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官、消防吏員	◇警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災対法第76条の３第１項、第２項に定められた職務を行うことができる。	災対法第76条の３第３項、第４項
道路管理者	◇道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法第46条

２　交通規制等の周知

建設部建設班は、交通規制に関する情報をとりまとめ、通行禁止等を行う区域又は区間、対象、期間（終期を定めない場合は始期）及び選定されている代替道路（迂回路線）等について、市の有するあらゆる広報媒体を活用し、広く市民等に周知する。

第３　緊急通行車両の確認等

市担当部班	総務部
関係機関	熊谷警察署

１　申請の手続

県知事又は公安委員会は、災対法第 76 条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合は、緊急輸送のための車両の使用者の申出により、災対法施行令第 33 条の２の規定により、緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を行う。

総務部は、災害対策に使用する車両について、「緊急通行車両確認申請書」を県又は公安委員会に提出する。県又は公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、標章及び確認証明書を交付する。

交付された標章は、運転者席の反対側（助手席側）の内側ウインドウガラス上部の、前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は、当該車両に備え付ける。

２　緊急通行車両等の事前届出について

公安委員会では、緊急通行車両の迅速な確認手続を実施するため、あらかじめ関係機関から緊急通行車両の事前届出を受理している。

事前届出車両については、緊急通行車両の確認申請を受けた場合、確認に係る審査を省略し、証明書及び標章が直ちに交付される。

【様式編】31 緊急通行車両事前届出書
32 緊急通行車両事前届出済証
33 緊急通行車両確認申請書
34 緊急通行標章

第 15 節　避難計画

〔　方針・目標　〕

- 氾濫警戒情報の発表により「高齢者等避難」、氾濫危険情報の発表により「避難指示」、及び氾濫発生情報の発表により「緊急安全確保」を発令することを基準として、市から避難情報を発令する。
- 避難行動要支援者の避難情報は、ファクシミリ、防災情報メール、民生委員・児童委員、登録支援員等の協力により、確実に伝達するように努める。
- 避難所においては、要配慮者専用スペースの設置、社会福祉施設に福祉避難所を設置するなど、要配慮者の負担軽減に配慮する。

第１　高齢者等避難・避難指示及び避難誘導

市担当部班	本部事務局、市長公室部広報広聴班、福祉部、各行政センター部、教育部
関係機関	荒川上流河川事務所、利根川上流河川事務所、熊谷地方気象台、熊谷県土整備事務所、熊谷警察署、熊谷市消防団、(福)熊谷市社会福祉協議会、自主防災組織

１　高齢者等避難及び避難指示の発令権者並びに要件

発令権者	高齢者等避難及び避難指示を行う要件	根拠法令
市　　長	◇災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	災対法第60条
県 知 事	◇災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災対法第60条
警 察 官	◇市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき。 ◇市長から要求があったとき。	災対法第61条
	◇人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき。	警察官職務執行法第４条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	◇人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき。	自衛隊法第94条
県知事又は県知事の命を受けた県職員	◇洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条
	◇地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	地すべり等防止法第25条
水防管理者	◇洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条

２　高齢者等避難、避難指示等の発令

市及び防災関係機関は、災害から住民の安全を確保するため相互に連携し、高齢者等避難又は避難指示等の必要な措置を講ずるものとする。なお、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって住民の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（屋内待避等の安全確保措置）を指示する。

浸水想定区域内の住民等に対しては水防法による洪水予報を目安とするが、判断に当たっては、上流域の雨量、水位の状況、気象台、河川管理者、砂防関係機関の助言、現場の巡視報告、通報等を参考として、総合的かつ迅速に行う。

なお、避難指示等の判断や応急対策の検討などを行うため、必要に応じ、気象状況や今後の予想について、ホットラインを通じて熊谷地方気象台に照会する。また、熊谷地方気象台は、災害が切迫している場合や特別警報が発表された場合は、市に連絡を行うものとする。

■避難指示等の種類と判断の目安

＼	発令時の状況	住民に求める行動	判断の目安
緊急安全確保	・前兆現象の発生やその時点の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・堤防の近傍地等の地域特性その他の条件から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・すでに災害が発生している状況	・屋外への避難が危険な場合は、屋内の階上階等に避難 ・直ちに避難行動に移るとともに、その時間的余裕がない場合は、生命を守る最低限の行動を実施	【災害共通】 ・切迫した災害の前兆があるとき 【浸水想定区域】 ・水位が堤防天端高に達するおそれが高いとき（越水のおそれがあるとき）又は溢水のおそれがあるとき
避難指示	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始すべき段階であり、人的被害の発生するおそれが高いと判断される状況	・通常の避難行動ができる者は、指定の避難場所等への避難行動を開始 ・屋外への避難が危険な場合は、屋内の階上階等に避難	【災害共通】 ・災害の前兆がある場合 【浸水想定区域】 ・氾濫危険情報が発表されたとき
高齢者等避難	・避難行動要支援者等、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始すべき段階であり、人的被害の発生するおそれがあると判断される状況	・避難行動要支援者等、避難行動に時間を要する者は、指定の避難場所等への避難行動を開始（避難支援等関係者は、支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始	【浸水想定区域】 ・氾濫警戒情報が発表されたとき

※　土砂災害の避難判断基準については、市の「避難情報の判断・伝達マニュアル（土砂災害編）」に基づくものとする。

３　避難指示等の伝達

避難指示等の伝達方法は、次表に記載のとおりとする。

本部長は、関係各部及び関係機関に、避難指示等の広報を要請する。

また、知事に対し、避難指示の実施時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告する。

■避難指示等の伝達方法

対　　象	担　当　課	伝　達　方　法
一 般 住 民	市民活動推進課 広報広聴課	自治会又は自主防災組織への電話 広報車、防災行政無線、インターネット（ホームページ、メール配信サービス「メルくま」、ツイッター、フェイスブック、エリアメール・緊急速報メール）、テレビ、ラジオ等
	消防本部	サイレン、広報車
在宅避難行動要支援者世帯	生活福祉課、長寿いきがい課、障害福祉課	ファクシミリ 民生委員・児童委員又は避難支援等関係者への防災情報メール（協力要請）
学校・幼稚園	学校教育課	ファクシミリによる一斉送信 メールによる学校・保護者への周知
保　育　園	保育課	ファクシミリによる一斉送信
福 祉 施 設	長寿いきがい課、障害福祉課	ファクシミリによる一斉送信
事　業　所	広報広聴課	広報車、防災行政無線

■避難時の伝達事項例

◇避難の理由
◇避難先
◇避難時の服装、携行品等
◇高齢者等避難、避難指示の対象区域
◇避難経路
◇避難行動における注意事項
※　市長は、避難行動要支援者への伝達に際しては、避難支援計画等を踏まえてそれぞれのニーズに応じた情報伝達手段を準備するなど、十分な配慮を行う。
※　市長は、避難指示等の伝達に当たっては、事前に例文を作成するなど、住民にその意味が分かりやすく伝わるよう努める。

４　避難指示等の解除

本部長は、災害による危険がなくなったと判断されるときには、避難指示等を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を県知事に報告する。

５　警戒区域の設定

本部長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの制限、禁止又は退去を命ずる。

■警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	設　定　の　要　件　及　び　内　容	根拠法令
市　　長	◇災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災対法第63条
県 知 事	◇災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。	災対法第73条
消防長又は消 防 署 長	◇ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば生命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法 第23条の２
消防吏員又は消防団員	◇火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第28条
水防団長、水防団員、消防機関に属する者	◇水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条
警　察　官	次の場合、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。 ◇市長若しくは市長の委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災対法 第63条
	◇消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき。	消防法 第23条の２
	◇消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき。	消防法第28条
	◇消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき。	水防法第21条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	◇市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。	災対法第63条

６　避難誘導

(1) 避難の誘導者

避難の誘導は、消防職員、消防団員又は警察官が行う。なお、自主防災組織は、これらの機関に協力する。

(2) 避難誘導

避難の誘導は、道路、橋りょう等の状況から安全な経路を選び誘導する。特に、危険箇所には人員を配置する。避難は、原則として、避難者による自力避難とする。避難に当たっては、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者を優先させる。ただし、自力及び家族等の支援による避難が困難な避難者は、車両等による避難を検討する。

なお、市民に対しては、自家用車を使用した避難により浸水等に巻き込まれることのないよう、周知及び広報に努める。

また、消防団員及び自主防災組織は、自身の安全を確保し、誘導に当たるものとする。

【様式編】

15 避難指示書

16 避難指示等の発令について

第２　避難所の開設・運営等

市担当部班	教育部、市民部、福祉部、産業振興部、各行政センター部
関係機関	自主防災組織

避難所の開設、運営及び閉鎖については、「避難所開設・運営マニュアル」に基づき行うものとする。

１　避難所の開設及び避難者の受入れ

(1) 避難所の開設

本部長は、災害の状況に応じて開設する避難所を決定する。

教育部避難所班は、避難所を開設する施設の管理者に連絡し、開設準備のため各避難所にあらかじめ割り当ててある職員（避難所担当職員）を派遣する。また、福祉部は、要配慮者を対象とする福祉避難所を開設する場合、開設する施設の管理者に連絡し、開設準備のため職員（避難所担当職員）を派遣する。

避難所担当職員は、施設の管理者等と協力して避難者受入れの準備を行う。ただし、教育部及び福祉部が開設しない場合であっても、住民の安全確保のため、避難所への収容が必要と認められる場合は、施設管理者等が開設することができる。また、勤務時間外は、状況に応じて避難所担当職員が施設に直行して行う。

(2) 避難者の受入れ

避難所担当職員は、施設管理者等と協力し、避難者カードに記入した避難者を避難スペースへ案内して、施設利用の注意、要望の聴取等を行う。また、教育部は、避難者の概数を取りまとめ、本部事務局に報告する。

本部長は、市域の避難所では収容力が不足する場合は、市域外での避難所の確保について、県に対し協力を要請する。

担当職員のほか、施設所管課、物資調達担当、ボランティア担当等との連携が必要であるため、相互に連絡を取り合うものとする。

２　避難所の運営

教育部避難所班は、家屋の被災又は災害危険性が解消せず、避難生活が長期化する場合は、以下のような避難所の運営を行う。

(1) 避難所自主運営体制の確保

住民組織を中心とした避難所自治組織（避難所運営委員会）を立ち上げ、避難者、避難所担当職員及びボランティアによる運営を行う。なお、女性の視点を取り入れた避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。

避難所担当職員は、住民組織のリーダーが中心となって避難所自治組織（避難所運営委員会）を結成するよう、組織やルールづくり等を支援する。また、避難所運営における相談や災害対策本部との調整等を行う。

■避難所の運営（役割分担）

避難所担当職員	◇市災害対策本部との連絡 ◇避難者への広報 ◇避難所運営記録の作成	◇施設管理者との調整 ◇運営に関する相談対応
避難所自治組織 （避難所運営委員会）	◇運営方針の決定 ◇食料及び物資の配布 ◇避難者への情報伝達	◇生活ルールの決定 ◇清掃 ◇要望の取りまとめ
ボランティア	◇生活支援	

(2) 避難所事務室の開設

避難所担当職員は、避難所に避難所事務室を開設し、通信手段の確保を図り、運営の拠点とする。

(3) 他都道府県からの避難者の受入れ

大規模災害時において、他都道府県知事から県を通じて避難者の受入れ要請があった場合又は相互応援協定市町村から避難者の受入れの要請があった場合は、避難所を確保するものとする。

ア　避難所の開設に当たっては、市内の公共施設の中から避難者数等を考慮しながら選定する。

イ　避難所として選定された施設管理者等は、必要時に当該施設を迅速かつ円滑に避難所として開設できるよう、維持及び管理に努めるものとする。

ウ　要配慮者に配慮した避難所の選定及び開設に留意する。また、県と連携して、配慮が必要な避難者に対し、避難所等における保健師、看護師等による健康状態の把握や、福祉施設における受入調整等、支援の充実に努める。

エ　県は、避難者登録システム等を活用し、避難者情報を被災都道府県に提供するとともに、避難者に対し被災都道府県に関する情報を提供するものとし、市は、これに協力する。

(4) 避難者名簿、避難所運営記録の作成

避難所担当職員は、避難所自治組織（避難所運営委員会）の協力を得て、避難者の名簿を作成し、避難者の把握を行う。

また、避難所の運営状況について記録し、毎日、災害対策本部へ報告する。なお、病人の発生等、特別な事情のあるときは、必要に応じて報告する。

さらに、避難所からの退去者及び毎日の避難者の出入りを記録する。

(5) 避難所内広報

避難者への広報は、掲示板への掲示又は館内放送によって行う。また、要配慮者に考慮し、避難所自治組織（避難所運営委員会）を通じて広報紙、チラシ等の配布及び口頭による伝達を行うよう配慮する。

(6) 避難所内防犯対策

避難所においては、外来者の受付記録をとり、防犯に注意する。また、必要に応じ、警察官の派遣を要請する。

(7) 通信手段の確保

避難所の開設や運営状況を把握するため、通信連絡手段の確保に努める。

３　避難所設備の整備

(1) スペースの配置

避難所担当職員は、施設管理者等と協力して、避難所の諸スペースを配置する。

■スペース例

◇生活スペース	◇休憩スペース	◇更衣スペース
◇洗面・洗濯スペース	◇医療救護所スペース	◇物資保管スペース
◇配膳・配給スペース	◇駐車スペース	◇ペット飼育専用スペース
◇授乳スペース	◇発熱者スペース	
◇クールダウンスペース（障害者等が気持ちを落ち着かせるための空間）　等		

(2) 設備及び備品の設置

避難生活に必要な設備及び備品を設置する。特に、季節の特性や要配慮者、男女のニーズの違い及びプライバシーの確保に配慮する。

なお、不足している設備及び備品は、産業振興部が確保する。

■避難所の設備例

◇冷暖房器具	◇扇風機	◇仮設トイレ（男女別）	◇公衆電話	◇給湯設備
◇掲示板	◇間仕切り	◇食器、調理器具	◇清掃用具	◇避難所ボックス

４　避難者への支援

(1) 食料及び物資の供給

教育部避難所班は、避難者名簿から食料及び物資の必要数を把握し、産業振興部に供給を要請する。産業振興部は各行政センター等の協力のもと、物資を避難所に搬送する。なお、食料については、アレルギー等に配慮する。

避難者への配布は、避難所自治組織（避難所運営委員会）が実施する。

(2) 衛生管理

避難所担当職員は、避難所自治組織（避難所運営委員会）、保健師、ボランティア等と協力して避難所の衛生対策を行い、居住環境の保持や避難者の健康管理に努める。

■衛生対策例

◇ゴミ箱及び清掃用具の設置	◇ゴミ置き場等の清掃及び消毒
◇食料の管理	◇炊事場等の清掃
◇手洗い及びうがいの励行	◇健康診断及び巡回医療の実施
◇トイレ及び洗面所の清掃及び消毒	

(3) 入浴対策

市民部市民班は、自衛隊の入浴支援及びホテル、公衆浴場等の入浴施設等の確保により、被災者に対し、入浴サービスを提供する。

(4) 相談所の開設

市民部市民班及び各行政センター部は、避難所担当職員と連携して、避難所に相談所を設置し、被災者対策の各種申込み、関係機関の支援策等の受付窓口とする。

５　要配慮者や女性への避難所対策

避難所担当職員は、要配慮者や性別に配慮し、要配慮者専用スペース、間仕切り、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所等を適切な場所に設置するなど、避難所生活に配慮する。

教育部避難所班は、女性や子どもに対するセクシュアル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室やトイレ、入浴施設等の設置場所に配慮するとともに、注意喚起や巡回警備を実施するなど、安心・安全の確保に努める。

また、女性の相談員等を配置し、又は巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるよう配慮する。なお、女性相談員の配置や相談窓口の開設及び運営に当たっては、男女共同参画を推進している民間団体等に協力を要請する。

福祉避難所が開設されたときは、福祉部が行う要配慮者の状況や支援の必要性等に関する調査、福祉避難所への移送等に協力する。

６　避難所生活の長期化への対応

避難所生活が長期化した場合には、避難者の健康面への配慮が必要となる。その場合、県営住宅、市営住宅及び一般住宅への入居に関する住宅支援を積極的に実施する。

７　避難者とともに避難した動物の取扱い

→ 本章 第 25 節「環境衛生計画」 第５「動物愛護対策」参照

８　避難所における新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の伝播のおそれがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」（令和２年５月埼玉県作成）に沿って、本部事務局と市民部等が連携し、主に以下の対策を取るものとする。

(1) 健康状態に合わせた避難場所の確保

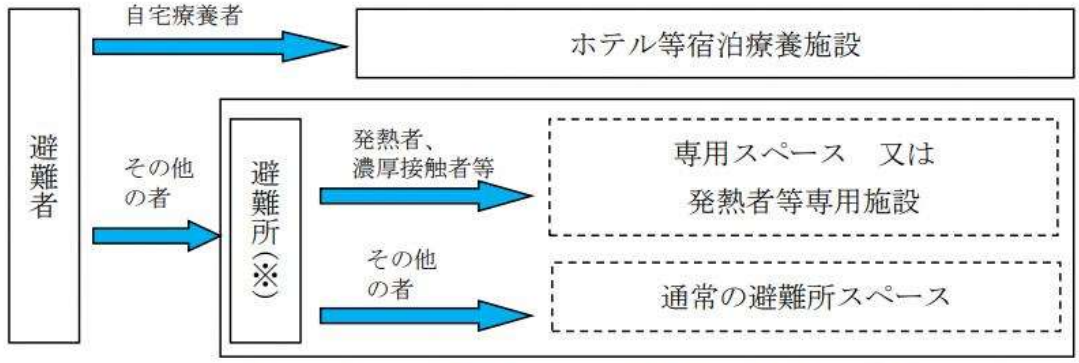

※十分なスペースを確保するため指定避難所以外の確保を検討する。

(2) 十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設

体育館が避難所となる学校施設では空き教室の活用を検討するなど臨時的な避難所の確保、開設を検討する。また県有施設やホテル・旅館等の活用も検討する。

■避難所受付時のフロー

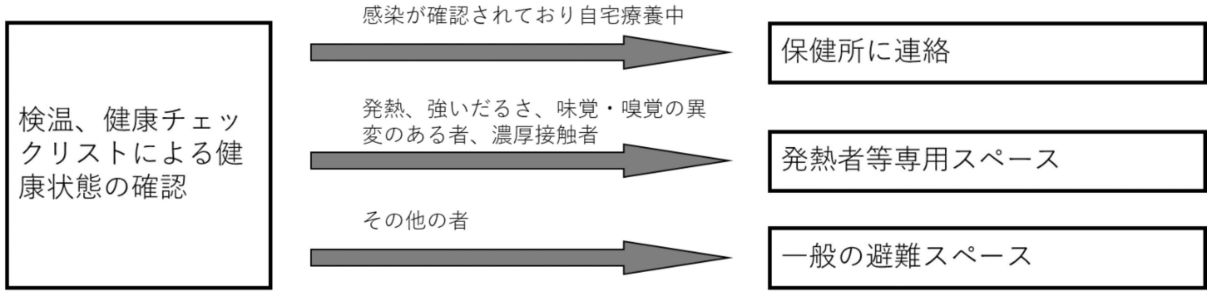

(3) 避難所レイアウトの検討

世帯間で概ね２ｍの間隔を確保するレイアウトを検討する。

(4) 避難者の健康管理

ア　避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防等を図るための体制を整備する。

イ　感染症の疑いがある者が発生した場合に備え、管轄の保健所と連絡体制を整備する。

(5) 発熱者等の専用スペースの確保

ア　発熱等の症状がある者及び感染が確認されている者の濃厚接触者（以下「発熱者等」という）のための専用スペース又は専用の避難施設を確保する。

イ　発熱者等の専用スペースは可能な限り個室とするとともに専用のトイレを確保する。やむを得ず複数の発熱者等を同室にする場合は、パーティション等により空間を区切る。

ウ　発熱者等の専用スペースやトイレは、その他の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する。

(6) 物資・資材

マスク、消毒液、非接触型体温計、スタッフ防護用ガウン、パーティション、段ボールベッドなど感染症対策に有効と考えられる物資を可能な限り準備する。

(7) 自宅療養者の対応

ア　自宅療養者には、災害時に避難が必要な場合は保健所に連絡するよう事前に管轄の保健所から周知する。

イ　避難が必要な場合は保健所の指示によりホテル等の宿泊療養施設に避難する。

(8) 住民への周知

広報誌、自治体ホームページ、ＳＮＳ等を活用し、以下の事項を住民に周知する。

ア　自宅で安全を確保できる場合は在宅避難を検討すること。

イ　安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること。

ウ　マスク、消毒液等の衛生用品等、避難生活において必要な物資を可能な限り持参して避難すること。 等

(9) 感染症対策

ア　手洗い、マスクの着用など基本的は感染症対策を徹底する。

イ　定期的な清掃の実施（トイレ、ドアノブ等は重点的に）

ウ　食事時間をずらして密集・密接を避ける。

(10) 発熱者等の対応

ア　避難者の体調が悪化した場合、医師に連絡し必要に応じて医師の診察を受けさせる。診察の結果、新型コロナウイルス感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまで当面の間の当該避難者の処遇は医師の指示に従う。

イ　避難者が新型コロナウイルス感染症に感染したことを確認した場合、当該避難者や避難所スタッフ等の対応は保健所の指示に従う。

９　性的少数者への配慮

ＬＧＢＴＱなど性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング(性的少数者本人の了解なしに性的少数者であることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意を要する。

【資料編】40 指定緊急避難場所（避難地・避難所）一覧
41 福祉避難所一覧
45 要配慮者関連施設の想定浸水深一覧
【様式編】17 避難所開設状況報告書
18 避難所状況報告書
19 避難状況一覧
20 避難者カード
21 避難所物品受払簿
22 職員避難所勤務状況
23 避難所日誌

第３　市外への広域避難

市担当部班	本部事務局
関係機関	

本部事務局は、被災者の市外への避難の必要がある場合は、相互応援協定等に基づき、他市町村の避難所等に被災者を受け入れてもらえるよう、協力を要請する。

第４　避難所以外の場所に滞在する被災者への支援

市担当部班	市民部、福祉部、教育部避難所班、各行政センター部
関係機関	(一社)熊谷市医師会、(一社)熊谷市歯科医師会、(福)熊谷市社会福祉協議会、熊谷市赤十字奉仕団

市民部は、やむを得ない理由により在宅等避難所以外の場所において避難生活を送る被災者について、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービス及び情報の提供等、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。特に車中泊（車中避難）を行う避難者がいる場合は、エコノミークラス症候群の予防のため、軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給、健康相談や保健指導、弾性ストッキングの配布等を実施する。なお、教育部避難所班は、避難所においてこうした物資の配布、情報の提供等を行えるよう、必要なスペースの確保等、支援拠点としての環境整備を行う。

また、福祉部は、これらの被災者のうち要配慮者について、熊谷市社会福祉協議会等との連携を図りながら、紙おむつ等の支援物資、医療、福祉等のサービスの提供が行き届くよう、必要な措置を講ずるよう努める。

第 16 節　救急救助・医療救護計画

〔　方針・目標　〕

- 被災者の医療は、市内の病院、透析医療機関、産科医療機関を中心に、地域の医師が協力して行う体制とする。
- 避難所を開設した小学校に、状況に応じて医療救護所を設置し、傷病者のトリアージ、応急手当等の初期対応に当たる。その後、保健センター及び母子健康センターで対応する。
- 被災者への健康対策として、保健師を中心に結成したチームをベースに、避難所にいる被災者及び在宅の被災者の健康状況の把握及び対処を行う。特に、精神のケア、高齢者の感染症対策及びエコノミークラス症候群の予防に留意する。また、人工透析患者には、透析可能な病院の紹介及び搬送を行う。

第１　救助・救急活動

市担当部班	市民部市民班、各行政センター部、消防部
関係機関	自衛隊、熊谷警察署、熊谷市消防団、熊谷市建設業協会、自主防災組織

１　救助活動

(1) 行方不明者情報の収集

市民部市民班及び各行政センター部は、災害により要救助者又は行方不明者が発生した場合は、消防部その他関係機関等と相互に連携し、氏名、性別、年齢、災害発生場所、遭難場所、身体的特徴、衣服等の情報を把握する。

(2) 救助活動

消防部は消防団と協力して、行方不明者に関する情報及び土砂崩れの現場等の状況を基に、生埋め等となっている行方不明者を捜索する。また、救助隊の編成、救助資機材等の活用により、生存者を救出する。

災害の状況等により、市の救助隊のみでは救助活動が困難な場合は、警察署、隣接消防機関等の応援を要請する。また、自衛隊の応援が必要な場合は、県知事に要請を依頼する。

また、車両、特殊機械器具、重機等が必要な場合は、県の協力又は熊谷市建設業協会等の出動を要請する。

(3) 住民、自主防災組織、事業所等の救助活動

住民、自主防災組織、事業所等は、救助隊に対し情報提供するとともに、二次災害の発生に十分注意しながら、連携して地域又は事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。

また、崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助を行う。

２　救急活動

消防部は、救助現場から医療機関等まで、救急車等により傷病者を搬送する。傷病者が多数発生した場合は、警察等その他の機関に搬送を要請する。なお、市内の病院で収容できない場合は、市外後方医療機関指定病院へ救急車により搬送する。

また、道路の被害等により救急車による搬送ができない場合は、県を通じてヘリコプターの出動を要請する。

第２　医療救護対策

市担当部班	市民部医療班
関係機関	熊谷保健所、(一社)熊谷市医師会、(一社)熊谷市歯科医師会、(一社)熊谷薬剤師会、(公社)埼玉県看護協会

１　応急医療救護活動

(1) 医療救護所の設置

市民部医療班は、多数の傷病者が発生した場合は、避難所を開設した小学校に、状況に応じ医療救護所を設置して、医師による初期対応を行う。その後、保健センター及び母子健康センターにおいて対応する。

■医療救護所設置予定場所

初期対応（小学校）	中央地区	熊谷東、熊谷西、石原、熊谷南、桜木
	東部地区	成田、佐谷田、久下、星宮
	西部地区	大麻生、玉井、別府、三尻、籠原、新堀
	北部地区	大幡、中条、奈良
	吉岡地区	吉岡
	大里地区	吉見、市田
	妻沼地区	長井、秦、妻沼、男沼、太田、妻沼南
	江南地区	江南南、江南北
長期化対応	保健センター、母子健康センター	

(2) 医療救護班の編成

市民部医療班は、多数の傷病者が発生した場合は、医師会に医療救護班の編成及び医療救護所への派遣を要請する。災害の規模及び状況によっては、歯科医師会等の応援を要請する。

また、広域的な応援が必要な場合は、県に対し支援要請を行う。

(3) 医療救護所等における活動

医療救護所等においては、次の活動を行う。

■医療救護所等における活動

◇負傷者の傷害等の程度の判別（トリアージ）
◇後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
◇負傷者の応急処置
◇助産
◇死亡の確認
◇遺体の検案

２　後方医療体制の確保

重症者は、市内の病院に収容する。また、市内の病院で対応が困難な場合は、県に対し災害拠点病院等の後方医療体制の確保についての協力を要請し、災害拠点病院に搬送する。

交通の状況により、救急車等による災害拠点病院等への搬送が困難な場合は、県の救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリ）若しくは防災ヘリコプターの出動又は県を通じ自衛隊等による搬送を要請する。

３　医薬品・医療資器材等の確保

(1) 医薬品、医療資器材等

市民部医療班は、薬剤師会及び薬品業者から医薬品及び医療資器材を確保する。なお、不足する場合は、医師会が保有する医薬品及び医療用資器材を使用する。

また、入手が困難なときは、県を通じて、医薬品業者、他医療機関等に要請する。

(2) 血液製剤等

市民部医療班は、輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、赤十字血液センター等に供給を依頼する。また、必要に応じて、住民に対し献血の呼び掛けを行う。

■多数傷病者発生時における災害時救急医療全体システムフロー図

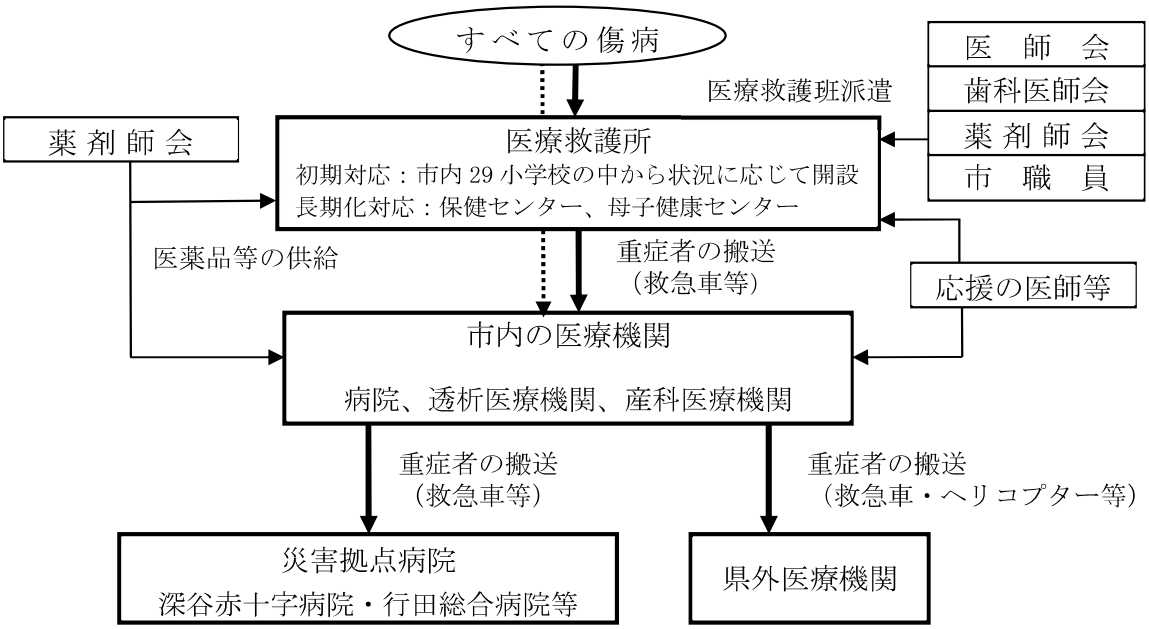

■県と市との連携図

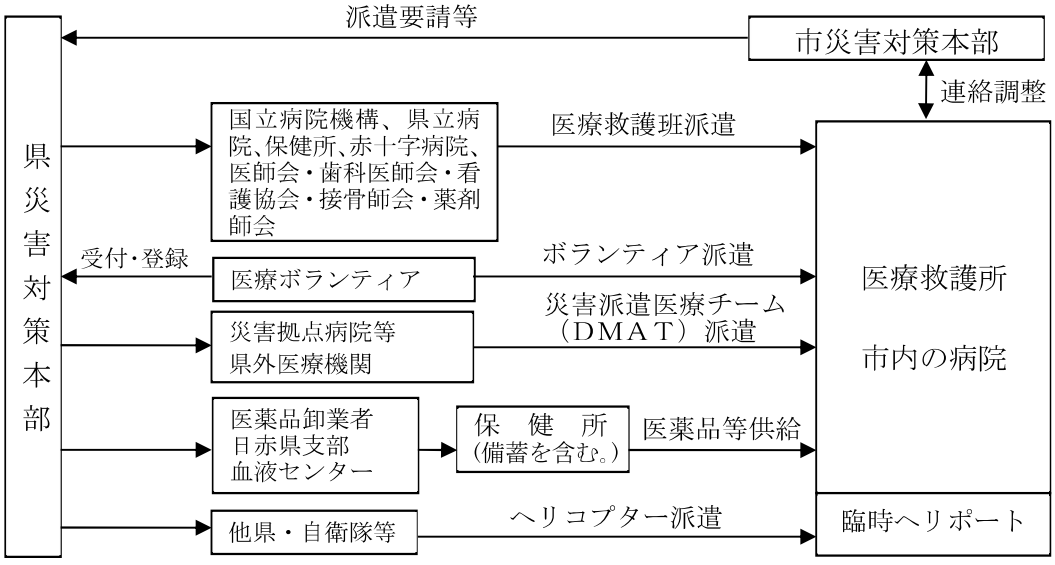

４　被災者等の健康管理

(1) 避難所における医療活動体制

市民部医療班は、避難所生活が長期化する場合は、避難所内に医療救護所を設置し、医師会及び歯科医師会に対して巡回医療班の編成を要請し、健康診断や、精神科、歯科等を含めた医療救護活動を行う。

(2) 心のケア

市民部医療班は、避難生活が長期化する場合は、精神科医療機関との協力によりカウンセリングや精神的ケア資料の作成等を行い、被災者や要配慮者の精神的負担の軽減に努める。

(3) 医療情報の提供

市民部医療班は、通院患者等のために治療可能な医療施設等の情報を収集し、災害広報紙等により住民に提供する。

(4) エコノミークラス症候群等の予防

市民部医療班は、エコノミークラス症候群等に関する知識や予防措置を広報するとともに、医療救護班及び巡回医療班の協力を得て、その発症を未然に防止する。

(5) 栄養指導

市民部医療班は、県と協力して、以下のとおり巡回栄養相談等を実施する。

■栄養指導の活動内容

◇炊き出し及び給食施設の管理指導
◇患者給食に対する指導
◇避難所生活が長期化した場合における、避難所や仮設住宅等における被災者の栄養状況の把握、栄養健康教育及び栄養状態改善指導
◇その他栄養補給に関すること

【資料編】27 医療機関一覧

第 17 節　行方不明者の捜索、遺体の処理及び埋火葬計画

〔　方針・目標　〕

- 複数の死者が発生した場合は、市の公共施設に遺体安置所を設置し、警察による検視、医師による検案及び遺体の安置を総合的に行う。
- 市のみでは火葬の対応が困難な場合は、遺体の火葬が早急にできるよう、斎場等、広域的な応援を確保する。

第１　行方不明者の捜索

市担当部班	市民部市民班、消防部、各行政センター部
関係機関	自衛隊、熊谷警察署、熊谷市消防団

１　行方不明者に関する相談窓口の設置

市民部市民班及び各行政センター部は、行方不明者に関する相談窓口を設置し、警察機関と連携を図りながら、行方不明者に関する問合せ等に対応する。

また、相談窓口で受け付けた捜索願い及び被災現場等での情報を収集し、行方不明者のリストを作成する。行方不明者のリストは、警察署に提出し、連携を取る。

２　捜索活動

消防部は、救助活動で編成した救助隊を、行方不明者の捜索隊として当て、行方不明の状態にある者（周囲の事情等により死亡していると推定される者を含む。）を対象として、行方不明者リストに基づき捜索活動を行う。また、警察署、自衛隊等と協力して捜索活動を実施する。

行方不明者を発見し、既に死亡していると認められるときは、警察署に連絡し、警察官の検視（見分）を受ける。

第２　遺体の処理及び埋火葬計画

市担当部班	市民部市民班、各行政センター部
関係機関	熊谷警察署、(一社)熊谷市医師会、(一社)熊谷市歯科医師会

１　遺体の処理・安置

(1) 遺体安置所の設置

市民部市民班、各行政センター部は、公共施設に遺体安置所を開設し、警察、医師会等と協力して、遺体の検視（見分）、検案及び安置を総合的に行う。

遺体の安置に必要な棺、ドライアイス等は、葬儀業者等から確保する。

(2) 遺体の輸送

市民部市民班、各行政センター部は、警察及び消防機関と連携し、遺体を遺体安置所へ輸送し、収容する。

(3) 遺体の検視（見分）

警察署は、死体取扱規則に基づき遺体の検視（見分）を行い、検視（見分）終了後に遺族に引き渡す。なお、遺体の受取人がない場合は、死体見分調書を添えて、市に引き渡す。

(4) 身元の確認

市民部市民班、各行政センター部は、警察署と協力して身元不明者の特徴等をまとめ、問合せ等に対応する。

また、警察署は、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに、写真の掲示、縦覧等を行い、早期に確認できるよう協力する。

(5) 遺体の処理

市に引き渡された遺体は、医師による検案等の処理を行う。市民部市民班は、医師会等に対し、遺体の処理を要請する。

身元が判明している遺体は、遺体処理の後、遺体安置所において遺族に引き渡す。

■遺体の処理

◇検　案	遺体の死因その他の医学的検査を行う。
◇遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理	遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の措置を行う。
◇遺体の一時保存	身元が識別されない遺体又は短期日の間に埋葬することが困難な遺体については、そのまま一時保存する。

(6) 漂着遺体等の取扱い

市民部市民班は、遺体の身元が判明している場合、その遺族又は被災地の市町村長に引き渡す。なお、遺体の身元が判明しない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理する。

ただし、救助法が適用された市町村から漂着したものであると推定される場合は、当該市町村に引き渡す。なお、遺品の保管、遺体の撮影記録を保存する。

２　遺体の埋火葬

(1) 埋火葬許可書の発行

市民部市民班､各行政センター部は､災害相談窓口等において火葬･埋葬許可書を発行する。

(2) 埋火葬

市民部市民班は、遺体を市立葬斎施設（メモリアル彩雲）において火葬する。なお、遺体が多数のため市内の施設では処理できないときは、県に協力を要請する。

また、遺族による遺体の搬送が困難なときは、葬祭業者等に協力を要請する。

(3) 遺骨の保管

市民部市民班は、引取り手のない遺骨等を遺留品とともに、納骨堂、寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明ししだい、縁故者に引き渡す。

【資料編】 9 火葬場
37 葬祭業者一覧

■遺体の捜索、処理、埋火葬までの流れ

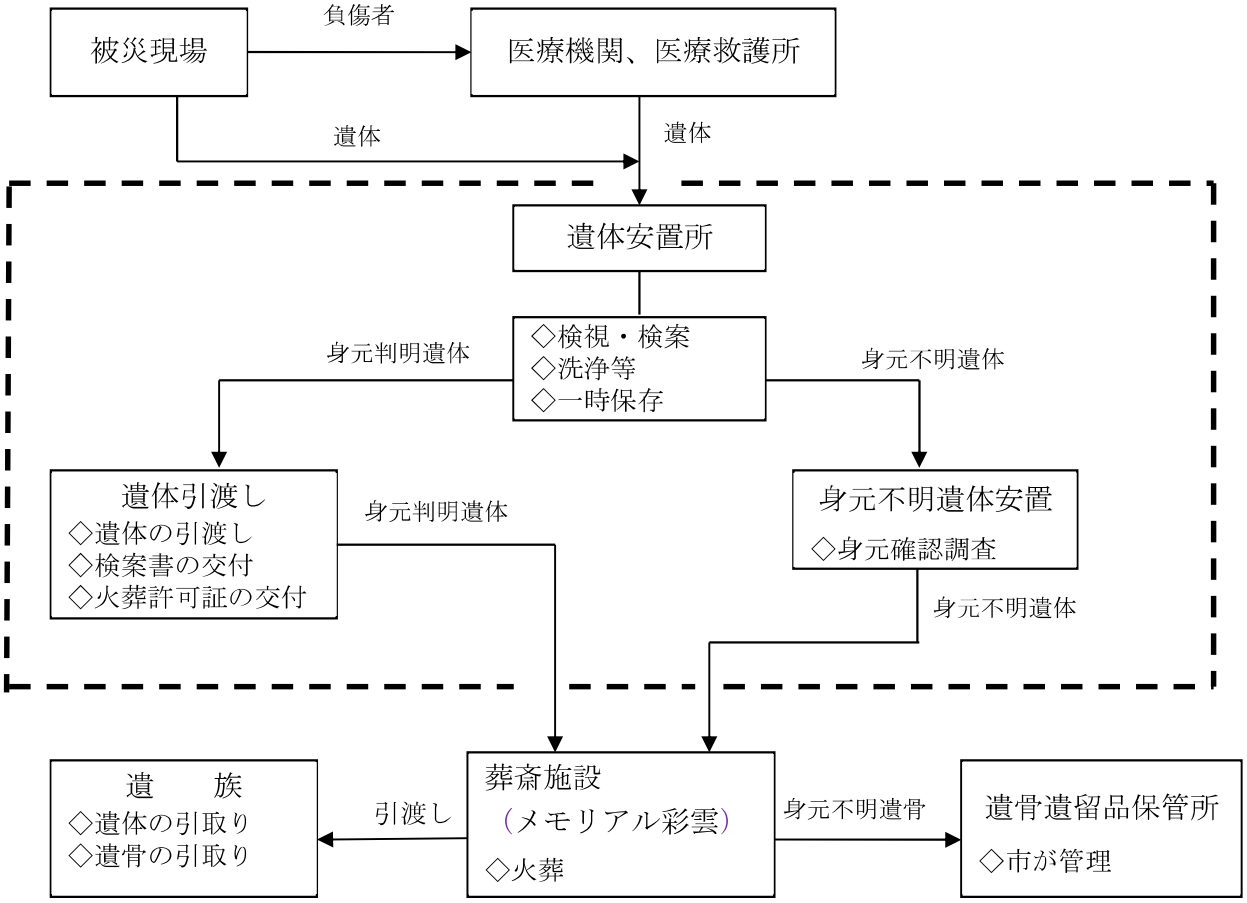

第 18 節　要配慮者の安全確保対策

〔　方針・目標　〕

- 避難指示等を発令した場合は、避難支援等関係者、民生委員・児童委員、自治会等の協力を得て、避難行動要支援者名簿や個別計画を活用して避難行動要支援者の安否を確認し、避難支援等の必要な対策を行う。
- 避難生活時は、社会福祉協議会、ＮＰＯ、ボランティア団体との連携により、必要な介護、メンタルケア等を実施する。また、老人福祉センター等の公共施設に福祉避難所を設置し、要配慮者を収容する。
- 外国人について、関係団体や語学ボランティアの協力による支援を行う。

第１　在宅の避難行動要支援者等の避難支援

市担当部班	福祉部、各行政センター部、市民部市民班
関係機関	北部福祉事務所、熊谷児童相談所、(福)埼玉県社会福祉協議会、(福)熊谷市社会福祉協議会、社会福祉施設等の管理者、民生委員・児童委員、自主防災組織

１　避難のための情報伝達

福祉部は、高齢者等避難が発令された場合、在宅の避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難できるよう、避難支援等関係者、民生委員・児童委員や福祉関係団体等と協力して情報を伝達する。

２　避難行動要支援者の避難支援

福祉部は、避難行動要支援者名簿や個別計画を活用し、避難行動要支援者が避難支援等関係者、自治会、自主防災組織等の地域の支援者等によって安全に避難できるよう措置する。

(1) 避難行動要支援者名簿の提供に同意した者の避難支援

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて実施する。

(2) 避難行動要支援者名簿に不同意であった者の避難支援

避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。

福祉部は、発災時に本人同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を外部提供する場合、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報の廃棄、返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努める。

(3) 避難場所等の責任者への名簿の引継ぎ

避難行動要支援者及び名簿情報は、避難支援者関係者から避難場所等の責任者に引き継ぎ、避難所生活後の生活支援に活用する。

３　避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動

(1) 安否確認の実施

福祉部は、職員による調査チームを編成し、各居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認を実施する。その際、あらかじめ作成した避難行動要支援者名簿及び個別計画を活用し、民生委員・児童委員や自主防災組織、避難支援等関係者等の協力を得ながら行う。

(2) 救助活動の実施及び受入先への移送

福祉部は、救助活動の実施及び受入先への移送について、次のとおり対応する。

- 自治会、自主防災組織等の協力を得ながら、避難行動要支援者等の救助を行う。
- 救助困難な状況にある場合、福祉部は、福祉関係団体等に協力を要請するとともに、公用車等による移送を行う。
- 避難行動要支援者等を福祉避難所、医療施設、社会福祉施設等に収容する。

４　妊産婦等への避難支援・安全確保

妊産婦や乳幼児については、事前の把握が困難であるため、避難行動要支援者名簿に掲載されないことが考えられる。

福祉部は、妊産婦や乳幼児の事前把握の方法を検討するとともに、避難に時間と支援を要することが多いことを考慮し、優先的な避難等を実施するなど、安全の確保を図る。

【様式編】37 避難行動要支援者登録台帳

第２　避難生活における要配慮者支援

市担当部班	福祉部、各行政センター部、市民部、建設部
関係機関	北部福祉事務所、熊谷児童相談所、(福)埼玉県社会福祉協議会、(福)熊谷市社会福祉協議会、社会福祉施設等の管理者、民生委員・児童委員、自主防災組織

１　避難所における支援対策

福祉部は、要配慮者の状況を把握し、次のような対策を行う。

■避難所における要配慮者への支援

ケアサービスリストの作成	◇必要となる介護、介助要員、用具の種別及び規模 ◇その他介護に必要な状況
必要な設備及び物資の確保並びに設置	◇踏み板等、段差の解消 ◇簡易ベッド ◇パーティション（間仕切り） ◇車いす、紙おむつ、障害者用携帯トイレ等介護物資
要配慮者専用スペースの確保	◇可能な限り少人数部屋 ◇専用トイレ
生活支援	◇適温食と高齢者に配慮した食事の供給 ◇ホームヘルパーの派遣、ガイドヘルパーの派遣
広報支援	◇手話通訳の派遣 ◇ボランティアによる個別情報伝達

２　避難所外を含めた要配慮者全般への支援

(1) 情報提供

福祉部は、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリや文字放送テレビ等により情報を提供する。

(2) 相談窓口の開設

市民部市民班は、各庁舎内に相談窓口を設置する。福祉部は、各窓口には、福祉担当職員、福祉関係者、ソーシャルワーカー等を配置し、総合的な相談に応じる。

(3) 巡回サービスの実施

福祉部及び市民部医療班は、福祉担当職員、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師等によりチームを編成し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

(4) 物資の提供

福祉部は、在宅の要配慮者へ生活支援物資を供給する。確実に供給できるよう、配布の手段及び方法を確立する。

(5) 社会福祉施設等への一時入所

福祉部は、避難所で介護等が困難な要配慮者を、可能な限り社会福祉施設等へ入所させるため、社会福祉施設等への一時受入れを要請する。

３　福祉避難所の設置

福祉部は、避難地域の状況に応じ、市の公共施設等に福祉避難所を設置して、避難所における避難生活が困難な要配慮者を収容する。

避難所生活が長期化した場合は、要配慮者の健康状態に配慮し、社会福祉施設等との連携の下、施設への収容を行う。

■福祉避難所設置予定箇所

◇市立箱田高齢者・児童ふれあいセンター	◇市立障害福祉会館
◇熊谷市スポーツ・文化村「くまぴあ」（創作展示棟 ）	◇特別養護老人ホーム玉の緒
◇市立老人福祉センター別府荘	◇県立熊谷特別支援学校
◇市立老人福祉センター上之荘	◇障害者支援施設新光苑
◇市立老人憩いの家吉岡荘	◇市立健康スポーツセンター
◇熊谷市社会福祉協議会老人デイサービスセンター	◇市立老人福祉センターひかわ荘
◇市立老人福祉センター江南荘	◇ダイアナデイサービスセンター
◇軽費老人ホーム武蔵野ユートピアダイアナクラブ	等

４　応急仮設住宅提供に係る配慮

(1) 応急仮設住宅提供に係る配慮

福祉部及び建設部建築班は、応急仮設住宅提供にあたり、次の要配慮者への配慮を行う。

→ 本章 第 20 節「応急住宅対策」 第２「応急住宅の供給」参照

■応急仮設住宅提供に係る配慮

◇入居者の選定にあたり、要配慮者を優先的に入居させる。
◇建物の構造及び仕様について、要配慮者に配慮する。

(2) 福祉仮設住宅入居者への支援

福祉部は、社会福祉団体等と協力し、協定を締結している社会福祉施設等に対し一時的な入居を要請するとともに、福祉仮設住宅に入居している要配慮者を支援する。

【資料編】41 福祉避難所一覧

第３　社会福祉施設入所者等の安全確保

市担当部班	福祉部、各行政センター部
関係機関	北部福祉事務所、熊谷児童相談所、(福)埼玉県社会福祉協議会、(福)熊谷市社会福祉協議会、社会福祉施設等の管理者、民生委員・児童委員、自主防災組織

１　安否確認の実施

社会福祉施設等の管理者は、入所者及び利用者の安否を確認し、負傷等が認められる場合は、医療機関等に移送する。

また、火災が発生した場合、施設職員は初期消火を行い、避難が必要な場合は、近隣の住民等の協力を要請する。

２　施設における生活の確保

福祉部は、災害によりライフライン等が断たれ、食料、飲料水、生活必需品等が供給できなくなった場合は、必要とする品目、数量等の情報を収集し、関係する部に供給支援を要請する。

また、ライフラインの優先復旧を要請する。

【資料編】45 要配慮者関連施設の想定浸水深一覧

第４　外国人への支援

市担当部班	市長公室部広報広聴班
関係機関	熊谷市国際交流協会

１　安否確認の実施

市長公室部広報広聴班は、職員、語学ボランティア等による調査班を編成し、住民基本台帳等に基づき外国人の安否確認を実施する。この調査結果については、本部事務局を通じて、県に報告する。

２　避難誘導の実施

市長公室部広報広聴班は、広報車や防災行政無線等を活用して外国語による要避難広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

３　情報の提供

市長公室部広報広聴班は、市ホームページ、テレビ、ラジオ等を活用し、外国語による情報提供を行う。

また、国際交流協会、語学ボランティア等の協力を得て、チラシ、市報臨時版等の発行による生活支援情報の提供を随時行う。

４　相談窓口の開設

市長公室部広報広聴班は、市民部市民班及び各行政センター部と連携し、庁舎内等に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。なお、各相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

第 19 節　飲料水、食料、生活必需品等供給計画

〔　方針・目標　〕

- 一時的に避難した者の食料及び物資は、家庭内備蓄により賄うほか、市から備蓄食料や備蓄の毛布等を配布して避難生活を支援する。
- 風水害又は土砂災害により住家を失った避難者に対しては、炊き出しの実施のほか、調達した食料及び物資を供給する。
- 多数の被災者が発生した場合は、全国に支援を要請し、救援物資を受け入れる。なお、受け入れる救援物資は企業及び団体からのもののみとし、個人からの物資は受け入れないことを原則とする。

第１　給水計画

市担当部班	上下水道部
関係機関	県企業局

風水害や土砂災害による水道施設の破損、水質悪化等により、飲料水の供給が停止した場合は、次のように給水活動を行う。

１　優先給水

上下水道部は、断水地区の医療機関等の重要施設に対し、優先給水を行う。給水は、市所有の車両及び資機材を用いて行う。

２　需要の把握

上下水道部は、給水の必要な地域及び給水活動の規模を決定するため、需要の把握を行う。

■把握する内容

◇断水地区の範囲	◇断水地区の人口及び世帯数
◇避難所及び避難者数	◇給水所の設置場所

３　給水活動の準備

上下水道部は、次のように給水活動の準備を行う。

■給水活動の準備

給水所の設定	避難所又は被災地の公園等
活動計画の作成	◇給水ルート　◇給水量　◇給水方法　◇人員配置 ◇資機材の準備　◇広報の内容、方法等　◇水質検査
応援要請	他の水道事業者、自衛隊
給水資機材の確保	水槽積載車（不足するときは日本水道協会埼玉県支部、自衛隊に要請） 備蓄品（不足するときは業者から確保）

４　水源の確保

上下水道部は、災害が発生し、水道施設の破損等により水の供給が停止した場合は、被害状況を把握するとともに、水源の確保を図る。また、緊急の場合は、小・中学校の受水槽等を給水源として利用する。この場合、衛生の確保に留意する。

５　給水活動

上下水道部は、浄水場等から給水所に、水槽積載車で運搬する。給水所においては、市が所有している飲料水袋や住民自らが持参したポリタンク、バケツ等に給水する。

なお、復旧に長期を要するときは、応急仮設配管等の措置をとる。

■給水量の目安

項　　目	経　　過　　日　　数			
	第一次応急給水	第二次応急給水	第三次応急給水	
	災害発生～3 日	4 日～10 日	11 日～21 日	22 日～28 日
目標応急給水水量	3ℓ／人・日	20ℓ／人・日	100ℓ／人・日	250ℓ／人・日
用　　途	生命維持に必要最低限の水	調理、洗面等、最低生活に必要な水	調理、洗面及び最低の浴用、洗濯に必要な水	被災前と同様の生活に必要な水
給水方法	拠点給水 運搬給水	拠点給水 運搬給水 水道管による給水	拠点給水 運搬給水 水道管による給水	拠点給水 運搬給水 水道管による給水

６　給水施設の応急復旧

上下水道部は、給水施設の応急復旧について、おおむね以下のとおり行う。

(1) 被害箇所の調査と応急復旧

上水道の被害状況の調査及び応急復旧工事については、４週間以内に完了するよう努める。

(2) 資材の調達要請

復旧資材が不足する場合は、県知事及び日本水道協会埼玉県支部に対し、調達あっせんを要請する。

(3) 技術者のあっせん要請

応急、復旧工事の技術者等が不足する場合は、県知事及び日本水道協会埼玉県支部に対し、あっせんを要請する。

【資料編】12 水道施設・給水用具一覧
35 熊谷市管工事業協同組合 組合員一覧

第２　食料供給計画

市担当部班	産業振興部、各行政センター部、福祉部、教育部
関係機関	くまがや農業協同組合、熊谷商工会議所、くまがや市商工会、(一社)埼玉県トラック協会熊谷支部

１　対象者

食料供給の対象者は、次のとおりとする。

■食料供給の対象者

◇避難指示等に基づき避難所に収容された人
◇住家が被害を受け、炊事の不可能な人
◇旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない人
◇施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
◇災害応急活動従事者　（※救助法の実費弁償の対象外）
◇流通がまひし、食料の調達が不可能となった人（※救助法の実費弁償の対象外）

２　供給数の把握

産業振興部は、避難者や災害従事者等に食料を供給するため、次のように供給数を把握する。

■供給数把握の方法

対　象　者	方　法
避難者	避難所自治組織（避難所運営委員会）を通じて、教育部が把握する。
避難所以外に滞在する被災者	自治会、自主防災組織を通じて、市民部が把握する。
職員、応援者、作業従事者	各部からの報告を基に、総合政策部が集計及び把握する。

３　食料の確保・調達

供給する食料は、弁当、パン、牛乳、ジュース類とし、副食等は、炊き出しにより補う。できる限り要配慮者に適した供給ができるように配慮する。

産業振興部は、教育部、総合政策部から得た必要量を基に、食料供給業者から調達する。なお、食料については、アレルギーに配慮する。市内での確保が困難なときは、県等に対し、食料の供給を要請する。

また、応急用米穀の確保ができないときは、県知事に要請し、県知事から指示される範囲内で、農林水産省生産局又は関東農政局に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年５月29日付総合食料局長通知）に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請し、供給する。

なお、災害発生当初に食料供給業者から確保できない場合は、備蓄食料を供給する。

４　食料の搬送・配布

産業振興部は、避難所等の配布先までの食料の搬送を食料供給業者に要請する。搬送できない場合は、輸送業者等の協力を得て搬送する。避難所等での配布は、避難所自治組織（避難所運営委員会）に依頼する。

また、避難所以外に滞在する被災者に対しては、避難所等において配給を行うものとし、防災行政無線等により、配布日時、場所等について広報する。

５　炊き出しの実施

炊き出しは、原則として避難所自治組織（避難所運営委員会）が避難所内で実施し、必要に応じて、赤十字奉仕団及びボランティアに応援を要請する。

また、炊き出し用の食材等は、農業協同組合、米穀取扱業者又は食料品販売業者から調達する。

なお、多大な被害を受けたことにより炊き出し等の実施が困難な場合は、本部事務局を通じて県知事に協力を要請する。

６　救援物資の受入れ・管理

(1) 救援物資の取扱い

小口、混載の救援物資の取扱いは仕分け等の作業において負担になることから、原則として個人からの物資は受け入れない。

また、公共団体や企業等からの提供の申出については、申出者を登録し、改めて配送先等を連絡する登録制とし、必要なときに供給を要請する。

(2) 物資の受入れ、管理及び配分

産業振興部は、必要に応じて物流業者等の協力を得て物資集配所を設置し、救援物資の受入れ、管理及び配分の業務について、物流業者等への委託により行う。

なお、公共施設において救援物資の受入れ及び管理を行う場合は、社会福祉協議会を通じて、ボランティア等に協力を要請する。

【資料編】32 一般社団法人 埼玉県ＬＰガス協会 熊谷支部 加入販売店一覧
46 災害時における相互応援協定及び協力協定
【様式編】24 物資受払簿
25 物品輸送引渡書／物品受領書
26 食料調達状況
27 輸送状況
29 災害救援物資受領書
30 災害応急米穀の供給割当について

第３　衣料・生活必需品等供給計画

市担当部班	産業振興部、各行政センター部
関係機関	熊谷商工会議所

１　対象者

衣料、生活必需品等の供給の対象者は、次のとおりとする。

■物資供給の対象者

◇避難指示等に基づき避難所に収容された人
◇災害により住家に被害を受けた人
◇被服、寝具その他生活上必要な最低限度の家財等を喪失した人

２　供給数の把握

産業振興部は、教育部、自主防災組織等からの情報を基に、必要な供給数を把握する。

３　衣料、生活必需品等の確保・調達

供給する物資は、原則として「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に規定する物品とし、その他については、必要に応じて供給する。産業振興部は、教育部、自主防災組織等から得た必要量を基に、物資供給業者に対し、物資の確保を要請する。

また、福祉部を通じて、日本赤十字社埼玉県支部に対し、救援セットの供給支援を要請する。

■供給する物資例

◇被服	◇寝具	◇身の周り品	◇日用品	◇炊事用具
◇食器	◇光熱材料			

４　衣料、生活必需品等の搬送・配布

第２の４「食料の搬送・配布」に準じて行う。

なお、物資の配布にあたり、生理用品、女性用下着等については、女性スタッフにより配布するよう努める。

５　救援物資の受入れ・管理

第２の６「救援物資の受入れ・管理」に準じて行う。

【資料編】44 災害救助法による救助の程度、方法及び期間（早見表）

第 20 節　応急住宅対策

〔　方針・目標　〕

- 速やかにり災証明を発行するため、家屋の被災調査は、浸水等の危険性が解消された段階から着手し、20 日以内を目途に、り災証明書の発行が可能となる体制とする。
- 応急仮設住宅は、発災後１週間以内に必要戸数及び建設予定地を選定し、20 日以内を目標として入居が可能となるよう、県と連携をとり、対策を進める。

第１　住家の被災調査・り災証明書の発行

市担当部班	総合政策部情報班、総務部調査班、各行政センター部
関係機関	

１　被災者台帳の作成

総合政策部情報班は、災害発生時に被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳を作成する。

■被災者台帳の記載（記録）内容

◇氏名
◇生年月日
◇性別
◇住所又は居所
◇住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
◇援護の実施の状況
◇要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
◇その他（内閣府令で定める事項）

２　住家の被災調査

総務部調査班は、被害住家の調査を行い、被害程度の認定を行う。認定の基準は、以下の表のとおりとする。なお、調査要員が不足する場合は、県、近隣市町村等に応援を要請する。

■住家被害程度の認定基準

被害の程度	認　定　の　基　準
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70％以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50％以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50％以上 70％未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40％以上 50％未満のものとする。

中規模半壊	居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 30%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 30%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。
準半壊に至らない（一部損壊）	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%未満のものとする。

(1) 住家被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
(2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
(3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

３　り災証明書の発行

総務部調査班及び各行政センター部は、被災者からのり災証明書発行申請に対し、被害家屋の調査結果を基に作成したり災家屋台帳に基づき、証明書を発行する。

【様式編】36 被災者調査原票
38 り災家屋台帳
39 り災証明書
40 り災証明書交付簿
41 再調査申出書

第２　応急住宅の供給

市担当部班	建設部建築班
関係機関	県住宅課

建設部建築班は、被災状況を把握するとともに、住宅を失った被災者に対し、県等関連機関と連携して市営住宅等の空室及び応急仮設住宅を「応急住宅」として供給する。

１　既存住宅の活用

市営住宅等の空室を一時的に供給するとともに、必要に応じて、民間賃貸住宅の一時借上げ等による活用を図る。

(1) 市営住宅等の確保

建設部建築班は、市営住宅の空室の確保に努めるとともに、県、都市再生機構、県住宅供給公社等に空室の提供を依頼し、被災者に提供する。

(2) 入居資格

応急住宅に入居できるのは、次の全ての条件に該当する者のほか、市長が必要と認める者とする。ただし、申込みは、原則として１世帯１戸とする。

■入居資格

◇住宅が全焼、全壊又は流失した被災者
◇居住する住家がない被災者
◇自らの資力では住宅を確保することができない被災者

(3) 入居者の募集

建設部建築班は、確保した空室の募集計画を策定し、入居者の募集及び選定を行う。

なお、県営住宅等の入居者の選定については、県等の基準を基に、その他の生活条件等を考慮して市が行うものとする。

(4) 民間賃貸住宅の活用

建設部建築班は、必要に応じて、住宅を失った被災者の民間賃貸住宅の利用について支援を行う。

２　応急仮設住宅

応急仮設住宅には、災害発生後に緊急に建設して供与する「建設仮設住宅」及び民間の賃貸住宅等を借り上げて供与する「みなし仮設住宅」がある。

救助法が適用された場合は、市の要請に基づき県が設置し、県から委任を受けた場合は、市が設置する。

(1) 需要の把握

建設部建築班は、応急仮設住宅の建設が必要となった場合は、被害調査の結果等から必要戸数を把握し、県に要請する。また、災害相談窓口、避難所等において、入居者の申込みの受付を行う。

応急仮設住宅の入居者については、次の条件の全てに該当する者を選定するものとし、その他の者への適用については、県との協議により決定する。

■応急仮設住宅の入居対象者

次の全ての条件に該当する被災者
◇住宅が全焼、全壊又は流失した被災者
◇居住する住家がない被災者
◇自らの資力では住宅を確保することができない被災者
・生活保護法の被保護者及び要保護者
・特定の資産のない高齢者、障害者、父子世帯又は母子世帯、病弱者等
・上記に準ずる被災者

(2) 建設用地の確保

建設部建築班は、応急仮設住宅用地の選定基準に従い、あらかじめリストアップした候補地のうちから、原則として公有地を優先して選定し、県と協議する。ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用するものとし、地権者等と十分に協議し、その同意を得て選定するものとする。

(3) 応急仮設住宅の建設

県の委任を受けた場合、建設部建築班は、県の定める応急仮設住宅設置要領等に基づき、原則として市の建設工事請負等競争入札参加資格業者と請負契約を締結し、建設する。なお、気象条件や要配慮者を想定し、冷暖房設備の設置やバリアフリー等に配慮する。

(4) 入居者の募集及び選定

建設部建築班は、建設される仮設住宅の募集計画を策定し、入居者の募集を行うとともに、申し込んだ被災者の状況に関する調査票を作成する。

なお、入居者の選定は、福祉業務担当者、民生委員・児童委員等による選考委員会を設置して行うものとする。選定に際しては、それまでの地域的な結びつき、近隣の状況等に基づくコミュニティの維持や、要配慮者、ペットの飼育状況等にも配慮するものとする。

(5) 入居期間

入居期間は、原則として竣工の日から２年以内とする。

(6) その他の措置

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置する。

なお、応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び使用について、高齢者や障害者等の要配慮者に配慮するよう努めるとともに、入居に際しても、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。また、要配慮者への措置として、社会福祉施設等を福祉仮設住宅として利用することができる。

【資料編】22 応急仮設住宅建設予定箇所一覧
【様式編】35 応急仮設住宅設置要領

第３　被災住宅の応急修理計画

市担当部班	都市整備部住宅班
関係機関	県住宅課

救助法が適用された場合、市が被災住宅の応急修理を実施する。

１　需要の把握

都市整備部住宅班は、相談窓口において、住宅の応急修理の申込みを受け付ける。なお、応急修理の対象者は、次の全ての条件に該当する者である。

■応急修理の対象者

◇住宅が大規模半壊、半焼、半壊または準半壊し、当面日常生活を営むことができない被災者
◇自らの資力では住宅の応急修理ができない被災者

２　応急修理の実施

都市整備部住宅班は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な部分で必要最小限の範囲について、市の建設工事請負等競争入札参加資格業者等に委託して応急修理を行う。

なお、資材の調達や施工業者の決定については、関係機関と綿密に連携し、迅速に行う。

３　被災者が行う応急修繕工事等への支援

(1) 建築確認等の制限の緩和

都市整備部住宅班は、必要に応じて、建築基準法に基づき、被災区域等における建築物の応急修繕工事等を行うものについての法定基準や建築確認等の制限を緩和とすることにより、応急仮設住宅建設、応急修理等の支援を行う。

(2) 建築確認申請手数料の減免等

都市整備部住宅班は、災害により住宅等を滅失又は毀損したとき、これを建築し、又は大規模な修繕をする場合について、建築確認申請手数料を免除し、又は減免する。

(3) 災害復旧用材の供給等

都市整備部住宅班は、被災者の救助、災害の復旧及び木材の受給の安定のため、国、県等に対し、調達及び供給に関する支援を要請する。

また、災害時の混乱に乗じた悪質業者による詐欺商法について広報活動を行い、注意を喚起するとともに、市内の関係団体等に対し、協力を要請する。

第 21 節　文教対策・応急保育計画

〔　方針・目標　〕

- 学校長等においては、気象情報等に基づき、事前の帰宅措置や施設内での保護等により安全を確保する。
- 災害発生後、２週間程度で授業が再開できるよう、避難スペースと教育スペースとの調整を行う。
- 被害の後片付け等の復旧活動のため、一時的な保育を実施するなど、弾力的な運用を検討する。

第１　文教対策計画

市担当部班	教育部学校教育班
関係機関	北部教育事務所

災害時において、教育部は、園児、児童及び生徒の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保に万全を期するため、あらかじめ作成した各学校の防災計画に基づき、応急教育や被災した園児、児童及び生徒に対する適切な措置を講じる。

１　幼稚園・学校における事前措置・応急措置

(1) 園児、児童及び生徒の避難

教育部学校教育班は、気象警報等の気象情報を各幼稚園、学校等（以下「学校等」という。）に連絡する。

就業時間内に大雨警報等の発令又は洪水予報、水位情報周知等により災害の危険性があると認められる場合は、授業を打ち切り、帰宅の措置を取る。ただし、風雨が激しい場合は、学校等において保護し、保護者等に引き渡す。

また、学校長等は、学校施設に浸水等の危険があり、園児、児童及び生徒に危険が及ぶおそれがあると判断した場合は、安全な場所への緊急避難を行う。

(2) 医療救護

学校長等は、園児、児童及び生徒が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当を行うなど、必要な措置を速やかに講じる。

(3) 安否の確認

災害が発生した場合は、学校等において園児、児童及び生徒の安否を確認し、教育部学校教育班は、その状況を把握する。

(4) 避難所開設への協力

学校等においては、避難所の開設時には、派遣された職員とともに体育館等の避難スペースを確保し、避難者の受入れの準備を行う。また、避難所運営に当たっては、「避難所開設・運営マニュアル」に基づき対応するものとし、避難所自治組織（避難所運営委員会）とともに、教育スペースと避難スペースとの調整を行う。さらに、保健衛生及び感染症対策に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病等の予防に万全を期する。

(5) 被害状況の報告等

学校長等は、被害の規模、園児、児童及び生徒、職員並びに施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育部学校教育班に報告する。

また、状況に応じ、教育部学校教育班と連絡の上、臨時休校等の適切な措置を講じる。

２　施設の被害調査

教育部避難所班は、所管する学校施設、社会体育施設及び社会教育施設の点検、被害調査並びに応急措置を実施する。

３　応急教育

(1) 教育場所の確保

教育部避難所班は、学校等の被害状況を把握するとともに、学校長と連携をとり、応急教育の場所を確保する。

(2) 応急教育の準備

教育部学校教育班及び学校長は、臨時の学級編成を行い、生徒、児童及び保護者に授業の再開を周知する。なお、教職員の被災により十分な人員を確保できない場合は、県教育委員会と連携し、学級編成の組替え、近隣学校からの応援等により対処する。

(3) 応急教育の要領

教育部学校教育班は、応急教育において実施する指導内容及び教育内容については、特別計画を立案する。なお、授業の実施が不可能な場合にあっても、家庭学習の方法等について指導する。

■応急教育の留意事項

教育内容	◇教科書、学用品等の損失の状況を考慮する。特に、健康指導、生活指導、安全教育を実施する。
生活指導	◇児童及び生徒相互の助け合いの精神を育て、災害時の集団生活を指導する。 ◇関係機関、医師会、その他の専門家と連携及び協力して、児童及び生徒の「心のケア」対策を行う。

(4) 学用品の給与

災害により学用品を失った児童及び生徒に対し、教科書（必要な教材を含む。）、文房具及び通学用品を給与する。教育部は、学校長を通じて給与の対象となる児童及び生徒の人数を把握し、被害状況別及び小・中学校別に、「学用品購入（配分）計画表」を作成する。なお、とりまとめに当たっては、り災者名簿及び学籍簿と照合する。

学用品の調達は、市が業者から一括購入し、学校ごとに分配する。市において調達が困難な場合は、県教育委員会に調達及び供給の支援を要請する。

(5) 給食等の措置

ア　学校給食の施設又は設備が被災した場合は、損傷が著しい場合を除き、速やかに応急処理を行い、給食の実施に努める。

イ　給食食材納入事業者が被害を受け、食材の納入が困難となった場合は、応急調達の措置を講ずるものとする。

ウ　衛生管理に十分に注意し、給食に起因する食中毒、伝染病等が発生することのないよう努める。

エ　給食の再開については、県等と協議し、可能な限り学校再開と同時に実施する。

オ　給食の再開後において、学校施設が地域住民の避難所として使用されている場合は、当該給食を被災者に提供できるよう調理食数を調整する。

(6) 授業料の減免、奨学金の貸与の措置等

救助法が適用された場合は、県立学校の生徒又は学生に関し、その被災の程度に応じて、授業料の納付期間の延長又は減免、奨学金の貸与等の措置が講じられる。これを踏まえ、小・中学校等についても、給食費の免除等、県に準ずる措置の実施を検討する。

４　文化財の応急措置

教育部避難所班は、県と連携して次の応急措置を行う。

(1) 建造物

建造物が被災した場合は、文化財愛護ボランティア等の協力を得て被害状況を取りまとめ、以下のとおり応急措置を施し、本修理を待つ。

ア　被害の拡大を防ぐため、地元と連絡を取り合い、応急修理を施す。

イ　被害が大きい場合は、損壊を防ぎ、覆(おおい)屋等を設ける。

ウ　被害の大小にかかわらず、防護柵等を設け、安全と現状保存を図れるようにする。

(2) 美術工芸品

美術工芸品の保管場所が被災した場合は、管理体制及び設備の整った公共施設に、一時的に保管させる措置を講ずる。

(3) 石造物

宝篋(きょう)印塔、五輪塔等の石造物には崩壊するおそれのあるものがあるが、被害の程度によっては復旧可能であり、地元と連絡を取り合い、保存の処置を進める。

【資料編】10 文化財一覧

第２　応急保育計画

市担当部班	福祉部
関係機関	熊谷児童相談所

福祉部は、保育所等の被害状況を把握する。

既存の施設において保育の実施ができない場合は、臨時的な保育所を設け、保育を実施する。交通機関の不通、保護者の被災等により通園に支障を来す場合は、近隣の保育所において保育を行う。

また、災害に関する理由により緊急に保育が必要な場合は、保育所への入所の手続を省き、一時的保育を行うよう努める。

第 22 節　障害物除去計画

〔　方針・目標　〕

- 河川及び道路上の障害物の除去は、各管理者が実施する。
- 市の道路上の障害物については、浸水等の危険が解消した後に除去に着手し、緊急交通路については、目標として２４時間以内に通行が可能となるよう、除去を行う。

第１　道路等の障害物の除去

市担当部班	建設部建設班
関係機関	大宮国道事務所、熊谷県土整備事務所、荒川上流河川事務所、利根川上流河川事務所

１　道路上の障害物

市は、道路の被害状況及びその路線の交通確保の緊急性を考慮して応急復旧順位を設定し、道路上の障害物を除去する。

なお、国道及び県道上における障害物の除去については、原則として各道路管理者が行うが、相互に連携及び調整し、行うものとする。

２　河川における障害物の除去

河川における障害物の除去は、各河川管理者が行う。

建設部建設班は、関係各部等から河川における障害物の発見の通報を受けた場合は、各河川管理者にその旨連絡し、必要に応じて除去を要請する。

除去する障害物の優先順位については、河川の機能の確保の観点から、当該障害物が水流を阻害している程度と二次的な災害の発生の可能性を考慮した上で河川管理者が決定する。

第２　住宅関係障害物の除去

市担当部班	都市整備部住宅班
関係機関	熊谷市建設業協会

１　対象者

救助法が適用された場合、都市整備部住宅班は、日常生活に欠くことのできない場所（居室、台所、玄関、便所等）に堆積した土砂、立木等で、日常生活に著しい支障を及ぼす障害物を除去する。

住宅関係の障害物の除去の対象者は、次のとおりである。

■障害物除去の対象者

◇当面の日常生活が営み得ない状態にある被災者
◇住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した被災者
◇自らの資力では障害物の除去ができない被災者

２　障害物の除去

都市整備部住宅班は、相談窓口を設置し、障害物除去に関する申込みを受け付ける。

除去の実施に当たっては、住宅の敷地への通行を確保し、住宅内の障害物を除去する範囲で、建設工事請負等競争入札参加資格業者等に委託して行う。

なお、除去した障害物は、一次集積場所等に集積し、廃棄すべきものと保管すべきものとを明確に区分する。

第３　集積場所、人員、機械器具等の確保

市担当部班	環境部、妻沼行政センター部
関係機関	北部環境管理事務所、県環境整備センター、熊谷市環境衛生組合

１　障害物の集積場所

除去した障害物の集積場所は、災害廃棄物の集積場所とする。

→ 本章 第 25 節「環境衛生計画」 第１「災害廃棄物処理計画」参照

２　必要な人員、機械器具等の確保

環境部は、障害物の除去を行うに当たっては、市の要員、市有の機械器具等に加え、あらかじめ協定を締結した熊谷市環境衛生組合等に応援協力を要請し、迅速かつ効果的な障害物の除去実施体制を確保する。

【資料編】36 衛生関係業者一覧

第 23 節　輸送計画

〔　方針・目標　〕

- 物資の緊急輸送等のため、市内の輸送業者等に要請し、輸送手段の確保を図る。
- 水害により取り残された被災者の救助や重症者の搬送等のため、ヘリコプターの出動を県に要請する。

第１　車両・燃料等の調達、配車計画

市担当部班	総務部庶務職員班、所管各部
関係機関	(一社)埼玉県トラック協会、熊谷トラック事業協同組合、(一社)埼玉県バス協会

総務部庶務職員班は、所管する公用車その他の車両を管理し、各部からの配車要請に備えて待機させる。

また、公用車のみでは不足する場合又は公用車では輸送できない場合に備え、先行的に、市内輸送業者等からトラック、バス等を調達する。なお、燃料については、市内で調達が可能な燃料販売業者を確認し、地域単位により調達可能業者のリストを作成して、各部に連絡及び通知する。

また、集中調達した車両については、災害の状況に応じて、被害の軽減及び人命救助最優先の原則に基づき各部に配車する。

【資料編】13 市有車両一覧
29 一般社団法人 埼玉県トラック協会 熊谷支部 会員一覧
30 熊谷トラック事業協同組合 組合員一覧
31 一般社団法人 埼玉県バス協会 会員一覧（市内事業者）

第２　緊急輸送計画

市担当部班	総務部庶務職員班、建設部建設班、都市整備部公園班、本部事務局
関係機関	鉄道事業者、(一社)埼玉県トラック協会、熊谷トラック事業協同組合、(一社)埼玉県バス協会

１　緊急輸送の範囲

市が実施する緊急輸送の対象は、次のとおりとする。

■応急救助のための輸送の範囲

◇救助活動又は医療活動の従事者及び医薬品等の物資
◇消防、水防活動等、災害の拡大防止のための人員及び物資
◇政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電気、ガス及び水道施設の保安要員等、初動の災害対策に必要な人員及び物資
◇医療機関へ搬送する負傷者等
◇緊急輸送に必要な輸送施設又は輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
◇食料、飲料水等、生命の維持に必要な物資
◇疾病者及び被災者の被災地外への搬送
◇輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
◇災害復旧に必要な人員及び物資
◇生活必需品

２　広域搬送の一元化

緊急輸送に当たっては、県防災基地、市防災活動拠点と、それらを結ぶ緊急輸送ネットワークを主たる輸送路として活用した効率的な輸送を実施する。そのため、総務部庶務職員班は、県及び近隣市町村と相互に連携し、輸送業務の調整を行う。

３　緊急輸送情報の把握及び提供

建設部建設班は、県をはじめ関係機関から緊急交通路に関する応急復旧の状況、交通規制の状況、交通渋滞の状況等の情報を収集及び取りまとめの上、各部及び緊急輸送実施者に対し、定期的、かつ、必要な場合においては、随時、情報を提供する。

４　車両以外の手段による緊急輸送

(1) 鉄道による輸送

総務部庶務職員班は、自動車による輸送が不可能な場合又は広域輸送が必要な場合は、東日本旅客鉄道(株)及び秩父鉄道(株)に対し、鉄道による輸送を要請する。

(2) ヘリコプターによる輸送

本部事務局は、災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合は、県を通じてヘリコプターによる輸送を要請する。その場合、都市整備部公園班は、自衛隊等と連携して、臨時ヘリポートを開設する。

【資料編】 6 臨時ヘリポート場一覧
43 緊急輸送路網図
47 消防応援協定

第 24 節　要員確保計画

〔　方針・目標　〕

- 発災後直ちに、社会福祉協議会と連携して災害ボランティアセンターをコミュニティセンター等に設置し、受付、登録、活動の割り振り等ができる体制を確保する。また、同センターから離れた被災地には、現地出張所を設置する。
- 災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会やボランティア団体等が主体となり、ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分け等、被災地におけるボランティアのコーディネート業務を行う。また、市では、拠点施設、資機材等の提供等、必要な支援や、市の対策とボランティア活動との調整を行う。

第１　労務供給計画

市担当部班	所管各部
関係機関	熊谷公共職業安定所

災害時において災害応急対策を実施する際に不足する労力については、公共職業安定所を通じて、必要最小限度の労働者の雇用によって確保する。また、市のみでは必要な要員を確保できない場合は、県に対し、要員確保を要請する。

なお、応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として要する費用については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成 13 年埼玉県告示第 393 号）の範囲内において、市が県に請求することができる。

■救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の範囲

◇被災者の避難	◇医療及び助産
◇被災者の救出	◇飲料水の供給
◇遺体の捜索	◇遺体の処理
◇救済用物資の整理分配	

第２　一般ボランティア受入体制の確保

市担当部班	市民部市民班、福祉部
関係機関	(福)熊谷市社会福祉協議会、熊谷市赤十字奉仕団

１　ボランティア団体等への要請

市民部市民班、福祉部は、災害対策実施に当たりボランティアの協力が必要な場合は、県災害ボランティアセンター及び社会福祉協議会と連携し、赤十字奉仕団、ボランティアグループ、住民組織等に要請する。

なお、赤十字奉仕団との連絡要請については福祉部が、また、ボランティアグループ、住民組織等との連絡要請については市民部が行い、必要に応じて、各災害対策を担当する部間の総合調整を行う。

ボランティア団体等に要請する活動は、次のとおりである。

■ボランティア団体等に依頼する活動

◇災害、安否及び生活に関する情報の収集及び伝達
◇炊き出しその他の災害救助活動
◇高齢者、障害者等の介助及び介護活動
◇清掃及び防疫
◇災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
◇応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
◇災害応急対策事務の補助

２　市外からのボランティアへの対応

災害状況によって市外からのボランティアが集まる場合は、以下の事項に留意し、その善意が効果的に生かされるよう、また、その力が十分発揮できるよう体制の確保に努める。

(1) 活動拠点の開設

市民部市民班、福祉部は、社会福祉協議会と連携して、コミュニティセンター等に災害ボランティアセンターを設置する。ボランティアセンターの運営は社会福祉協議会が行い、市は、必要な支援を行う。

市災害ボランティアセンターにおいては、ボランティアの受付及び登録、ボランティア活動のコーディネーター、関係機関及び県災害ボランティアセンターとの連絡調整等を行う。

災害ボランティアセンターから離れた、被害の集中している地域の公共施設等には、機材の管理、情報収集、休憩所等の機能をもった現場出張所を設置する。

また、駅、市役所等には、ボランティアセンターの案内所を置く。

(2) ボランティア保険への加入

市民部市民班、福祉部は、社会福祉協議会と連携して、登録したボランティアのボランティア保険への加入について、手続を行う。

(3) ボランティア活動との調整及び支援

市民部市民班、福祉部は、社会福祉協議会、ボランティアコーディネーター等と定期的に協議を行い、市からの要請事項等の伝達、活動の報告等を行うとともに、諸問題の解決を図る。また、ボランティアの活動に必要な情報を市災害ボランティアセンター及びその他のボランティア組織へ提供するとともに、これらの組織と災害対策本部との連絡調整に当たる。

第３　専門ボランティア・専門家・専門機関等への協力要請

市担当部班	本部事務局、所管各部
関係機関	各機関

１　災害救援専門ボランティアの派遣要請

市各部は、大規模災害等が発生した場合は、必要に応じ、県関係部局に対して災害救援専門ボランティアの派遣支援を要請する。なお、本部事務局は、各部が行う派遣の要請について、必要に応じて総合的に調整を行うことができるものとする。

■災害救援専門ボランティアの活動分野の目安

◇救急、救助
◇医療
（医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、薬剤師、理学療法士、作業療法士）
◇介護
◇被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定
◇手話通訳、外国語通訳
◇情報及び通信
◇ボランティアのコーディネート
◇輸送

■砂防ボランティアの協力業務

◇地盤等に生じる土砂災害発生に関連する変状の発見及び行政等への連絡
◇土砂災害に関する知識の普及活動
◇土砂災害時の被災者の援助活動

２　専門家・専門機関等への協力要請

本部事務局は、災害対応上必要があると認めるときは、県に対し、専門家又は専門機関の助言等に関する協力を要請する。

(1) 要請事項

ア　災害時医療救護活動（初動対応の調整、負傷者搬送や医療救護班の派遣調整）
イ　災害医療（広範囲熱傷、多発外傷、化学物質等の中毒等の治療）
ウ　消火活動（職員の化学防護及び消火手法）
エ　避難対策（爆発等の影響範囲の算出及び避難対策の実施の是非）
オ　危険物等による汚染の除去（事業者による除去及び除染作業の確認）
カ　各種制限措置の解除（各種制限措置の解除の是非及び安全宣言の是非）
キ　道路構造物の被災等があった場合の復旧等の措置
ク　代替交通対策
ケ　心身の健康相談（アスベスト、粉塵（じん）等の危険物等に係る相談に対する回答）

(2) 経費の負担

専門家、専門機関等の派遣等に要した経費は、県と協議の上決定し、負担する。

第 25 節　環境衛生計画

〔　方針・目標　〕

- 浸水等の危険性が解消された直後に、上下水道の使用が不可能となった地域の避難所、公園等に仮設トイレを設置する。断水により自宅トイレが使用できない場合は、ポータブルトイレの活用を図る。
- 大量に発生する廃棄物については、公園等を一次集積所として分別処理を行い、二次集積場所で処理を行う。
- 災害後の食中毒及び感染症の発生を防止するため、被災地や避難所において防疫及び保健活動を実施する。特に、要配慮者の健康管理に留意する。
- ペットは、飼育者である避難者が責任をもって管理することを原則とする。避難所の居室等、多数の被災者が生活する場所への持込みは禁止する。

第１　災害廃棄物処理計画

市担当部班	環境部
関係機関	県資源循環推進課、県産業廃棄物指導課、県環境整備センター

令和２年６月に、「熊谷市災害廃棄物処理計画」策定を行った。この計画に基づき、適正な処理を行い環境衛生の保全を図る。

１　し尿の処理

(1) 仮設トイレの設置・管理

・備蓄数だけでは不足する場合、既存協定等を活用し、仮設トイレ等を確保する。
・避難所等にあらかじめ備蓄している仮設トイレ等を早急に設置する。
・設置した仮設トイレ等を衛生的に管理するために、教育部避難所班等と連携し、消耗品等の確保、定期的な清掃等を実施する。
・設置数を記録し、備蓄数と比較して支援要請の必要性を逐一把握する。

(2) し尿の処理

ア　排便袋の回収体制の構築

・仮設トイレ等が設置されるまでの一定期間は排便袋の排出が想定されるため、避難所における排便袋の排出場所・排出方法等を検討する。
・避難所における生活環境・公衆衛生を確保するため、排便袋の保管方法や回収頻度を設定し、定期的に収集運搬できる体制を構築する。
・市が所有する車両及び委託業者や許可業者の車両の被災状況を確認し、速やかに収集運搬体制を確立する。
・市の収集運搬体制では対応できないと想定される場合は、D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）や既存協定等に基づき、収集運搬車両と人員支援に係る要請を行う。

イ　使用済み排便袋の回収、収集運搬、処理（焼却）

・避難所で排便袋を集めておくためのフレコンバッグ等を手配する。また、臭気の拡散等を防止する。
・排便袋はパッカー車で収集できないため、平ボディ車やダンプの手配を検討する。
・排便袋の処理施設（焼却）を管理している大里広域市町村圏組合と搬入方法や搬入量等について協議する。

(3) 仮設トイレの撤去

避難所の閉鎖や縮小に併せて仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所の衛生の向上を図るものとする。

２　生活ごみ・避難所ごみの処理

(1) 住民への周知・広報（分別区分、排出方法等）

・生活環境の保全、公衆衛生の確保を最優先とし、ごみの種類に応じて収集や処理の優先順位をつける（例：資源物（紙類）や粗大ごみ・家電製品の収集頻度を低くし、他の品目の収集頻度を高める等）。
・発災直後から生活ごみ・避難所ごみは排出されるため、生活ごみ・避難所ごみの排出方法等の情報は早急に周知する。
・避難所ごみは避難所に届けられる支援物資等の使用・消費により発生するため、平時の生活ごみとは組成が異なり、特に衣類、ダンボール、容器包装プラスチック等が大量に発生することを踏まえ、分別区分や収集頻度等を設定する。

(2) ごみの収集運搬体制の構築、収集運搬の実施

・市が所有する車両及び委託業者や許可業者の車両の被災状況を確認後、避難所開設、避難所外避難者数等の情報を速やかに把握し、収集体制、収集ルート等の検討を行う。また、通常体制での収集が困難な場合、支援要請を行い早期に収集体制を構築する。
・家庭や避難所での保管期間が長期化すると悪臭・害虫の発生が想定されるため、D.Waste-Net や埼玉県清掃行政研究協議会における災害廃棄物等の処理に関する相互支援体制や既存協定等に基づき、収集運搬車両と人員支援、処理支援に係る要請を行う。
・生活ごみを一時的に保管する際は、悪臭・害虫等が発生しないよう消臭剤・脱臭剤・駆除剤等を散布する。
・通行障害が生じないよう収集時間や収集すべき品目等を制限し、効率的に収集運搬を実施する。
・地域によって被災の程度に差があるような場合は、被害の程度が小さかった地域で排出されるごみの収集に手が回らず、交通障害、景観の悪化、生活環境・公衆衛生の悪化につながるため、被害の程度が大きかった地域だけでなく被害の程度が小さかった地域のごみも収集運搬できる体制を確立する。
・市施設等へのアクセス道路の被災等により、市施設での処理が困難な場合、生活ごみを一時的に保管するための仮置場を設置する。

３　片付けごみの収集運搬

(1) 片付けごみの回収方法の検討

・被災家屋等からの片付けごみの排出は、ボランティア等の支援により行われることがあるため、関係部署（市民部市民班や福祉部福祉班）と連携してボランティアセンター等への支援要請や片付けごみの排出に係る情報周知等を行う。
・被災家屋から排出される片付けごみの回収が遅れた場合、通行障害が生じることもあるが、開設する仮置場の箇所数、場内の安全確保の状況、仮置場周辺道路の渋滞見込等を勘案し、住民自らが仮置場へ搬入することを認めるか判断する。直接搬入を認めない場合は、ステーション収集（集積所を利用した収集）による回収についても検討する。

・ステーション収集を行う場合は、道路の被災状況によっては収集運搬経路が限定されることが想定されるため、道路の被災状況・復旧状況等を踏まえ、収集運搬ルートを選定する（熊谷市防災ハザードマップを参考とする）。
・大規模災害時は、各清掃センターへの個人持込みを原則禁止とする。
・特に水害時は、発災翌日から片付けごみが排出されることもあるため、排出方法等の情報はできるだけ早急に周知する。

(2) 片付けごみの回収、収集運搬体制の構築

・市の収集運搬体制では対応できないと想定される場合は、D.Waste-Net や埼玉県清掃行政研究協議会の枠組みや既存協定等に基づき、収集運搬車両と人員支援に係る要請を行う。
・市が所有する車両及び委託業者や許可業者の車両の被災状況を確認し、速やかに回収、収集運搬体制を確立する。
・片付けごみ用の仮置場を設置する場合は、既存協定等を活用し、仮置場の管理・運営に必要な人員・重機・資機材等を確保する。
・片付けごみ用の仮置場では、分別仮置き・保管を徹底するため、場内レイアウトの作成、看板の設置等を行う。
・片付けごみ用の仮置場付近では、渋滞が発生することが想定されるため渋滞緩和策を検討する

■災害廃棄物仮置き場の候補地

区　　分	名　　称	所 在 地	備　　考
災害廃棄物全般	別府農村広場	西別府 592-2	
	別府沼公園（駐車場）	西別府 1456	
	熊谷さくら運動公園（駐車場）	小島 157-1	
	熊谷スポーツ文化公園（駐車場）	上川上 300	
	熊谷文化創造館【さくらめいと】(駐車場)	拾六間 111-1	
	大里総合グラウンド	中曽根 650	
	大里体育館（駐車場）	津田 21	
	妻沼運動公園	飯塚 200-1	
	旧妻沼清掃センター	弥藤吾 547-1	
	江南総合グラウンド	押切 2436	
	江南総合文化会館ピピア（駐車場）	千代 325-1	

【資料編】 8 ごみ・し尿処理施設一覧
36 衛生関係業者一覧

第２　防疫活動

市担当部班	市民部医療班、環境部
関係機関	熊谷保健所、(一社)熊谷市医師会、(一社)熊谷薬剤師会

１　疫学調査

(1) 疫学調査への協力

疫学調査については、県が疫学調査班を編成して実施するが、被害の状況により、市民部医療班は、県の調査に協力する。

疫学調査の結果、感染症等の発生のおそれがある場合は、避難所等において健康診断を実施する。また、必要がある場合は、予防接種を実施する。

(2) 感染症患者への措置

市民部医療班、環境部は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に規定する三類感染症が発生した場合、又は五類感染症等の発生動向に通常とは異なる動向が認められる場合は、県の行う必要な措置について協力するとともに、県の指示により消毒の実施及び害虫の駆除を行う。

■感染症患者等への措置

◇発生状況、動向及び原因の調査	◇健康診断
◇就業制限	◇感染症指定医療機関への入院勧告
◇消毒等	

２　防疫活動

(1) 防疫業務の実施

市民部医療班、環境部は、医師会等と協力して防疫活動実施のための防疫班を編成し、県の指示により次の防疫事務を実施する。

■災害防疫業務

◇予防教育及び広報活動の強化	◇消毒の励行
◇ねずみ、昆虫等の駆除	◇生活用水の使用制限及び供給等
◇避難所の衛生管理及び防疫指導	◇臨時予防接種の実施

(2) 消毒及び害虫駆除の実施

市民部医療班、環境部は、医師会、関係業者等と協力して、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある地域において、消毒及び害虫駆除を実施する。また、防疫用の資機材及び薬剤は、市内の応援協力協定締結業者等から調達する。

【資料編】11 市有防疫用・補修用資機材一覧

第３　食品衛生対策

市担当部班	市民部医療班
関係機関	熊谷保健所

市は、熊谷保健所と協力して、被災者等に供給する食品、飲料水、炊き出し施設等の衛生を確保するよう、関係団体等に要請する。

なお、食中毒が発生した場合は、熊谷保健所が疫学調査を行い、原因の特定及び衛生指導等の対策を行う。

第４　環境対策

市担当部班	環境部
関係機関	北部環境管理事務所

環境部は、工場、事業所等からの有害物質の漏出による公共用水域、地下水、大気及び土壌の汚染等のおそれがある場合は、周辺地域住民の生命及び身体の危険防止のために必要な緊急措置を講ずるとともに、県と連携し、直ちに関係機関に連絡する。併せて、報道機関等の協力を得て、一般市民への注意喚起及び、正しい情報、とるべき行動等に関する広報活動を行う。

また、石綿（アスベスト）等の有害物質を含む廃棄物の飛散防止対策を図るとともに、有害物質取扱事業所からの混入を防止し、適正な処置に努める。

第５　動物愛護対策

市担当部班	環境部、産業振興部、各行政センター部
関係機関	熊谷保健所、熊谷家畜保健衛生所

１　放浪動物への対応

環境部は、県、獣医師会及び動物関係団体等により構成される県動物救援本部等と連携して、飼い主の被災により廃棄され、又は逃げ出したペット等を保護する。

また、危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等との連携により必要な措置を講ずる。

２　避難所における動物の適正な飼養

避難者とともに避難した動物（盲導犬、聴導犬及び介助犬を除く。）の取扱いについて、避難所においては様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持込みは原則として禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し、飼養させることとする。

ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど、収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意の下に、居室以外の部屋に専用スペースを設け、飼養させることができる。

動物への給餌（じ）、排泄物の清掃等の飼育及び管理については、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合については、当該動物を連れてきた者が、当該専用スペースの撤去後、現状復旧をする全責任を負うものとする。

３　家畜等の対応

産業振興部は、家畜、畜産施設等の被害状況を速やかにまとめて県熊谷家畜保健衛生所に報告し、家畜の防疫、飼料等の確保、病畜及び死亡獣畜等の処理等、衛生の確保に協力する。

第 26 節　事前措置及び応急措置等

第１　市長の事前措置及び応急措置

市担当部班	本部事務局、消防部
関係機関	北部地域振興センター、熊谷警察署

１　事前措置及び避難

(1) 出動命令等

市長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は市地域防災計画の定めるところにより消防本部及び消防団に出動の準備をさせ、若しくは出動を命じ、又は警察官の出動を求める等、災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請する。（根拠法令：災対法第 58 条）

(2) 事前措置等

市長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合において、その災害を拡大するおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要な限度において、設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。（根拠法令：災対法第 59 条第１項）

(3) 避難の指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示する。（根拠法令：災対法第 60 条第１項）

また、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、市長は、必要と認める地域の居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。（根拠法令：災対法第 60 条第３項）

２　応急措置

市長等は、災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、おおむね以下の応急措置を実施する。

■応急措置等の概要及び根拠法令

応急措置等の概要［措置等の権限者］	根拠法令
［市長］消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な措置（以下「応急措置」という。）	災対法 第 62 条第１項
［市長］市の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者に対する協力の指示	災対法 第 62 条第２項
［市長］警戒区域の設定による、災害応急対策に従事する者以外の者に対する当該区域への立入りの制限、禁止又は退去の命令	災対法 第 63 条第１項
［水防団長、水防団員等］水防上緊急の必要がある場所における警戒区域の設定による、水防関係者以外の者に対する当該区域への立入りの制限、禁止又は退去の命令	水防法 第 21 条第１項
［消防吏員、消防団員］火災の現場における消防警戒区域の設定による、総務省令で定める者以外の者に対する当該区域への立入りの制限、禁止又は退去の命令	消防法 第 28 条第１項
［市長］応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときの、土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用	災対法 第 64 条第１項
［市長］応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときの、工作物又は物件で応急措置の実施の支障となるものの除去等及び保管	災対法 第 64 条第２項
［市長］応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときの、住民又は応急措置を実施すべき現場にある者に対する応急措置の業務への従事の指示	災対法 第 65 条第１項
［水防管理者、水防団長、消防長］水防上緊急の必要があるときの、必要な土地の一時使用、土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用、車両その他の運搬用機器の使用又は工作物その他の障害物の処分	水防法 第 28 条第１項
［水防管理者、水防団長、消防長］水防のためやむを得ない必要があるときの、水防管理団体の区域内の居住者又は水防の現場にある者に対する水防従事の指示	水防法第 24 条
［消防吏員、消防団員］消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために必要があるときの、消防対象物及びこれらのものがある土地の使用、処分又は使用制限	消防法第 29 条 第１項～第３項
［消防吏員、消防団員］緊急の必要があるときの、火災の現場付近にある者に対する、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助等への従事指示	消防法 第 29 条第５項

３　損害補償

市長は、応急措置の実施に伴う前記の指示等により通常生ずべき損失に対しては、補償を行う。また、応急措置の業務に従事又は協力した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、条例の定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

【様式編】28 公用負担命令票

第２　救助法の適用要請

市担当部班	本部事務局
関係機関	

１　救助法の適用要請

救助法の適用の決定は、県知事が行う。市は、災害が発生し、救助法の適用基準に該当する場合又は該当する見込みである場合は、遅滞なく被害状況を県知事に報告し、救助法の適用を要請する。

２　救助法の適用基準

救助法の適用基準は、救助法施行令第１条第１項第１号から第４号までの規定による。
なお、熊谷市に関する具体的な適用基準は、次のとおりである。

■救助法の適用基準

適　用　の　基　準			該当規定（救助法施行令第１条第１項）
市内において住家が滅失（り災）した世帯の数が右欄の基準に該当する場合		（市）　１００ 以上 〔人口１０万人以上３０万人未満の市〕	第１号
県内において住家が滅失（り災）した世帯の数が右欄の①の基準に該当する場合で、かつ、市内の住家が滅失（り災）した世帯の数が右欄の②の基準に該当する場合	①	（県）　２，５００ 以上 〔人口３００万人以上の都道府県〕	第２号
	②	（市）　５０ 以上 〔人口１０万人以上３０万人未満の市〕	
県内において住家が滅失（り災）した世帯の数が右欄の①の基準に該当する場合、又は②の基準に該当する場合	①	（県）１２，０００ 以上 〔人口３００万人以上の都道府県〕	第３号※
	②	多数の世帯の住家が滅失し、かつ、次のア又はイの要件に該当すること ア　災害に係った者に対する食品又は生活必需品の給与等について、特殊の補給方法を必要とすること イ　災害に係った者の救出について、特殊の技術を必要とすること ［隔絶した地域で災害が発生した場合等］	
多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合で、右欄の①又は②の基準に該当する場合	①	災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること	第４号※
	②	災害に係った者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること ［県知事が内閣総理大臣と協議］	

※ 第３号の②及び第４号の基準の根拠
災害救助法施行令第１条第１項第３号の厚生労働省令で定める特別の事情及び同項第４号の厚生労働省令で定める基準を定める省令（平成 12 年厚生省令第 86 号）

３　滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家が全壊（又は全焼若しくは流失）した世帯を基準とする。なお、半壊等については、救助法施行令第１条第２項の規定により、以下のとおりみなし換算を行う。

■滅失世帯の算定方法

滅失住家１世帯（みなし換算）	半壊（半焼）住家	２世帯
	床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住できない状態となった住家	３世帯

４　救助の実施

救助法による救助は、県知事が行い（法定受託事務）、市長がこれを補助する。県知事は、市が実施することにより、より迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、市長に対し、個別の災害ごとに、救助に関する事務を通知により委任する。

なお、災害救助の程度、方法及び期間については、特別な基準の適用を申請することができる。当該申請は県知事に対して行うこととし、期間延長については、救助期間内に行う。

■救助法の適用となる救助の項目

救助の種類	期　　間	実施者（市は県からの委任による）	
避難所の設置	災害発生の日から７日以内	市	
応急仮設住宅の供与	災害発生の日から２０日以内に着工	対象者及び設置箇所の選定	市
		設　　置	県（委任されたときは市）
炊き出しその他による食品の給与	災害発生の日から７日以内	市	
飲料水の供給	災害発生の日から７日以内	市	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	災害発生の日から１０日以内	市	
医　　療	災害発生の日から１４日以内	県（県及び日本赤十字社支部による医療班派遣）	
助　　産	分娩した日から７日以内	県（県及び日本赤十字社支部による医療班派遣）	
災害にかかった者の救出	災害発生の日から３日以内	市	
災害にかかった住宅の応急修理	災害発生の日から１か月以内	市	
学用品の給与	災害発生の日から 教科書　　１か月以内 文房具等　１５日以内	市	
埋　　葬	災害発生の日から１０日以内	市	
死体の捜索	災害発生の日から１０日以内	市	
死体の処理	災害発生の日から１０日以内	市	
障害物の除去	災害発生の日から１０日以内	市	

〔注〕 期間については、知事が内閣総理大臣と協議し、その同意を得た上で、実施期間を延長することができる。

【資料編】44 災害救助法による救助の程度、方法及び期間（早見表）